

ヤシマ

氏の軍義経の兵の影を見て、千餘人着上り戦はんとす、會々屋島に留りたる二百餘騎の將士馳せ來りて義経に従ふ、平軍未だ戦はずして又船上り、波に浮びて去る...

ヤシマノナイタイジン

八島内大臣

平宗盛(マヒラノムチモリ)を見よ

ヤシリ 鐵(ハ)を見よ

ヤシルシ 矢印 矢の體即ち箭に、射手の姓名を注したるをいふ...

參看)之を記すに焼給(焼印)漆、墨等を用ひ、小刀の先に彫りたるもあり、なほ大進物などの時には、姓名を避けて我が家紋を書くは、人馬に我名を踏ませまじき爲なりといへり...

ヤシマ

も云ふ、御屋の義にして、之を尊びて稱するなり、祠もヤシロなれども、或はホコラと訓みて、小祠の事とも爲せり...

時代には、或は神領を以て之に充て、或は大名以下の錢財を募り、或は氏子の協力に依るあり、而して容易に其の創立を許さざるは往時の例に依る、維新の後一時神祇官をおきしも、久しからずして廢し、内務省社寺局にて天下の神社を管したりしが、近時特に神社局をおきたり...

ヤシマ

る殿にして、拜殿は拜禮を行ふ殿なり、其餘、舞殿(舞を奏する所)神樂殿(神樂を奏する所)着殿(勅使の參着する所)御饗殿(神饗を調ふる所)御供所(御炊飯(御饗)を炊く處)祓殿(神官祓を行ふ所)神門(神官常に神拜し、祝詞など、此所にて行ふ)直會殿(神官會集して、神供神酒等を敷き置く所)等あり...

ヤシロ、クニツヤシロ(參看)其後大中小社、大小社等の別あり、大中小社は律に見えて、先聖の說によれば、大社を伊勢太神宮、及び八幡宮となし、中社を賀茂、住吉の類となし、其餘を小社となし、社殿等を犯す者は、罪に等差あり、又一種の大中小社あり、五位以上の社に限れるものにして、正三位以上を大となし、從四位以上を中となし、其餘を小社と爲し、社殿の構造、四至の廣狭、通に相違あり、また大小の二等を立てたるものは、國史に載する處にして、延喜式の神名帳によりて、殊に明瞭なることを得るなり...

ヤシロ

ヤシ(參看)此外なほ一の宮(二の宮、三の宮、四の宮あり)、イナノミヤ(參看)二十二社(ニジフニシヤ)參看)宮(ミヤ)參看)あり、また攝社(攝社)あり、之は本社に對する稱にして、或は本社に境外にあるものあり、或は境内にあるものあり、別宮もまた本宮に對する稱なり、現在の制、官幣社、國幣社、縣社、郷社等となし、官幣社を大中小、別格の四等に、國幣社を中小の二等に分つ...

ヤシマ

ヤシケウ 耶蘇教 吉利支丹宗(キリシタン)を參見よ

ヤシマ

ヤシマツリ 八十島祭 (參看)天皇即位の後、使を攝津國難波津に遣はし、住吉神、大依羅神、海神、垂水神、住道神等を祭るをいふ、此時天皇の御衣を納れたる宮を掃蕩して覆を修し、祭り訖りて後、祭物を海に投ず、八十は多數を意味する詞、島は國の義、即ち諸國にある神を祭るの意なり、元來國々を巡回して祭るべきを、略して難波津に祭れるなり、祭日は大嘗祭の翌年、吉日を撰びて行ふ、使は典侍(多くは御乳母)を任補す、八十島使といふ(中宮東宮も亦同じく此祭あり)參看)祭前に符

ヤシマ

ヤシマツケ 宿預 ヲアツケを見よ

ヤシマ

ヤシマツケ 宿預 其人の宿泊せる處として、旅宿の前若しくは其宿器の前後に立て置く札を云



ヤドリ

ふ、江戸時代にはまた、寝札とも唱へたり、太平記山徒寄京都條に「大衆かゝるべしとはおもひしよらず、我前に京へ入りて、よからんとする宿をも取り、財寶をも官領せんと志して、宿札共を面々に、二三十づい排けて、先づ法師寺へと集りける」と見えれば、其事の行はれしこと、古くよりのことたるを知るべし、室町時代の制は諸國集に「寶篋院殿義隆、貞治二年御上洛の時、御本陣不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>記之、伊勢下野守宿御局兼宿

又一年之宿札之事、大形日限相定候故、宿の前後に、如此要札に可<sub>レ</sub>書之、守山郷中宮月廿七日晚細川陸奥守渡宿同下宿也  
三月十九日 右の札、其郷の前後に相定也、宿前は慮外也、宿の前には、三月廿七日晚 細川陸奥守宿(紙に書て押すべし) 下宿は 細川陸奥守内 秋時宗右衛門 細川陸奥守内 弓之宿

加様に相見え候、御弓兼とは、公方様ならではいかが云々」とあるにて之を何ふべし、また江戸時代にも、諸大名参勤交替の時、各宿驛の町はづれに立つることあり、風俗畫報所載幕府年中行事に「宿札は(中略)其宿驛の本陣にて建つる所なり、本陣とは諸侯の宿泊する家にて、一宿驛に一箇所づゝあり、宿

ヤナイ

礼は、長三尺五六寸、幅一尺位にて、凡一丈五六尺もあるべき竹の先に懸くるなり、此札は、其宿驛を通行すべき諸侯の姓名を記したるもの悉く備へありて、平常は高き櫃に載せ、燈明造酒など供ふ、何月何日何之守其本陣へ宿する旨通知あれば、直ちに其宿札を竿頭に上ぐるなり」と見えたり、



(載所綴雜古説)

(載所記雜丈貞)

奇敷、凶事は偶敷を用ふと云へり、蓋には棧あり、後世は棧を高くして足とし、机の如くし、冠經卷等を載する蓋としたり、大小長短は、其の納むるものによりて一定せず、但し一尺五寸、横一尺五分位の物は、普通用ひられたり云ふ、其の始めは、柳の葉を干して、枕草子に「なまめかしき物、山藪日かげなど、柳箱に入れて、冠したる男もてあり、いとをかしう見ゆ、榮花物語初花巻に、ものかすがき、文を柳箱に入て云々、長秋記長承三年の條に、繪巻物を玉の柳箱に置き、唐組を以て之を結びたること見えたり、平安朝時代中葉以後、盛に用ひたること明らかなり

ヤナギ

(倭訓栞、貞丈雜記、類聚名物考) ヤナギ 柳 葉の色目の名、表白、裏青なるものを云ふ、また表裏ともに薄青といへり、カサネノイロメの挿繪を見よ、 ヤナギサハウチ 柳澤氏(大和郡山) 性は清和源氏、武田信光より出づ、信光五世の孫青木時光十世の孫柳澤信後の子安忠、元和三年徳川忠長の傳となり、寛永十六年廣敷番頭に補せらる、延寶三年保明、慶永三十七年加賜、貞享二年小納戸に補し、千四百七十七石加賜、元禄元年側用人となり、石加賜、三年一萬石加賜、上總佐貫に治す、其後歴厩加封ありて、七年武蔵川越に移る、十四年家就松平及び偏諱を賜はり、吉保と改め、嫡子安輝は吉里と改め、叙爵して伊勢守と稱す、寶永元年甲斐府中に移封し、十五萬二千石を領す、六年肥田各々一萬石を四男経隆(是より先元禄十四年家就松平を賜はり、寶永四年叙爵して刑部少輔と稱す、享保九年経隆黒川に移封し、十八年里津水本姓柳澤に復す)五男時睦(元禄十四年家就松平を賜はり、寶永四年叙爵、式部少輔と稱す、享保九年経隆三日市に移封、享保十年信者本姓柳澤に復す)に分封す、享保九年吉里大和郡山に移封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して、宗家は伯爵、分家は子爵を授けらる(藩論、徳川加除封録、華族譜)

- 信後 安忠 吉保 吉里 吉満 保光
- 保泰 保申 保基
- 経隆 里津 里旭 保卓 信有 光敏 光昭 光邦
- 経隆 里津 里旭 保卓 信有 光敏 光昭 光邦 経隆三日市(一萬石)

○時陸 保經 信著 里之 里世 里顯 恭孝 徳忠

ヤナギサハヨシヤス

柳澤吉保

通稱彌太郎、初名保明、後ち徳川綱吉の偏諱を賜うて今の名に改む、初め出羽守、後ち美濃守と稱す、難波して保山と號す、法名永慶寺保山元養、世に夜食少將といふ、徳川安忠の子、徳川綱吉未だ館林の城主たりし時より之に仕ふ、延寶八年綱吉將軍となるに及び、供奉して小納戸となり、天和元年加秩ありて、八百三十石を領す、二年正月元旦讀書始の時、命によりて大學三綱領を講じ、爾來恒例となる、三年また加秩ありて千三十石を食ふ、貞享二年十二月從五位下に叙し、出羽守と稱す、三年新加千石を加へ、元禄元年十一月、松平忠周、喜多見重政等と共に、内外の政を行ふことを命ぜられ、萬石の列に入り、三年三月三萬二千三百石となる、十二月從四位下に進む、四年三月綱吉はじめて其邸に臨み、爾來屢々此事あり、七年正月川越の城主となり、十二月侍從に任じ、老臣に准せらる、十一年七月左近衛少將に昇り、座老中の上にあるべしと命ぜらる、十四年綱吉其邸に臨みし時、特旨を以て松平の號を許され、且つ偏諱を賜ひ吉保と改む、十六年十二月甲府に封ぜられ、前封と併せて十五萬二千二百八十八石餘を領す、實は税額二十萬石に餘れりといへり、寶永三年七月甲府にて金を鑄ることを許さる、吉保が綱吉の寵を専らにせること、此の如くなりしを以て、内外の權亦隨うて其手に歸し、勢力中外を傾けしが、六年綱吉薨じ、家宣立つに及び、其六月致仕制廢し、正徳四年十一月二日卒す、年五十七、吉保人となり、後侍の才ありて、巧みに上の意を迎合し、

ヤナギ

また綱吉の生母桂昌院以下、大典の信用を博するに務めたりしかば、篤く寵任を蒙り、奢侈に耽り、威福を弄びしこと夥ならず、然れども心を文學に用ひ、萩生徂徠を召して儒臣となし、閑暇ある時は常に書を讀せしめ、また諸書を纂輯したること多し、なほその比堂上中の職者と稱せられし正親町公通の妹を招きて妾とし、己が生涯の榮華を記さしめ、松陰日記といふ、性和歌を好み、古今集の口訣を北村季吟に受け、自ら和歌百首を詠じて東山天皇の勅點を請奉り、尋てまた千首を詠じて靈元上皇に獻りしことありき、なほ其儒生細井知愼の言を納れ、將軍に勤めて、歴代の御陵を修理したりしは、尤も其大功なり、徳川實紀、野史、徳川太平記、徳川實紀、徳川女太平記に、吉保は夫人おさめの方を、密に綱吉に進めしことあり、吉保の子吉里は、即ち將軍の落胤なれば、百萬石の墨附を賜はりしを、綱吉の夫人之を愛ひ、遂に將軍を弑して自刃したりと見ゆ、此こと不確の説たるは辨するまでもなしと雖も、吉里落胤説につきは異説あり、即ち綱吉未だ藩邸の比に、寵して嬪姫せしめたる賤女を、吉保の計ひにて白らの妾とし、生み落したるものが吉里なりといへるにて、采非餘録、著作堂雜記、關根只誠氏の説等に見え、近時關根正直氏も之を論じたることあり、また俄に非定すべからざるに似たり、讀者宜しく早稲田文學第二期第六號を参看すべし、

ヤナギサビノエボシ

柳さびの烏帽子

襷に、薄く柔かに作れる烏帽子をいふ、これに立烏帽子と折烏帽子との二種あり、前者を、柳さびの立烏帽子、後者を、柳さびの折烏帽子といふ、關儀立烏帽子は、頭を立てたるもの、折烏帽子は頭

ヤナギ

を折り上げ、折りたる處を、裏より竹針をましてとめおくなり、關儀立烏帽子は、白張、金持等、下駄のもの、これを用ひ、折烏帽子は、軍陣の時、平士胃の下に著せり(貞丈雜記)

ヤナギノマ

柳之間

江戶城居間の名、大廣間の北に在り、橋に狩野洞雲の筆なる雪の柳を畫きあるを以て此名あり(弘化二年普請出来の時、狩野真笑之を畫く)、表大名四品以下、大名次席、表高家等の詰所と爲す、大名(ダイミヤウ)の表登看(殿裏之圖、武家要)

ヤナギハラウチ

柳原氏

姓は藤原、日野權大納言俊光の四男實明始めて氏を稱す、柳原殿に居せしを以てなり、實明北朝に仕へ、權大納言正二位に至り、文和二年七月薨す、名家の一、代々文章を以て立つ、殊に十八世紀光學を好み、中世以降正史遷述の學なく、百餘抄の後進史なきを憂ひ、多年諸家の記録、諸寺の舊記、曆朝の群籍逸書を集め、刻苦纂修して續史愚抄を作る、後世學者を益する事尤も大なり、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(尊身分脈、續史愚抄、華族譜)

- 實明 宗光 忠光 實衛 忠孝 實綱
- 量光 實定 淳光 實淳 實後 茂光
- 實行 實康 秀光 實基 實興 光綱
- 紀光 均光 隆光 光愛 前光 義光

ヤナグヒ

胡録

關儀矢を盛りに帯ぶる器具の一種、矢鏢の義なりと云ふ、一説に矢根吹ひの義なりと言へど信に難し、上古は簾、篋、胡録とも、ヤナグヒと訓じたりしが、中古より一種の矢を盛る器を製して、エビラと稱し、専ら篋の字を用ひ

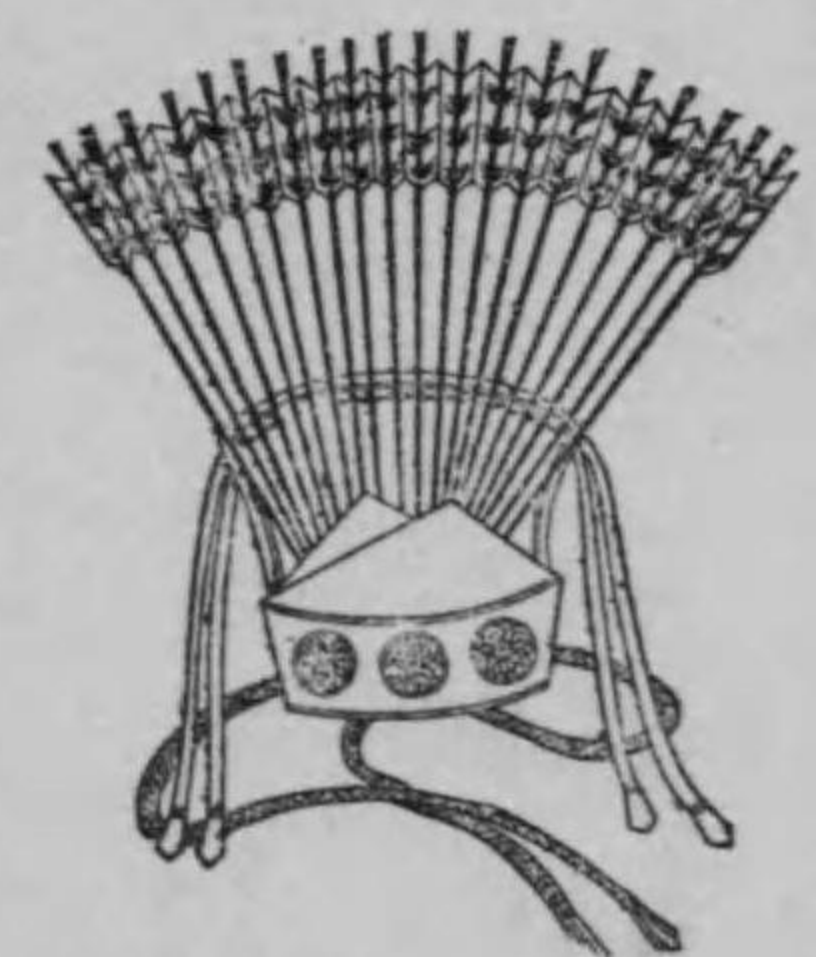
ヤナギ

ヤナグ

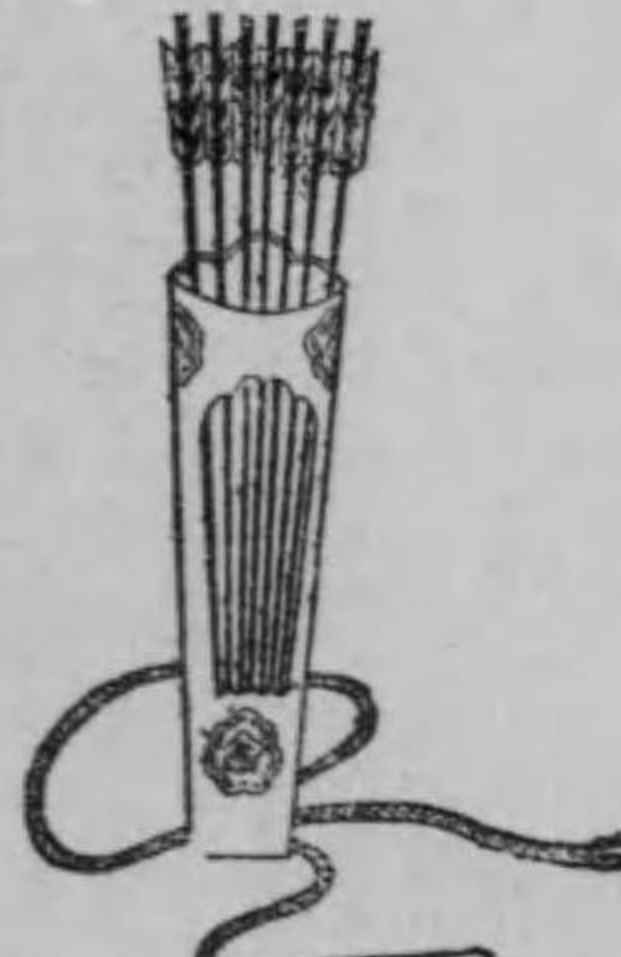


ヤナグ

たるより、ヤナグには胡蝶の字を用ふるに至れり  
 一(一)平胡蝶(二)盛胡蝶(三)狩胡蝶あり(一)は  
 丈低く平たきを云ふ、多く儀式にのみ用ひて、  
 征戦の具にあらず。行幸等の時、警衛の近衛の將以  
 下、隨身番長等皆之を佩ふ、公卿は藤袴或は螺鈿、非  
 参調の次將は本地螺鈿、或は本地時繪等の胡蝶を佩  
 ふ、衣帯は組緒にて蘇芳綾、蘇芳青を相交へて、緒の  
 端に水精瑠璃等の露あり、裝束は錦革、紫革、紫革を  
 用ひ、矢の数は十七又は廿一筋なり、笥は黒漆塗の細  
 きなよしとす、笥は多く水精、羽は多く切生を用ふ、  
 猶下の圓を見て知るべし、なほ江戸時代一時幕府に  
 て用ひたるは、其の制異なれり、二種を對比して服  
 制の挿圖を示したり、就て見るべし、而して武家に  
 ては、全く用ひざりしと見え、文治五年正月十日源  
 頼家風流會を講へ、大臣警に擬せし時、平胡蝶の差  
 棧、丸緒の付様を知らざりし事、吾輩鏡に見えたる  
 にて知るべし、小右記に「寛弘二年八月廿七日、今日  
 藤三幸建禮門、奉伊勢勢、蓋被、告即位由、(中略)諸  
 卿起坐列立、御與御、其儀如常、下官眞壽  
 槍平胡蝶、他衛所督、宰相中將眞壽槍胡蝶、此之時、  
 大將必眞平胡蝶者也」と見えれば、一條天皇御宇  
 の頃より、既に用ひられたること明かなり(二)は單  
 に略して蓋とも云ふ、高く細長き故に名づく、儀式  
 征戰共に用ふ、儀式には遠位節會等に警衛の時、公  
 卿近衛將以下之を佩ふ、公卿は藤袴或螺鈿、非参調  
 次將は本地螺鈿の胡蝶なり、矢の数は七筋にて、  
 笥、羽、篋は、大板平胡蝶に同じと云ふ、後撰集源  
 善の歌の詞書に「中將にて内におぼらひける時に、あ  
 ひしりける女藏人のさうしに、つばやなぐひ、おひ  
 かけをやどし置てはべりける云々」と見えたり、善  
 の中將たりしは、寛平十年の頃なれば、盛胡蝶の起



(較所式圖東裝) 藤胡平



(較所式圖東裝) 藤胡平

ヤナグ

りは、宇多天皇以前なることを知るべし、一説に革  
 靴の轉せしものにて、延暦年中に出来しものと云へど  
 は源高明の執政なりし時、出来しものなりと云へど  
 信し難し(三)は狩獵の時に用ふるものなれど、其  
 形状詳かならず、一説に、狩獵の時に用ふるならん  
 といひ、又一説には、竹短と狩獵にて、即ち狩獵  
 ならんと云へど、共に信し難し、明月記治承四年六  
 月一日の條に「或人云、中將藤原朝臣一人者、楊柳文  
 抄狩市比屋中、帶狩胡蝶云々、」同書文曆二年二月  
 九日の春日祭の條に「大隨身二人狩胡蝶(毛香)云  
 々」と見えたり、世俗淺深抄抄、助無智抄抄等を案す

ヤアシ ヤアサ

るに、何れも平胡蝶と狩胡蝶とを對して云へるを見  
 れば、盛胡蝶を狩胡蝶と稱せしものにあらざるか、此  
 外日本紀略には、革胡蝶見えたり、又平盛胡蝶に  
 は石打の胡蝶、騎羽胡蝶、御禮行幸部類には警衛の  
 平胡蝶、今昔物語には、藤原の胡蝶あれど、これ等は、  
 皆胡蝶に差したる矢によりて稱せしものにして、別  
 に種類あるにあらず(裝束圖式、本朝軍器考、倭調葉、  
 武家名目抄、古今要覽稿、類聚名物考)  
 ヤアシ 家主 町役人(マナクニ)五人組  
 (ゴニクミ)を見よ、  
 ヤハズ 答 矢(ヤ)を見よ、  
 ヤハラ 柔術 姓は藤原、不比等の長男武  
 智慶の十四世範季より出づ、順徳天皇の外胤として  
 高倉家と稱す、十三世高倉範道の後中絶せしを、四  
 辻公遠の男福貞を嗣とす、寛永十四年範と改稱し、  
 閑院家に屬す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列  
 し、子爵を授けらる(尊卑分限、華族譜)  
 ○範季 範茂 範繼 範隆 範音 範久 範國  
 範隆 範秀 範綱 範言 範久 範國  
 範國 範進 範興 範真 範孝 範章 範義  
 保季 公師 實綱 手榮 實方 實休  
 萬應  
 ヤアサメ 流鏑馬 騎馬射の一種、馬上  
 にて馳せながら、鏑矢を番ひて的を射るをいふ、ヤ  
 ハセヤマ(矢馳馬)の略なりとも、矢射馬の義なり  
 ともいへど、前記はなるに近し、なほ鏑矢の流る  
 の意にて、流鏑の字を宛てたるなり(關西江戶時代

ヤフサ

の例によりてこれを按ずるに、其的は三箇にして方  
 板を用ひ、的串に挿みて三所に樹て、一人にて各々  
 三的を射るなり(マト、参看)射手は十六騎、或は十  
 騎七騎等にして、必ずしも定数なし、其裝束は、水  
 干綾袴等なり、まづ場に進む者は、扇を披きて之  
 を背後に投げ、而して後に箭を放つ、之を捨棄の扇  
 といふ、次に弓に矢を注し、聲を揚げて騎り出し、  
 一的を射て二の矢を注し、聲を揚げて、二的を射  
 て、又聲を揚げて、之を捨棄といふ、次に三  
 的の射て事畢る(關西江戶時代)なり、信濃  
 岡住人諏訪大夫盛澄といふもの、流鏑馬の藝を究め  
 て、藤原秀郷の秘訣を傳へたること吾輩鏡に見え  
 れば、古くよりこれありしなるべし、而して其書に  
 見えたるは、中右記永長元年四月及び五月の條に、白  
 河上皇が、鳥羽殿の馬場にて御覽し給ひしことと  
 るを始めとす、尋で平清盛が、熊野の稻宮宮にて、手  
 向の爲めに之を行ひしこと平治物語に、藤原師實が  
 新羅の爲め、百番の流鏑馬を行ひしこと源平盛衰記  
 に見ゆ、これより次第に行はれ、鎌倉幕府にては總  
 が岡の馬場、由比濱等にて賑々行ひたり、なほ此時  
 代、京都にても、新日吉の祭禮に行ひ、室町時代に  
 は春日社の祭禮にも行ひしが、其中葉以後廢絶に歸  
 したるのみならず、幕府にて舉行することも、鎌倉  
 時代の末より絶えなれば、流鏑馬は一時全く行はれ  
 ざりしを、江戸時代に至り、將軍徳川吉宗の時、  
 之を再興するの意あり、成島道筑に命じて古式を調  
 査せしめしが、享保十三年三月十五日はじめて世子  
 家重の飛舟の、輕からん事を祈り、高田八幡に奉納  
 の爲め行ひたり、されど古法其まゝに傳はりしにあ  
 らざれば、騎射技物と名づけ、流鏑馬とは稱すべか  
 らずと、吉宗が左右に命じたるは、蓋し謙遜の意に出

ヤマゴ

でたるものなるべし、されば元文三年二月九日同所  
 に於て行ひし時よりしては、舊のごとく流鏑馬と稱  
 し、爾來同入幡の馬場、または東叡山にて行ひし、  
 と屢々なりき、維新の後、其他の武藝と共に全く衰  
 頽に歸したりしが、明治二十年十月徳川公卿家にて、  
 舊臣の遺老をして之を行はしめ、天覺に供したる事  
 あり(中右記、平治物語、源平盛衰記、吾妻  
 鏡、明月記、葉黃記、實躬朝記、多聞院日記略、貞  
 丈雜記、和訓栞、本朝軍器考、徳川實紀、古事類苑武  
 技部)  
 ヤマゴ 矢母呂 關西空穂又は窟に懸くる  
 一種の保呂をいふ(伊勢貞丈の説には、窟にかけし  
 ことなしとあれど、射御拾遺抄には、窟にもかくる  
 こと見えたり)裝飾の用に供するものなり、一説に、  
 矢種つきたるを人に見せざるが爲なりといへど信じ  
 がたし(關西長き四尺三寸(手ばかりの定なり)三幅  
 にして、地はすし、練貫、絹等を用ふ、縫糸紅に  
 て、ふせ縫なり(關西)いづ頃ははじまりしか  
 詳かならず、小笠原元長の隨兵日記(文明十八年の  
 著)に其名見え、土佐光信が畫きたる一の谷合戦の  
 繪巻、または土佐某が畫きたる結城合戦の繪巻等  
 に、空穂に矢母衣かけたる體を描きたり、共に紅に  
 て、白く二つ引をかきたり、蓋し室町時代中葉以後  
 に生じたるものなるべし(貞丈雜記、軍用記、射御拾  
 遺抄、武用辨略)  
 ヤマガリカウ 山鹿素行 山鹿流(ヤマカ  
 リカウ)を見よ、  
 ヤマガタシヤウ 山形城 關西羽前國村  
 山郡山形市(關西)起原詳かならず、山形はもと  
 最上と稱し、後山方と改め、中古山縣に作り、近  
 世又山形の字となす、建武年中足利尊氏一族斯波家

ヤマガ

兼の子兼頼を此の地に置きて出羽を鎮せしむ、子孫  
 相傳ふる十四世、最上氏と稱す、戦國の時最上義光  
 内を略し、勢威四方に布く、元和八年義後の時、徳  
 川氏之を除き、鳥居忠政を封じて治せしむ、寛永十  
 三年保科正之、これに代り、後藤府の所領となる、其  
 後正保元年松平直基、慶安元年松平忠弘、寛文八年  
 奥平亮昌、貞享二年堀田正仲、同三年松平直矩、元  
 祿五年松平忠弘、同十三年堀田正成、延享二年松平  
 榮色、明和四年秋元涼朝相登此地に封ぜられて治  
 す、弘化二年水野忠精五萬石に封ぜられて入部し、  
 子孫相繼ぎて明治維新に至り、近江國朝日山に移封  
 す(武鑑、日本地誌提要、明治政變)  
 ヤマガタイニ 山縣大貳 關西名は  
 昌貞、字は公幹、柳莊と號す、大貳は通稱なり(關西)  
 領職の子(關西)享保十年、甲斐國巨摩郡原村に生  
 る、父領職はじみ甲府の與力たりしが、其の歿後、大  
 貳、また郡屋住の間、兄昌樹仕を致せしかば、大貳  
 も共に歸農して郷土となり、尋で京師に遊びしが、  
 寶曆六年江戸に來り、岩槻城主大岡忠光に仕へ、忠  
 光卒するに及び、はじめて能を江戸八町堀に開き、兵  
 學儒學及び京都にて修めたる有識典故等の諸道を教  
 授し、専ら大義名分、尊王抑霸の學說を主唱せり、是  
 に於て柳子新編を著して、これを切論し、又白河鳥  
 羽二帝の失政を悲み、院政記略を著す、而して人  
 と語る毎に、古を擧げ今を規し、名分を疏辨し、直  
 言を極す所なかりき、時に世人幕府の統治に怨れ、其  
 言を怪訝するもの多かりしと雖、また江戸の豊島豐  
 州、尾藩の渡邊昌庵、薩藩の堀田有恒をばじめ、諸  
 藩の人士等其門に入るもの多ならず、勤王論漸く  
 物興せんとするの勢あり、會々小幡藩の老臣吉田玄  
 蕃といへるもの、藩主堀田信邦を輔佐し、幕政を釐



ヤマガ

奉し、賦税を軽くし、大に人民の信服を得たり、用人相原郡大夫、これを嫉み、陰に支番を傾けんとす...

の創めたる兵學の流派の高祐は初名を義炬といふ、字は子敬、因山または素行と號す、陸奥の人なり、九歳にして林羅山の門に入り、儒學を學び、十八歳にして、北條氏長に就きて、略略を學び、并に其奥義を極む...

ヤマゲ

ヤマサ

戦死したる功により、寛永五年一萬五千石を賜ひ、常陸牛久に治す、十二年弘隆、五千石を弟重恒に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(華族諸家譜、徳川加除封録、華族譜)

ヤマサ

して、草率、師道の至嚴なること君臣に異ならず、其書を講ずるや、音吐鐘の如く、面容怒れるに似たり、弟子震慄敬て仰ぎ見るものなかりしといへり、其學...

ヤマサ

封録、華族譜) 宗家 一家 家治 他家 治頼 豊治 義方 寛盛 信盛 義俊 義孝 義直 義徳 義高 義柄 竹翁 治祇 治敏

ヤマシ

城を抜きて光秀の子光隆を誅し、明智光善を大津に討ちて之を斬り、齋藤利三を捕へて栗田口に殺せり(信長公記、豊隆、野史)



ヤマシ

**ヤマシナノミササキ** 山科陵 天智天皇の御陵、山城國宇治郡山科村大字山科にあり、文武天皇の三年之を修造す、南面にして砂磧を以て覆はる、光城方十四町、延喜の制陵戸六烟を置き、永く近陵に列す(續紀、延喜志、陸奥一覽)

**ヤマシナノミヤ** 山階宮 伏見宮邦家親王の第一王子晃親王より出づ、はじめ親王、光格天皇の御養子たりしが、勤修寺に入りて法親王となり、元治元年に至り、復飾して山階宮と稱す(雲上明覽)

**○晃親王** 暹羅王

**ヤマシロノクニ** 山城國 東は近江、西は丹波、攝津、南は伊賀、大和、河内、北は丹波に至る、東西凡六里、南北凡十五里、畿内に屬す、群縣東北西三面を圍ふ、山脈近江大和より來るもの、別には南を攝津、西南を丹波、加茂宇治等の諸水に會して西に注ぐ(關原藩誌)古(山城又は山代又は山背)に作る、此地もと山背川(今の木津川)の左右に過ぎず、後に葛野宇治等を併せて山背國を置く、桓武天皇の時皇都を葛野愛宕二郡の地に定め、左右京職、東西市司を置き、山背を改めて山城と稱す、又國司あり、府を乙訓郡(河陽關)に置き、都外の事を領す、鎌倉幕府の建つや、京都守護を設け、北條氏執權の日南北六波羅兩探題を創置して、京畿山陽山陽南海諸州の政務を兼掌せしむ、建武中興大内を造營し、省司諸制始めて舊式に復せり、既にして足利尊氏叛し、後光明天皇を擁立し、幕府を室町に開き、國命を執る、應仁以後皇下大に亂れ、永祿中三好松永の群黨足利義輝を弑し、淀橋龍寺諸城に據る、天正の初、織田信長之を平らげ、所司代を京都に設

く、信長弑せられ豊臣秀吉代て國權を握り、聚樂及び伏見に城きて京都を守り、豊臣氏亡び、徳川氏亦所司代を置き、二條城を築き、山城、大和、丹波、近江の政務を統べしめ、伏見に奉行を置き、松平定綱を淀に封ず、享保中稻葉正知之に代り世襲す、明治維新、所司代及び伏見奉行を廢す、明治二年乘輿東遷し留守官を置き、二條城を以て府となす、尋て淀橋を廢し留守官を府に併す、今は京都府の管する所となる(關原藩誌)古(より京都の變遷左の如し、詳しくは各郡の條を參看すべし(日本地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

六國史	延喜式	拾芥	古	郡名考	明治沿革	郡縣編制
古	書儀抄	抄	元祿	天保	地誌提要	新郡縣編
葛野	同	同	同	同	同	同
愛宕	同	同	同	同	同	同
乙訓	同	同	同	同	同	同
紀伊	同	同	同	同	同	同
久	同	同	同	同	同	同
大	同	同	同	同	同	同
相	同	同	同	同	同	同
想	同	同	同	同	同	同
戀	同	同	同	同	同	同

ヤマダ

(備考) 關原は風土記、久西親喜は東大寺奴婢籍に見ゆ、

**ヤマダナガマサ** 山田長政 名滿通稱 左衛門尉關原評かならず、或は諸國仁左衛門の子に作る、嘗て伊勢の嗣官に補するによりて山田氏を稱すともいへり(關原藩誌)河原野村の人なり(尾張の人なりとも稱すれども、長政が遠祖神社に奉納せる額に「當國生」とあれば、駿河人なるや疑ふべからず)幼より側室にして大志あり、生産を治するを廢とせず(徳川實紀)には、本多忠佐の輔夫なりとあり(好んで



銀及び兵法を學びしが、後ち遂に運羅に航せり(增補探覽異言、坤輿誌)には慶長年間とし、天地二圖變改、渡天物語には、元和のはじめとす(當時邦人の此地に赴くもの甚だ多くして、所謂日本町なる居留地を有して勢力ありしが、會々國王の弟某陰かに幕幕を謀り、騷擾を極めしかば、長政は主として大義を唱へ、國人を獎勵糾合し、賊黨を討じて之を平定せり、國王大に悦び、爾來長政を尊重し、禮遇頗る厚し、既にして六兵衛の酋長、王命に抗せるを以て、國王即ち長政に命じて之を征せしむ、長政軍を率ゐて一戰に

ヤマダ

大勝を得、大塚十左衛門を留めて城代として其地を鎮せしめ、歸りて捷を奏す、國王其功を賞し、長政を六兵衛に封じ、また王女を降嫁し、益々其心を結ぶ、既にして元和七年國王奏舞烈使臣を我國に遣はして方物を贈るに及び、長政また伊藤久大夫をして從行せしめ、書を老中土井利勝に呈し、鼓皮二枚、燭燭二百斤を贈りたり、會々寛永三年駿河の舟人漂流して運羅に到れるものあり、長政よ、これを遇し、其歸るに及び、戰艦の圖を托し、淺間社頭に掲げしむ、其圖は載せて船(フネ)の條の挿繪にあり、就きて見るべし、後六年を経て國王奏舞烈の殺するや、長政及び長臣甲花木に遣命し、幼主を輔けしめしが、甲花木、其意に通過して幼主を毒殺せしを以て、長政大に怒り、將に六兵衛を發して、これを討たんとし、また甲花木が陰施せる毒に中りて卒す(徳川實紀、野史、幕府外事年表)

**ヤマダフキヤウ** 山田奉行 名滿延寶六年の江戸艦、正徳六年の武艦には伊勢町奉行、貞享三年の武艦には伊勢郡代とあり(關原藩誌)江戸幕府の職名、伊勢神宮を警衛し、遷宮の時造營奉行、祭禮の時祭事奉行を勤め、また伊勢志摩兩國にある幕領を支配し、志摩國島羽港出入の船舶を點檢すること掌る、一人を定員とす、老中の支配、千石高、役料千五百俵、天啓の間詰なり、奥方、同心、水主數十人これに隸屬す(關原藩誌)起原詳かならず、柳營年表秘鑑には「慶長五年庚子、山田奉行一人、神部越中守貞永」と見え、武徳編年集成には、慶長八年の冬、長野内藏助友秀勢州山田奉行となりしことを載せたり、蓋し幕府開始當時より置きたるものなるべし、而して東城記聞によるに、豊臣秀吉の時、神宮仕職神部越中守此職に補すあり、然らば江戸時代

ヤマト

の初めには、從來の例に倣ひ、神部貞永また補したりしものか、慶長九年一人を増して二人となし、寛永元年以後一人となり、元祿九年四月また二人となり、享保十一年二月より再び一人となる(東城記聞、柳營年表秘鑑、武徳編年集成、徳川實紀、明良尊録、吏徵、京光府尹記、武鑑)

**ヤマト** 夜麻登(耶麻騰、倭、日本、大和)我國の別名、又大日本とも云ふ、後漢書魏志には耶馬塞、隋書北史に耶麻堆と書したり、名義に就て數説あり(一)山脈にて、古代山道によりて往來せし故、人跡山にある意とせるもの、釋日本紀に「野余彦天皇定天下、至大和國、王業始成、仍以成王業之地、爲國號、譬猶周成王於成周定王業、仍國號、周、初國始祖天、降築業、何篇取、倭爲國號、周后稷封部、公劉居幽、王業雖崩、至武王居周、始定王業、仍取周爲號、本朝之事亦其始、此、私記曰、天地剖判、泥塗未乾、是以栖山往來、因多蹤跡、故曰山跡、山謂之耶麻、跡謂之止、又古語謂之居住、爲止音訓、若知字、比之毛止令、讀如何、答、是尤叶其義、也、然而先師之說、以山跡之義、讀之、不可不讀改云々」と見えて山跡の義とせり、神皇正統記には從ひ、倭訓采も亦これに據り(二)山上の義にて、山によりて住居せる意なり(三)山戸の義にて、穴居の入口に戸を設け開閉す、國土開闢の意なりと云ふ(四)四方山を以て圍繞せる意とせり、天地開闢の始耶阿の響あり、昔邦三略の根源となす、故に開闢の聲を以て國名となしたるなり、以上は假寐夢に載する説にて、同書既に之を辨じて誤とせり(六)山門の義にて、四方皆山門より出入する故なりとし、賀茂眞淵之を唱へ、本居宣長言これに従へり(七)山外の

義にて、山の内に對していへるなりとし(八)山嶺なり、ツホの音約りてトとなりしなりとし(九)諸所又は野馬所の義なりとし(十)矢的にて、中心の義にて中國と云ふ事なり、村岡素一郎氏之を唱へ(十一)家場所の義にて、マはマと音通じ、人の住居する義なりとし、飯田武藏氏之を唱へ(十二)アイヌ語のヤマトにて、ヤマトは栗の木を以て圍める池の義なりとし、チャンパーレン氏之を唱へ(十三)接頭辭のヤマト、語根のマトと結合したる語にて、マトは高貴の義なるムチ、詳端の義あるミツと語根を同くし、高大、根本等の義にて、讚美の詞なりといひ、白鳥博士之を唱ふ、又史海所載の無量劫道人は、中央亞細亞に住したるヒツテ人の都はヤマトにて、日本人種の祖先はヒツテ人にて、其の故郷の都を呼べるなりとし、其他或はサンスタリツト語とし、或は南洋諸とするものあれども、未だ信するに足るの説なし、其の解決は比較言語學の上にまたざるべからず、而して夜麻登の國號となりしは、釋日本紀に大和國は神武天皇創業の地なるによりて總名としたりとし、神皇正統記は、大和國は神武天皇以來代々の都ありし地なるを以て、其名をかりて、總名としたりとし、本居宣長の國號考、亦正統記の説に依りて、多くの例證を擧げて之を證せり、其の名は、伊非諾伊非諾二尊國土經營の時に、天虛空豐秋津根別と云ふ神を生み給ひし時、是を大日本豊秋津別と名づけし事、書紀古事記にあるを初見とす、爾來兩書に散見するもの少からず(釋日本紀、神皇正統記、假寐夢、國號考、倭訓采、類聚名物考、大日本國號考)

**ヤマトウタ** 倭歌 倭舞(ヤマトマヒ)を見

**ヤマトカナ** 大和假名 片假名を云ふ、我



ヤマト

ヤマトクニノミヤ

大養徳恭仁宮

國の製作に係るを以てなり、カナシを看、聖武天皇の皇居關山山城國相樂郡、今の宮登大路の邊なり(名跡志は法華寺野宮城と爲す)...

ヤマトグサ

倭鞍 鞍の一種、唐鞍に對しての名、我國制の鞍を云ふ、類聚名物考、和名抄等に...

ヤマトゲンジ

大和源氏 清和源氏の大和に居る一族を云ふ、大和守頼親より出づ、頼親大和に居る、故に其族大和源氏と號す...

ヤマト



(載所考馬飾)

あり、頼風の弟頼治字野氏と號す、其子親弘播磨の豐島に移り、豐島氏と稱す、其孫有治、其裔に廣瀬、入野屋の諸氏あり、有治の弟義治、其後に土方、森...

ヤマト

ヤマトゴト

倭琴(大和琴)

原、大田、檜坂の諸氏あり、頼平の弟源賢、其後丹波、大甘の黨となる(氏族志) 一種、神樂及び雅樂に用ふるもの、一名東琴とも稱し、又單にアツマともいふ、東は、西土に對して...

ヤマト

る、河海抄に、伊非諾伊非冊二尊の時、作らしめ給ふといひ、無名抄に「和琴の起りは、弓六張をひき...

ヤマトタケノミコト

日本武尊

御名は小碓尊、また日本童男とも稱す、素戔嗚尊景行天皇の皇子、母は皇后稻日大郎姫...

ヤマト

ヤマトノクニ

大和國

勢、西は河内、南は紀伊、北は山城に至る、東西凡十里餘、南北凡二十五里、畿内に屬す...

ヤマト

彦を倭國造と爲す、後葛城郡城を併せて倭國と爲し、孝德天皇の初め六縣あり、天武天皇四年始めて大倭國と見ゆ、元明天皇和銅三年平城に遷都後、...







**ヤマノ** 豊隆 豊常 豊敏 豊雅 豊策 豊興 豊資 豊隆 豊信 豊經 豊景  
高知新田(一萬三千石)  
○一安之豊 豊清 豊産 豊泰 豊武  
豊賢 豊福 豊誠

**ヤマノウチクワリヤウ**

山内管領

關東管領を世襲せる上杉氏の、鎌倉山ノ内に居るもの。いへる俗稱「クワンノウチクワリヤウ」を見よ。

**ヤマノウチトヨシゲ**

山内豊信 名蹟

初名輝衛、土佐守と稱し、菅原朝臣、敏達朝臣の末裔。宗族豊信の家を繼ぐ。土佐高知藩主なり、文政十年十月生る、嘉永元年七月藩主山内豊信が病を以て、入りて宗族を相續せり、既にして同六年米饑流弊、天下飢饉たるや、時勢に鑑みて、藩政の改革を断行し、吉田東洋を擧げて参政となす、東洋議見時流に卓絶し、また略々海外の形勢に通じ、攘夷の行はるべからざるを知り、早く開國の意見を有したり、豊信が開國説を持するに至れば、其非凡の才力によるは勿論なりと雖も、然も東洋輔弼の功績なきにあらざり、而して當時幕府は、内治外交共に困難の地に陥り、朝露の關係も、常に困難を欠くと多かりしかば、豊信これを感じ、公武合體して難局を處すべきを主張し、且つ將軍徳川家定に子なりしを以て、一掃慶喜を擧げて世子とし、幕政を改革するの必要なるを論じ、松平慶永、伊達宗城等と相往來して之を幕閣に達白し、また三條實高は、其別たりしを以て、密使を入洛せしめて、京紳間に入説せしめたり、されど其事遂に成らず、井伊直弼大老に任じ、幕で紀伊徳川(家茂)立ちて將軍となるに及び、直弼は、豊信が京都入説の舉を以て、治安を害せるものとなし、安政六年二月旨を諭して致仕隱居せしめ、翌十一月更に謹慎を命じたりしが、萬延元年直弼卒するに及び、謹慎を解かれしも、なほ隱居すべきを命ぜられ、文久二年に至りて漸くこれを許されたり、此年藩士中の急激論者たる武士半平太等の勤王黨に勢力を占め、當時佐幕論者の意見を有したる参政吉田東洋を暗殺し、土佐の藩論は、勤王説に傾きしと雖、豊信は、關ヶ原以来の歴史に鑑み、必ずしも薩長二藩と同一歩調に出づること敢てせざりき、故に同年松平慶永が政事總裁となりて、幕政を改革するや、豊信其謀議に與り、爾來また常に機軸に參し、獻替せること甚だ多し、而して積年の宿志たる公武合體論は、終始一貫して改むる所なく、朝幕の間に周旋するを怠らず、遂に將軍家茂の上洛を見るに至りし、事意の如くならず、加ふるに家茂は長州再征の陣中に恙じ、形勢全く一變するや、豊信薩長二藩が連合して、討幕の密勳を拜受せんとするの密旨を探知せるがゆゑに、慶應三年十月、太政返上の建白を徳川慶喜に呈したるに、慶喜之を納れて太政を返上し、幕府遂に亡ぶ、而して豊信の意は、諸侯を會して、萬機を公論に決せんとするにありしかば、薩長二藩が岩倉具視等と謀り、慶喜を激して兵力に訴へんとする政策に反對し、同年十二月所謂小御所會議に於ける大激論を見るに至りし、形勢挽回の不可を曉り、遂にこれを中止したり、此月論議に任ず、是に於て土藩の兵は、薩長其他の諸藩と共に、伏見鳥羽を以て、各地に轉戦して、能く維新の大業を爲すを得たりき、明治元年六月辭職したりしが、其六月再び議定に任じ、從二位權中納言に任叙す、越えて二年薩長肥の三藩と共に、率先して藩籍を奉還せり、八月職を辭して歸香閣邸候に轉じ、九月正二位に陞る、五年六月廿一日薨す、年四十六、東京府原郡大井村、山内家の塋域に葬る、詔して正一位を贈らる(幕府評議、藤海辭後)

**ヤマノウヘノヒ** **山上碑** 上野三碑の一、上野國多胡郡(今多野郡)八幡村大字山名山名上の山上に在り、高三尺許、潤一尺一寸許、野石を以て作り、四行五十二字を認む、その文左の如し(好古小録、上野三碑考、上野名跡志)  
辛巳歲集月三日記  
伏野三家定賜使守命孫黒實刀自此  
新川臣兒斯多爾足尼孫大兒臣皇三  
兒長利僧母爲記念文也 放光寺僧

**ヤマノサス** 山産主 延暦寺の産主を云ふ、山とは比叡山延暦寺を云ふ、**ヤマノベノコホリ** 山邊郡 所在大和國紀伊郡制定の際、建て、郡となせり、**ヤマノベノコホリ** 山邊郡 所在大和國紀伊郡制定の際、建て、郡となせり、**ヤマノベノコホリ** 山邊郡 所在大和國紀伊郡制定の際、建て、郡となせり、**ヤマノベノコホリ** 山邊郡 所在大和國紀伊郡制定の際、建て、郡となせり、

**ヤマノベノコホリ** 山邊郡 所在大和國紀伊郡制定の際、建て、郡となせり、**ヤマノベノコホリ** 山邊郡 所在大和國紀伊郡制定の際、建て、郡となせり、

**ヤマノベノコホリ** 山邊郡 所在大和國紀伊郡制定の際、建て、郡となせり、**ヤマノベノコホリ** 山邊郡 所在大和國紀伊郡制定の際、建て、郡となせり、

**ヤマノ**

す、井伊直弼大老に任じ、幕で紀伊徳川(家茂)立ちて將軍となるに及び、直弼は、豊信が京都入説の舉を以て、治安を害せるものとなし、安政六年二月旨を諭して致仕隱居せしめ、翌十一月更に謹慎を命じたりしが、萬延元年直弼卒するに及び、謹慎を解かれしも、なほ隱居すべきを命ぜられ、文久二年に至りて漸くこれを許されたり、此年藩士中の急激論者たる武士半平太等の勤王黨に勢力を占め、當時佐幕論者の意見を有したる参政吉田東洋を暗殺し、土佐の藩論は、勤王説に傾きしと雖、豊信は、關ヶ原以来の歴史に鑑み、必ずしも薩長二藩と同一歩調に出づること敢てせざりき、故に同年松平慶永が政事總裁となりて、幕政を改革するや、豊信其謀議に與り、爾來また常に機軸に參し、獻替せること甚だ多し、而して積年の宿志たる公武合體論は、終始一貫して改むる所なく、朝幕の間に周旋するを怠らず、遂に將軍家茂の上洛を見るに至りし、事意の如くならず、加ふるに家茂は長州再征の陣中に恙じ、形勢全く一變するや、豊信薩長二藩が連合して、討幕の密勳を拜受せんとするの密旨を探知せるがゆゑに、慶應三年十月、太政返上の建白を徳川慶喜に呈したるに、慶喜之を納れて太政を返上し、幕府遂に亡ぶ、而して豊信の意は、諸侯を會して、萬機を公論に決せんとするにありしかば、薩長二藩が岩倉具視等と謀り、慶喜を激して兵力に訴へんとする政策に反對し、同年十二月所謂小御所會議に於ける大激論を見るに至りし、形勢挽回の不可を曉り、遂にこれを中止したり、此月論議に任ず、是に於て土藩の兵は、薩長其他の諸藩と共に、伏見鳥羽を以て、各地に轉戦して、能く維新の大業を爲すを得たりき、明治元年六月辭職したりしが、其六月再び議定に任じ、從二位權中納言に任叙す、越えて二年薩長肥の三藩と共に、率先して藩籍を奉還せり、八月職を辭して歸香閣邸候に轉じ、九月正二位に陞る、五年六月廿一日薨す、年四十六、東京府原郡大井村、山内家の塋域に葬る、詔して正一位を贈らる(幕府評議、藤海辭後)

**ヤマフキ** 山吹 曩の色目の名、表薄朽葉、裏黄なるものをいふ、春季之を着用す(胡曹抄)  
**ヤマフキドノ** 山吹殿 小一條殿(ホイナアツドノ)を見よ、  
**ヤマフキニホヒ** 山吹匂 曩の色目の名、表山吹、裏黄なるものをいふ、春季之を着用す(女官抄抄)  
**ヤマフシ** 山伏(山臥) 修験道(シユゲンダウ)を見よ、  
**ヤマメ** 山目 群(ハカリ)を見よ、  
**ヤマモトウチ** 山本氏 姓は藤原、開院家の一、阿野實直の十三世實直の末子勝忠を祖とす、参謀正三位となり、承應三年九月薨す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(諸家知識抄記、華族譜)  
○勝忠 實直 公尹 實親 公達 實福  
公弘 實城 實政 實庸

**ヤマモノノダイナゴン**

楊梅大納言

源定を云ふ、  
**ヤマモノノミササキ** 楊梅陵 平城天皇の御陵、大和國生駒郡跡村大字佐紀に在り、圓形にして、先城東四二町、南北四町、淳和天皇天長元年陵戸五畑を置く、延喜の制また同じ(延喜式、諸陵考、陵墓一覽)

**ヤマリコサク**

家守小作

江戸時代、小作

の、地主所持の田畑多く、世話行届難きを爲め、小作の世話人を入れて、世話なましむる小作を云ふ、給料として、小作地の内何段歩かを與ふ、年貢等は地主より支辨するものとす(地方凡例錄)

**ヤヨヒ**

彌生 三月の別名、草のいやおひ黄る

**ヤマフ**

ヤヨヒ

頃なれば、いやおひを略して名づけたるなり、神武天皇紀に、二年乙卯三月、萬葉集卷一に「朝日香川原宮御宇天皇代、五年三月戊寅朔云々」などある三月、并にヤヨヒと訓じ、また古今集卷一春の歌の詞書に「やよひにうるふ月のありければよめる」とあり、爾來多く散見せり(古今要覽釋)

**ヤリ**

銃(鎗、槍)

名蹟 刺突に用ふる武器

一種、鋒より變じたるものとす、き出して、かなたに衝き遣るものなれば、遠るといふ動詞を變じて名詞としたるなり、武家名目抄には、手鋒に對して「遺鋒といひしを、略したるなるべし」といへり、後世道具とも稱す、**ヤリ** 名蹟 刺突に用ふる武器、身は穂とも稱す、即ち刺突の用を爲すものにして、三稜角に尖りたるものなり、込即ち穂の根を、柄に差し入れて連結す、長さ四五寸より三四尺に及ぶ、柄は多く握にて作れど、また檜、竹等にて作りたるものなきにあらず、長さ六七尺より、三間半に及ぶものもあり、柄の尾端に附したる鑱を石突といふ、なほ穂を覆ふものを鞘といふ、また投槍あり、詳しくは左圖に就きて見るべし(肥前國志、太平記三井寺合戦の條に「三方の土矢問より、鑱長刀を差出して、散々に突きけるを云々」とあるを初見とす、これ建武二年正月の事に係る、此外には數ヶ所同書に散見せり、蓋し鎌倉時代の末より南北朝時代のはじめ頃に於て、起りしものなるべし、されど當時、其用未だ廣からず、戦國時代に入り、天下争闘の衝となるに及び、漸く之を重んじ、次第に其利用ある手術を考へ、遂に種々の製作を生ずるに至れり、されば戰場にて先驅するを一番鎗、二番鎗などと呼び、武功を論ずるの標準とし、更に長柄の鑱を數多列れ、隊伍軍卒に執らせて之を長柄と呼び、弓銃

砲の諸隊と共に、軍陣中、重要な部隊を編成するに至れり、江戸時代の末葉以後、機砲多く用ひらるるに際し、自然に並稱に歸す、**ヤリ** 名蹟 刺突に用ふる武器、身は穂とも稱す、即ち刺突の用を爲すものにして、三稜角に尖りたるものなり、込即ち穂の根を、柄に差し入れて連結す、長さ四五寸より三四尺に及ぶ、柄は多く握にて作れど、また檜、竹等にて作りたるものなきにあらず、長さ六七尺より、三間半に及ぶものもあり、柄の尾端に附したる鑱を石突といふ、なほ穂を覆ふものを鞘といふ、また投槍あり、詳しくは左圖に就きて見るべし(肥前國志、太平記三井寺合戦の條に「三方の土矢問より、鑱長刀を差出して、散々に突きけるを云々」とあるを初見とす、これ建武二年正月の事に係る、此外には數ヶ所同書に散見せり、蓋し鎌倉時代の末より南北朝時代のはじめ頃に於て、起りしものなるべし、されど當時、其用未だ廣からず、戦國時代に入り、天下争闘の衝となるに及び、漸く之を重んじ、次第に其利用ある手術を考へ、遂に種々の製作を生ずるに至れり、されば戰場にて先驅するを一番鎗、二番鎗などと呼び、武功を論ずるの標準とし、更に長柄の鑱を數多列れ、隊伍軍卒に執らせて之を長柄と呼び、弓銃

直鎗  直鎗(直鎗と同じ) 鈎鎗(鑱を長く延べ、鈎を

**ヤリギヤウ**

銃奉行

江戶幕府の

職名、長柄同心及び八王子在住の千人同心を統轄す、老中の支配、二千石高、菊之間談話とす、人員は三人もしくは四人あり、また五人の時もありて定員なし、同心十人づ、各組に隷屬す、また四丸にもあり、定員一人、待遇本丸に同じ○此職は老衰の者多く任ぜられ、先途なし(肥前國志、寛永九年六月、はじめ

**ヤリフ**







ユキノ

これは只多数を意味するに過ぎざるなり、なほ同書に、瓊々并尊が天降の時、天忍日命、天津久米命が、天之石鏡を預りて先驅したること見えたり、石鏡といふも、石にて作りたるにあらざる、堅固に製したる鏡をいへり、これより實用の具として戦場に用ひしのみならず、衛府の官人等は、常に之を預りたるより、親負府、親負尉などいへる稱呼生じたり、されど此物の製は、便利なること胡鏡に劣りしより、いつとなく胡鏡行はれて親負は衰へ、親負の官人のこときも、胡鏡を帶することになり、遂に神社の調度にのみ存し、其他には全く行はれざるに至れり(古事記、書紀、和名抄、倭訓栞、古今要覽稿、本朝軍器考、古事類苑兵事部)

ユキノシタ

雪下 露の色目の名、表白、裏は紅梅なるものを云ふ、冬期是を著用す「カサネノイロメ」の挿繪參看(薄鹽草)

ユギヤウハ

遊行派 時宗の一派、一遍上人の弟子二世他阿彌陀佛を派祖とす、本山は京都七條道場金光寺なり「ワシユウカ」コンクワウツシ「參看(佛敎各宗綱要)」

ユゲノタウキヤウ

弓削道鏡 「ダウキヤウ」を見よ、

ユゲヒフ

靱負府 衛門府の古名、エモンフを見よ、

ユスルツキ

泔器 元服の時、髪かきの水を入るに用ふる器具、又泔杯と書きて、カンハイといふ、古は土器なりしが、後には木にて作り、漆にて塗り、漆粉したるもあり、又銀にて作り、毛彫を施したるもあり、形は茶碗の如く、蓋蓋とも茶碗に似たり、但し蓋のゆするつきの糸じりを受る所は、穴を明けず底ある様にし、其下に又別に大なる蓋ありて、

ユリデ

泔器を臺にするたるまゝ、置くなり、別の蓋は臺形にて、ふち二分許高く、五足あり、金物ありて、五所にあげまきを結び垂るなり、足の下は輪にて蕪なり、調度の條の挿圖を見て知るべし、類聚雜要鈔に「蓋五葉角を有る、足高さ七寸五分、内面廣さ六分、土居厚さ三分、象牙腰同弘さ一寸六分、同手前長三寸(自角定む)面敷物、小文の唐錦、同表風組二丈三尺、上巻五寸垂也、又云泔杯塗、黄(金)をやき付るなり」口徑四寸八分、同高さ二寸三分、内尻三分、同蓋口徑五寸八分、同高さ五分、同尻廣弘さ五寸八分、高さ六分、尻高さ五分云々」とあるにて、大々製作を知るべし、

ユリデン

輪租田 租税を官に輸す田をいふ、即ち口分田、位田、賜田、功田、墾田、職田等これなり、詳しくは、各條を及び田制(アノセイ)を見よ、

ユノコホリ

温泉郡 所在伊豫國肥前

ユハタガハ

額草 しほり染にしたる革にして、また括染草とも云ふ、内裏鞆式に額草とあり、

ユバハジメ

弓場始 武家に於て、歳首射を試みる儀式をいふ、また弓始、的始とも稱す、鎌倉時代には弓始また的始、室町時代には弓始、的始、弓場始とも稱し、江戸時代には専ら弓場始といひ、なり、なほ朝廷にても此儀あり、射場始と稱す、「イハハジメ」といふ、同條參看(國式鏡倉幕府にては、正月の中、日を擲びて之を行ふ、射手は十人乃

ユフキ

至十二人を左右に番ひ、各々十回づつ射せしめ、將軍親しく其式に臨みたり、室町時代には、はじめは式日定まらざりしが、後には十七日に行ひ、射手を六人とし、また左右に番ふ、而して射手の棟梁たる人を弓太郎と稱し、御教書を以て之を補したり、皆風折、水干、葛袴を着け、將軍親しく其式に臨み將軍自らも亦射るを例とす、江戸幕府にては、射手十人を五番に番ひ、正月十一日、江戸城内吹上にて之を行ひ、將軍上覽あり(上覽なき時は名代を遣はさる)矢数は各十本にして、裝束等前代に同じ、式畢るの後、射手に鎌を賜ふ(同前)文治五年正月二日、鎌倉幕府にて行ひしこと、吾妻鏡にあるを初見とし、以後毎年この事あり、蓋し朝處の射禮(シヤライ)參看)射場始等に倣ひしものなるべし、室町幕府の時も之を踏襲し、鎌倉管領家にも、また行ひしが、應仁亂後漸く衰頹し、其末葉より、江戸時代のはじめに保けては、全く行はれざりき、然るに八代將軍徳川吉宗の時、古禮復興の志ありしがゆゑ、廣く古式を調査し、享保十四年二月五日、吹上の庭園にて行ひ、翌年より十一日を以て式日と定めたり、○なほ鎌倉室町時代には、新造移徙、政所始、代始等の後、臨時に之を行ひしことありき(吾妻鏡、武家事記、徳川實紀、四季草、古事類苑武技部)

ユフキウチ

結城氏 姓は藤原、秀郷五世の孫頼行より出づ、頼行の孫行政、政光を生む、政光下野大掾となり、小山氏と稱す、三子朝光、上野介となり、下總結城を領す、因て氏とす、子朝廣、廣綱、結城を生み、結城氏は白河に移る、是を白河結城氏となす、是に於て結城氏二派に分る、廣綱の曾孫朝祐、足利尊氏に屬し、子孫世々下總國結城に住し、足利氏に仕ふ、嘉吉元年、氏朝及び其子持朝、足利持氏

ユフキ

の遺子春王安王を奉じて、結城城に據りしも、遂に敗れて自害す、持朝二男長勢五世の孫晴朝、男子なきを以て、徳川家康の子秀康を養子となす、慶長五年、秀康封を越前に移し六十七萬石を領し、北莊に住す、後ち福井と改む、同九年四男直基をして結城氏を繼がしむ、寛永三年松平と改稱す、マツダヒラワザの上野殿橋、及び越前福井、美作津山、出雲松江、播磨明石の條參看(吾妻鏡、尊卑分脈、藩翰譜)

○朝光 朝廣 廣綱 時廣 貞廣 朝祐 直光 基光 滿廣 氏朝 持朝 成朝

氏廣 政朝 政勝 晴朝 秀康

ユフキウチトモノラン

結城氏朝亂

永享年間足利持氏兵を擧げて幕府に叛き、十一年二月事成らずして、遂に永安寺に於て自害す、持氏の子春王丸安王丸等連立して日光山に隱る、結城氏朝之を迎へ、十二年三月結城城に據りて兵を起し、又衆を分ちて古河城を保つ、關東之が爲めに騷擾す、管領上杉清方諸將を率ゐて之を征す、同月廿九日關東の諸軍十萬餘騎結城城を圍む、仰結城の城たる、天然の要害を占め、頗る形勝の地たり、氏朝此城に據り、弟氏義以下一族と共に、死を決して籠城す、時方力戰して之を攻めしと雖も、屢々利を失ふ、既にして氏義城を出で、降る、城中の士氣之れが爲に沮喪す、然れども勝敗いまだ決せずして、相持するに半年餘、翌嘉吉元年四月十六日に至り、清方諸軍に令し、四面より鼓噪して城兵と戦ふ、氏朝等城門を開き、一千餘騎を率ゐて時方に當り力戰頗る勉めし、遂に敗れて城内に退く、時方機に乗じて益々之に迫る、氏朝此に於て、春王、安王を助けて自殺せんとし、二公子を女裝せしめ、密かに脱せしめんとす、時

方探知して之を捕ふ、氏朝事の敗れたるを見て憤怒し、七百餘騎を具して出で戦ひ死傷相當る、即ち城内に退きて火を放ち、殘兵五十餘騎と共に、再び出で、奮闘し、力盡きて戦死す、城遂に陥る、時方尋て古河城を攻めて之を拔き、氏朝以下の首を京都に送る、五月之れを六條河原に梟し、また春王安王兄弟を、美濃國垂井金蓮寺に於て誅す(結城戰場物語、永享記)

ユフキジャウ

結城城

郡結城 天慶三年藤原秀郷鎮守府將軍に任ぜられ、下野小山に本城を築きて居り、此地に支城を構へ、其族をして守らしむ、是此城の創始なりと云ふ、鎌倉幕府の時源頼朝、小山朝光を此地に封じ、歴世此に居り、遂に結城氏と稱す、永享十二年結城氏朝、足利持氏の遺子春王安王を擁して此地に據り、上杉清方の爲めに滅ばざる、寶徳元年足利成氏管領となり、氏朝の子成朝も舊邑を復す、天正十八年豊臣秀吉東征の時、結城成朝歎を納れ、徳川家康の庶子秀康を嗣とす、慶長六年結城秀康を越前の福井城に移すに及び、此城破却せらる、元禄十六年水野勝長一萬八千石に封ぜられ城主格を賜ふ、因て再び城を築きて居る、子孫相繼ぎ、明治維新に至る(廢城考、徳川加除封誌、明治政覽)

ユフキノコホリ

結城郡

肥前國 肥前國 結城郡 所在下總國 肥前國 結城郡 天保二年八月の條に、結城郡と常陸新治郡との境界を定むるよし見えたれば、國郡制定の際、之を置きしなり(肥前國和名抄に茂治、高橋、結城、小桶、餘戸等の郷あり、明治二十九年國田豐田の二郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書))

ユフキ

弓

をユといひしは射の義にして、又ユミともユムともいひしが如きは、獵禽をイといひ、イミといひイムといひしが如くなるべし、といへり、此説當を得たり、なほ古今要覽には「ユミとはユムといへる詞なるにや、木の枝のユムといへるユムも同じ義にて、弓といふものは、木をたためて用を爲すものなるが故に、ユムといへるなるべし」といひ、和訓栞には「努力の義ならんといひ、日本釋名には、ユガミにて、弓の形曲りたるよりの名なるべし」といへり、また貴人の持弓を「ミトラシ」ミヤラシとも稱し、御執の文字を宛つ、手に執るものの中に於ては、尤弓を重んずるが故なり、また調度ともいふ、武士は弓矢を以て、第一の調度と爲すが故なり(國朝雜考)と註とより成る、幹は上古は純木を以て製り、用材は多くは、梓、檀、楓、榿、柘等を用ひたりしが、中古以來苦竹の堅實なるものをとり、之を割りて二片と爲し、外皮を存して、裏面を削り、更には皮の櫛を削り、竹と長短を等し、牛膠を以て兩竹片の間に挟みて心とし、藤、糸、漆等にて之を巻く、後其製法益々精妙の域に進み、重藤、村松、絲葉、榿等、其製作によりて種々の名稱起れり、就中重藤弓は、將帥の用ふる所にして、塗籠藤は、士卒の用ふる所なり、又藤繪弓は儀仗に用ひ、白木糸葉は軍陣に用ふるなど、製によりて用途を異にせるもあり、また藤は古くは薛にて巻きしを、後世は革を用ひ、藤も古は桐、鹿の爪、獸角等を附したるものありしも、後世は實用のものには、別に附することなかりき、弦は藤葉にて製す、其法、琴を暫時水にひたしたる後、短き竿に付け、竿の所を以て巻を打てば、ちりみ出来るを、乾かしてこきのばして、弦の太き程づゝとりわけ、纏きんくして製するなり、また竿をうみて製す







ヨウ

五斗と定めたり、大賈令の制、人毎に之を課す、凡そ正丁、歳役は一年に十日國事に役せらる、若し事故ありて身役に服する能はざるものは、即ち庸を收む、多くは布米なれども、郷土所出の物即ち綿、絲、絹等を納むるを得、例へば布ならば二丈六尺、即ち一日に二尺六寸の割にて、其他も亦之に準ず、若し正役の外都合ありて、留まりて服せんとする者ありて、卅日に滿つる時は、其年の租調を共に免除す、正役と通計して四十日より上は使ふ事を得ず、次丁は二人にて正丁一人に準ず、即ち次丁一人、歳役五日の割合となるなり、中男と京畿内には庸を取らず、庸を納むるに、毎年八月中旬より輸送し始めて、近國は十月卅日まで、中國は十一月卅日まで、遠國は十二月卅日まで、京に輸して、大藏省に納む、其運送脚夫は、庸を出す家にて、人毎に其の脚直を出して功食を支拂はしむ、國郡司の内にて、之を率領して送るなり、慶雲三年二月勅ありて半減し、太宰府所部は庸を免じたり、和銅五年十二月諸國の庸を、錢を以て換ふることを許し、錢五文を以て布一丈に準ぜしむ、七年四月諸國の庸は、丁毎に五兩とし、安藝國の絲は、丁毎に二兩、遠江國は絲三兩并に二丁を以て屯綱となし、尋で庸布の長は、二丈八尺を以て一端と定む、養老二年六月太宰府所部の庸を復して諸國に同じからしむ、天平寶曆四年二月陸奥多賀以北の諸國は、黃金を輸せしむ、其法正丁四人一兩とす、後其郷土によりて納むる庸を變ぜし事、屢々見えたるも、疑はしきを以て略す、後世に至りては、諸國庸を輸することなきを以て、屢々命令する處ありしも行はれざりき、庸は時によりて増減ありて一定せずと雖ども、延喜式、政事要略等には、具に定率を立てたり、諸國皆規定あれども、今一斑を擧げて參考に備へん、東海

ヨウヘー

道伊賀國は、白水の嶺九合、自餘は米を輸す、山陽道長門國は綿米を輸す、西海道諸國の庸は、太宰府の府儲雜用を除きたる外を、京庫に納むるを例とす、而して庸の總數は知るべき様なきも、此時代より後、一條天皇の時謀丁の數八十八萬三千三百二十九人なりし由、宋史に記したるより、いま之を悉く正丁と見て、庸は一丈三尺の割合と假定し、布にて計算すれば、其の數二十三萬八千三百三十二端餘となり、其の概數を知るべし、延喜以後中央政府の權力衰ふると同時に、庸を收むるものなく、源平時代以後に至りては殆ど絶えたるが如し(書紀、令義解、續紀、類聚三代格、延喜式、租稅沿革論、大日本租稅志、大日本財政史)

ヨウリ

たりしも、大臣蘇我馬子は詔旨を賛成し、僧を引いて宮に入る、僧侶の禁中に入る事、實にこれを以て嚆矢となす、越えて九日崩す、壽詳かならず、養老池山陵に葬り、推古天皇元年改めて、河内國南河内郡磯長村大字春日の河内磯長原陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

ヨウリ

節折 舊宮中にて毎年六月十二月の晦日に大祓の後、天皇及び中宮東宮の御爲めに、特に行ふ祓をいふ、荒世和世の竹枝を折りて、御長けの寸法を量るによりて名く、節は竹の節なり、當日の晩景清涼殿の二間に屏風を立て、御座を敷く御座の座の如し、時刻に天皇出御あれば、建敷官人、互々志余呂比御服(即ち荒世和世の御服なるべし)を昇いて女官に付す、女官中臣女に授く、中臣女之を供す、天皇御氣息を懸けて返し給ふ、次に中臣御座を運らす、中臣女之を供す、天皇自ら取りて、御體を摩して返し給ふ、次に東西女一人々御座を運らす、天皇御氣息を懸けて返し給ふ、次に中臣宮主者、神祇官及び荒世の卜部等、進みて竹節を庭中の席上に置く、中臣官人卜部等之を解き、中臣女に授く、女取りて之を供す、天皇起ちて、女と共に御體を量り給ふ(五度、まづ御身長を量り、次に兩肩より御足に至り、次に左右御手、胸中より指末に至る、次に左右御腰を量り、御足に至る、次に左右御腰より御足爪に至る)竹は九枝なり、中臣女毎度取りて神官に示す、次に卜部を擧げ、中臣官人に授く、官人中臣女に付して之を供す、天皇御氣息を懸けて返し給ふ、と三度、中臣女神官に傳ふ、宮主視ひ奉る、次に和世參入、荒世の儀の如し、事畢りて相率りて退出す、中宮東宮の儀之に準じて知るべし(舊宮中紀、江家次第引く所の清涼抄(村上天皇勅撰)に始めて見え、爾

ヨコサ

來引つゝきて行はれたり、而して中宮節折は、左經記長元元年六月晦日の條に、東宮節折は、東宮年中行事に見えたるをはじめとす(西宮記、江家次第、公事根源、古事類苑神祇部)

ヨコサビエボシ

横さび烏帽子 素襦を着しする時、用ふる烏帽子をいふ、又侍烏帽子とも稱す、立烏帽子に作るも本體なれども、後ち頭を折り曲げて用ひたり、之を横さびの折烏帽子といふ(エボシの圖參看)貞丈雜記に「古へはやはらかなる立烏帽子にして、之を折て三角のまねきを作りたるなり(中略)今は、こはくわりかため、まねきをば切りはなして、とりおきにこしらへたる故、あらぬもの、様になりたり」と見ゆ、まねきとは、即ち折り曲げたる部分にて三角形の處なり、又ヒレともいふ、以て其變遷を知るべし(舊用)古へは土農工商とも、平常着用せしが、後世は専ら素襦を着したる時に、用ふるこゝなれり(貞丈雜記)

ヨコミノコホリ

横見郡 武藏國 郡名、延喜式に見えたり、和名抄に高生、御坂、餘戸等の郷あり、後世或は吉見と稱す、正保圖以後横見に作り、以後之に仿る、明治二十九年比企郡に入りて郡名失す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ヨサノコホリ

與謝郡 丹後國 郡名、初めて雄略紀廿二年秋七月の條に見えたり、日本紀餘社又は余社に作る、和名抄に宮津、日置、拜師、物部、山田、調敷、神戶等の郷あり、正保圖與佐に作り、寛文中書に復す、寛知集之に仿る、元祿帖又與佐に改め、郡名考、天保郷帖之に仿り、明治沿革帖與謝に復す、地誌提要與佐に作り、郡區編制の際又與謝となす、今之に従ふ(郡名異同一覽、國

ヨサフリン

與謝蘇村 郡名、本姓は谷口、丹後に遊びて與謝の風光を愛し、姓を改めたりといへり、初名長庚、後實と改む、字は春星、夜半亭(二世)蘇村、三果、紫菀庵、浮風庵、東成、四明等の諸號あり、或は單に與謝蘇村とも稱せり、蘇村津國東成郡毛島村人嘗つて江戸に入り、儒學を修むるの傍ら、始め内田山に、後ち早野巴人等に就て俳諧を學び、巴人の歿後各地を遊歴し、寶曆元年京都に居住し、爾來畫室を擡へ、専ら元明諸名家の風を慕ひて畫三昧に入り、妻子といへども妾りに室内に入るを許さざりしといふ、故に其筆する所風格高雅、忽ちして名聲世に聞えしが、特に俳畫狂畫に於て非凡の作多し、是より先芭蕉歿してより以來、俳句界は不統一なる混亂時代に入り、形式にのみ拘泥し、字句の末に腐心せるに當り、蘇村進みて、これが革新に任じ、生來の堪能を以て研鑽の功を積みしが故に、秀吟頗る多く、僅に京都俳壇の牛耳を執りたりき、天明三年十二月二十五日(或云二十九日又十日)歿す、享年六十八(或云六十三、六十七、七十)夜半帖、玉藻集、芭蕉翁付合集、十番左右句合、花櫻帖(俳諧年表、俳家人名錄、畫業要略、古今藝談、鑑定叢覽、增補近世文人畫史、本朝古今書畫覽)

ヨシ井ウチ

吉井氏 松平氏(上野吉井)を見よ。

ヨシテカリウ

吉岡流 吉岡憲法の創めたる劍術の流派、また憲法流ともいふ、憲法は戰國時代の人にして、京都に生る、尤も劍術に達し、室町將軍家の師範と爲る、或は云、祇園藤次といふ者に從ひ、其妙旨を得たりとも、また鬼・法眼流にして、京八流の末なりともいひ詳かならず、憲法、嘗て宮本

ヨシタケンコウ

吉田愛好 俗名と法名と同字にして、俗名はカネヨシと訓じ、法名は音を用ひたり、世に手統の愛好とも稱す、部祭願の第四子、吉田の地に居りしを以て、吉田といへり、職に就いて、早く後宇多天皇に仕へ左兵衛尉に任じ、稍々親昵せられしが、正中元年天皇崩すに及び、哀悼の餘情となり、修學院に入る、後ち木曾に遊び、其山水を愛し、蘆を結びて居る、一日國守、衆を帥ひて其地に獵す、愛好其噴煙なるを厭ひ、「こゝもまたうき世なりけりよまながら思ひしまゝの山里もがな」と詠じ、即ち京都に歸り、歌詠して自ら娛みたり、當時の公卿大夫皆其人となり愛し、交遊するもの甚だ多かりき、而して太平記によるに、高師直の爲に鹽谷高貞の妻に與ふる麗書を代作したりしも、高貞の妻産せざりしかば、師直怒りて兼好と絶てりといふ、學者或は之を以て太平記の架空談とし、且關太磨の年立により、兼好當時都に居らざりしなりと論じ、また兼好を庇護するものは、其志常に、南朝に存したりしが故、麗書のことあるを幸とし、足利氏諸將間の軋轢を生ぜしめんと圖りたるなりとせり、後説の如きは採るに足らずと雖、前説また俄に信す可からざるなり、嘗て葬地を雙岡に卜し櫻花を植ふ、且つ詠じて曰く「契りおく花とならびの岡のべにあはれ兼世の春を過ぐさん」晩年伊賀國見山(今の三國峠なるべし)の麓に住し、正平五年二月(北朝觀應元年)歿す、其地に葬る(高野山西光

ヨサフー

ヨシタ







ヨドノ

正税の徴収費用を記するものにして、式は委しく主計式に見えたり、諸國は毎年二月三十日以前に太政官に申送し、西海道は二月三十日以前太宰府に送り、府覆勘を加へて五月三十日以前に官に送る。後世飛騨、信濃上野、陸奥、越前、能登、越中、越後、四月申送す、之に附して奉るべきものは神祇帳、國分寺及定額寺公文、義倉及官田地子等帳、富田取納帳、品位田帳、諸寺燈油帳等なり、セイナヤウ(三)調使、調帳を上る使、又貢調使とも云ふ調帳は調帳物を記せるものなり、調帳は毎年八月月中旬輪を起し、近國は十月三十日、中國は十一月三十日、遠國は十二月三十日以前に上納す、調帳は七月三十日以前に輪し訖る、延喜の制、越後、佐渡、隱岐は明年七月、長門は四月、伊豫土佐は二月を限りて納め、陸奥、出羽、兩國は當國に納め、西海道は太宰府に納めしむ、之に附して奉るべきものは租帳なり、テウツヤウ、ソシヤウ(四)朝集帳、朝集帳を奉る使をいふ、地方廳一年間の政を中央政府に申送する、尤も重要な使節なり、朝集帳は他方廳の政を記せるものなり、朝集とは國司等期に應じて京都に會合する意なり、史に見えしは雄略紀二十二年八月の條に、臣連伴造每日朝參、郡司國司隨時朝集とあるを始めとなせど、これは後世より推定せるものなるべし、尋で孝德紀大化元年二月の條に朝集使のこと見えたり、これまた先に拜せる國司の功過を奏上するものにて、後世の朝集使とは少しく異なり、毎年十一月一日を以て朝集す、中央政府にて朝集を掌るものは式部兵部二省なり、之に附するものは、會帳、郡司名簿、雜色人死亡帳、軍國歴名簿、防人在防所々收苗子帳、健兒歴名簿、器仗帳、職階帳、官

ヨネク

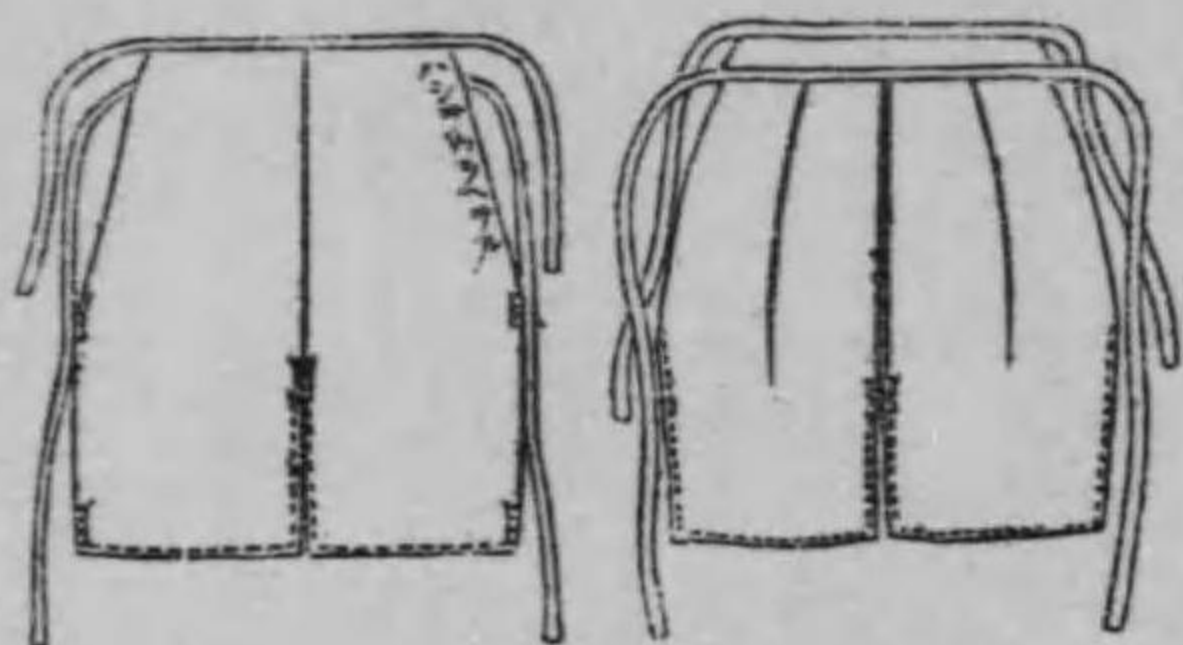
船帳、官取帳、官私馬牛帳、勳種大小事專當人名簿、諸神祇部氏人帳、國分寺公文等なり、テウツヤウ(五)參看、西海道は西海道使は大寶元年制定して、右の如く期を定めて上京し、中央政府と地方廳との連絡を保ちしが、後政府にては便宜上合併を許せり、弘仁六年十一月郵驛送迎を略せんが爲めに、正税計帳兩使を、朝集使に附せしめたり、然るにかくては使五月より八月迄在京せざる可らざる不便あるを以て、同九年六月更に令して、計帳使のみは、別に上京することとなす、承和十一年四月又計帳公文を朝集使に附す、嘉祥二年閏十二月出羽は陸奥の例に準じて、大帳を朝集使に附する事を許したり、而して中央政府にて合併を許せると同時に、國司等專横私曲を警み、四度使を怠るに至る、延暦八年五月諸使返抄なくして歸國するものを見し、弘仁元年十一月諸國の使人等其の惡事を行ひし跡の類はれんことを恐れ、倉に來らざる者あるを以て、上日三分の二に足らざる者は、公解を奉り、考に預らざらしむ、然れども大帳等を上らざるもの出でしを以て、齊衡二年九月には、故なく大帳使を上らざるものは、公解を奉りて解官せしめたり、寛平年中に至りては、税帳を上らざるもの、遠きは二十年、近きも五年に及べり、爾來屢々令して戒諭する所ありしも行はれず、長保年中には主税主計二寮の官人、賄賂を貪り、公文を抑留するものあるに至り、漸次地方廳と中央政府の連絡は衰へ、堀河鳥羽天皇の頃より、此等の使廢絶に至りて(合義解、續紀、後紀、延喜式、類聚三代格、史學雜誌、四度使考、王朝諸使考)ヨネクラウチ 米倉氏(武藏金澤) 姓は清和源氏、新羅三郎義光の三男義清の孫義行より出づ、義行孫の信繼、甲斐國八代郡米倉郷に住し、因て氏

ヨネツ

とす、十世の孫重繼、武田信玄に仕へ、其子忠繼も亦武田氏に仕ふ、後ち徳川家康に従ひ、大坂の役使番となる、寛永五年昌純、二百石を賜はり、後ち加封ありて六百石を領す、元祿三年昌尹、五百石を武藏國總持、櫻澤に加賜、敬稱して丹後守と稱す、其後屢々加封ありて遂に一萬五千石を領し、武藏金澤に治す、十二年三千石を弟昌仲に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(華族諸家傳、徳川加除封録、華族譜)○重繼 忠繼 種繼 清繼 昌純 昌尹 昌明 昌照 忠仰 里矩 昌晴 昌賢 昌由 昌後 昌彦 昌言

ヨネツウチ 米津氏(出羽長瀨) 天彦國押人命五世の孫建根子建根熊命の男和爾日爾臣十世の孫、駿河國富士郡大領和爾宿禰豐原氏の後裔なり、子孫都務を世襲し、富士大宮司を兼ね、國能の男信政、三河國碧海郡米津村に移住し、因て氏となす、一説に、關白藤原道隆の後裔、信濃守親康、其子親勝米津大夫と稱す、是れ米津氏の祖なり、七世の孫信勝始めて三河高橋庄を領す、勝政、松平清康父子三代に仕へて家を興し、五千石を領す、慶長六年田政、五千石加賜、寛文六年田盛一萬石加賜、前封と合せて二萬石、貞享元年政武、四千石を弟田賢に分封す、二年千石を三弟政容に分封す、寛政十年政通、封を出羽長瀨に移さる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる、明治十年源姓に改む(藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)○勝政 政信 田政 田盛 政武 政矩 政容 政崇 通政 政隆 政昌 政明

ヨノバカマ



(裏) (表) (載所記雜文貞)

政教 政賢 四幅袴 袴の一種、中間小者等着用す、前二幅、後二幅なるよりしかいふ、又假袴とも稱す、腰長き膝頭及び、裾を少し狭くす、革にて二所づゝ菊綴を附し、後腰はなし、革は萬葉草又は黒革を用ひ、色は不定なれども、普通柿色なり、多く中間小者等着用すれども、古へは侍も著けたるよし、雄川記に見え、又軍陣の時笠の下に用ひしと太平記に見ゆ、著様は、まづ後腰を當て、前にて結び、次に前腰を當て、紐を後へ廻し、更に前に廻して結び、前後の紐は後腰の外へかけて廻すなり、江戸時代の末年に至りて廢絶せり、服制(フタヘイ)の條挿繪參看(貞丈雜記)

ヨボロ 丁 壯年の男をいふ、年齢によりて正丁次丁の別あり、主計式に、凡左右京五畿内國、一丁輪錢臨時増減等と見ゆ、ヨミホン 讀本 小説、セウセウを見よ、ヨモギ 蓬 異の色目の名、表白、裏青なるを

ヨノバ ヨモギ

ヨモツクニ

いふ、また真鹿黄ともいへり、夏季之を着用す、カサノイロメシの挿繪參看、ヨリアヒ 寄合 江戸時代、三千石以上の旗本にして非役のものないふ、また寄合組、寄合衆、組合小普請ともいへり(三千石以下にして非役のもの小普請といふコブツシヤウ(六)參看)高百石に付、小判二兩の役金を幕府に納むること小普請に同じ、但し留守居、三番頭の子息、代々寄合筋の者は、三千石以下にても寄合に入り、又金銀萬助、本多三津助は、名家たるの故を以て、三千石以下なれども、代々寄合に列したり、なほ布衣以上の役人にして非職となりたるものは、百石にても、之を寄合に編す、されど世俗寄合と稱し、普通の寄合と區別せり、寄合は若年寄の支配、柳之問詰にして、年始、八朔、五箇旬、月次に登城し、また江戸城十二箇所門番、駿府加番、法事勤番、日光門主差遣等のことを勤仕せり、後世寄合肝煎ありて之を幹理す、肝煎は若年寄の支配、持高にして、勤役中役金を免除せらる○凡兵數、軍を爲すに足らざるものは、數人の衆を合して一軍と爲す、故に寄合と稱したるものにし

ヨモツ ヨリア

ヨリアヒシユウ

て、戰國時代には、また寄合組、寄組などともいへり、江戸幕府の制、此稱を差置したるなり、徳川幕府の初、此稱を差置したるなり、東武實録寛永三年五月二十七日の條に、寄合衆とあるを初見とす、當時留守居の支配に屬し、且つ四五千石にて小普請のものあり、小身にて寄合のものあり、寄合小普請の別明ならざりしが、享保四年六月、三千石以上のものを若年寄の支配となすに及び、寄合小普請の區別はじめて明らかとなれり、寛政二年寄合肝煎五人をおく○延喜三年の江戸鑑を按ずるに、御寄合、御寄合衆、平御寄合とあり、未だ其區別を詳にせず(東武實録、仕官格義辨、明真帶錄、東鑑附録、徳川業令考、徳川世世錄)

ヨリアヒシユウ 寄合衆 臨時の職名、執權、評定衆等と共に、國勢を議する事を職とす、北條氏の一族中、其任に適せる人補任せらる、所なれど、常置にあらざれば、此職に居りし人亦多からず、引付頭、六波羅探題より此職に補し、また此職より直ちに連署に轉じたるものあるにて、重職たりしを知るべし、なほ此職は、例式の評定の席には應ずして、寄合の席に列なり、内議決定せるならんといへり、關原戰役北條記に、正歴二年五月、北條時村が寄合衆となりしことあるを初見とし、尋で北村宗宣、同久時、同照時も補任せる事同書に見ゆ、蓋し此職名北條記の外に散見する所なしと雖、恐らくは北條貞時執權の頃に置きしものなるべし(武家名目抄)

ヨリキ

ヨリキ 輿力 力を併せて加勢する意の詞なり、轉じて加勢する人を指し、更に室町時代の中葉以後は、諸大名等に謀議せる士の稱となりて、彼等と同義に用ひらるゝに至り、而して安土城山時代に



ヨロギ

は、附庸の大名をも凡て與力と呼びたり、なほ此時よりして侍大将、足輕大将等に附庸せる騎士の稱となりしが、江戸時代にも之と同じく、幕府にては重なる職員には必ず之を諱屬し、上官を輔けて庶務を行はしめたり、人数役祿等は、組によりて同じからず、并に其班同心の上により、其諱屬せる職名等は、掌中大概順に見えれば参看すべし(武家名目抄)

ヨロノオトド

夜御殿

天皇の御殿所なり、ヨロノオトドともよめり、又夜御所、塗籠、塗藏、夜大臣、夜大殿とも云へり、所在大内裏清涼殿の北の間に、朝餽間の東、二間の西に在り、御座六七間、四方に妻戸あり、南大妻戸一間あり、御帳、御凡帳、御衣架等あり、細網縁の疊三枚を敷きて御座と爲し、壁代をかけ、四隅に燈檠あり、御帳の枕の方に厨子二つ、あとの方に鏡掛あり、又御帳の南西北に疊を敷き女房座と爲す、寶鏡は兩面を覆ひ東南に奉安す、燈火は絶えず消えぬ様に注意し、藏人非藏人常に、さし油を爲す、其時角より始め丑寅にて終る、これ御帳の東御帳をば通らぬためなりと云ふ、猶「セイリヤウテン」参看(江次第、禁秘抄、日中行事、禁秘抄、大内裏圖考證)

ヨロノケンバク

夜關白

藤原顯隆をいふ、顯隆、白河法皇に親任せられ、夜毎に入りて近侍せるを以て名づく、

ヨロギノコホリ

餘綾郡

相模國肥前萬葉集に見えたり、和名抄に伊蘇、餘綾、霜見、磯長、中村、幡多、金目等の郷あり、鎌倉時代以後、多く姓名を稱して、郡名を用ひず、天正中郡名復舊の時、終に波多野庄、金目庄は大住郡に入り、中村郷は尾柄上下郡に入りて、僅に今の地を存

ヨロヒ

す、且つ餘綾を海綾に改めしも、亦其時にあるか、正保國海綾に從ひ、寛文中改めて餘綾に復す、元禄結海綾に作り、以後之に従ふ、郡名考「ユルギ」と訓じ、地誌提要之に仍る、明治二十九年大住郡と合併して中郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ヨロヒ

鎧(甲)

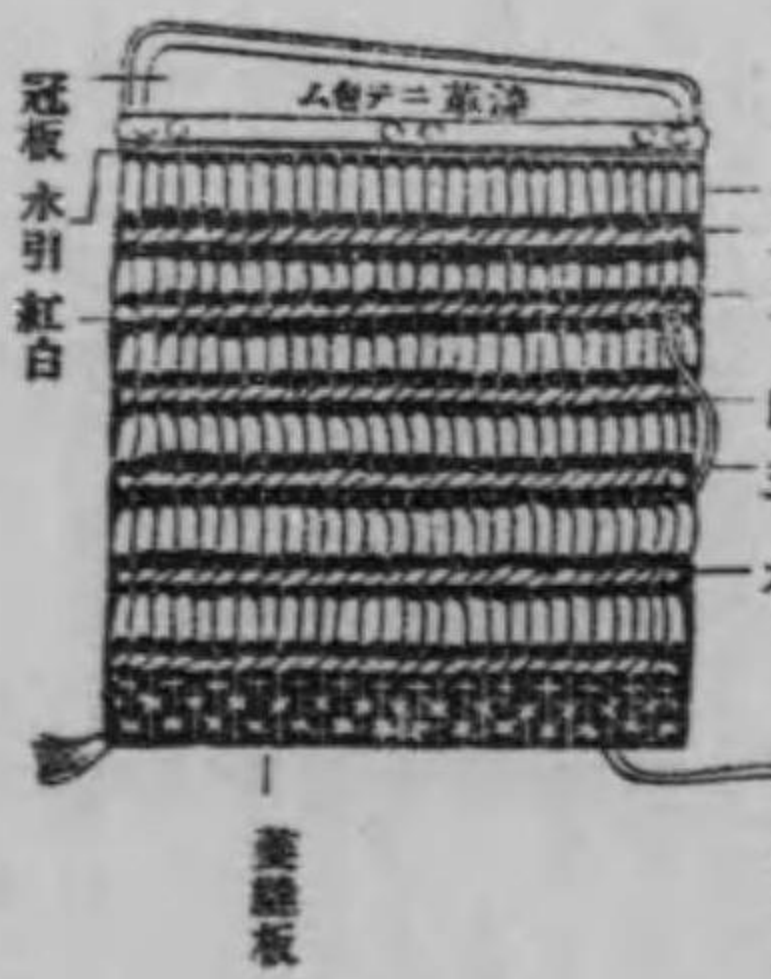
名義戰時敵の刺撃を防がんと爲めに、着用する武衣を云ふ、即ち鎧、胸丸、腹巻、具足等の總稱なり、足り具足の義なり、和名抄に「唐鎧云、鐵若蓋反、和名與路比、甲也、和譯云、甲似、物之有護甲也」とあり、故に又具足(後世に至りては、別に一種のもの出来せり、「コクク」参看)又三ツ物(胸、胃、腹)をそろへたるより名づくとも云ふ(物具(物部の武具の意なりと云ふ)とも云ふ、上右はカラフと云へり、源平盛衰記等の物語に、甲をカラフト、胃をヨロヒとよみしは誤なり、又胸丸、腹巻に對して、脇立、弦走、鳩尾、檜櫓等のあるを鎧といひ、之を着長(「キセナガ」参看)とも云ふ、今三種の區別を云はん、胸丸、腹巻は、共に脇立、弦走、鳩尾、檜櫓等なく、腹巻は腹をまといひて、背にて引合せ、背板にて引合の隙を覆ふ、胸丸は竹の筒の如く、胸を圍みて右の脇にて合すものを云ふ、胸丸の板、檜櫓の板、草摺を除きたる部分の稱なり、胸の板は七枚にて、下四枚を衝筋、上三枚をたてあげと云ふ、衝筋は弓手より押付板の方迄連る、札は毛引を本式とす、後も前と同じく、押付板共に七枚なり、弦走胸の腹に當る部分にいふ、染革にて包む、軍器考頭書に、弦走は、鐵の札に、弓弦の隙らんことを恐れて、革を以て札を覆ひて、弦を走らしむる意なり」とあり、また同書に「弦走りといふ物は、染皮の形凸の字のごとくなる

ヨロヒ

を、上は假粧の板の下より、下は搦の糸の下に至り、射向の半は、馬手のはづれまてにかゝる様にして、鐵の筒を捲ひたるなり、其染革の上と左右との廻りを

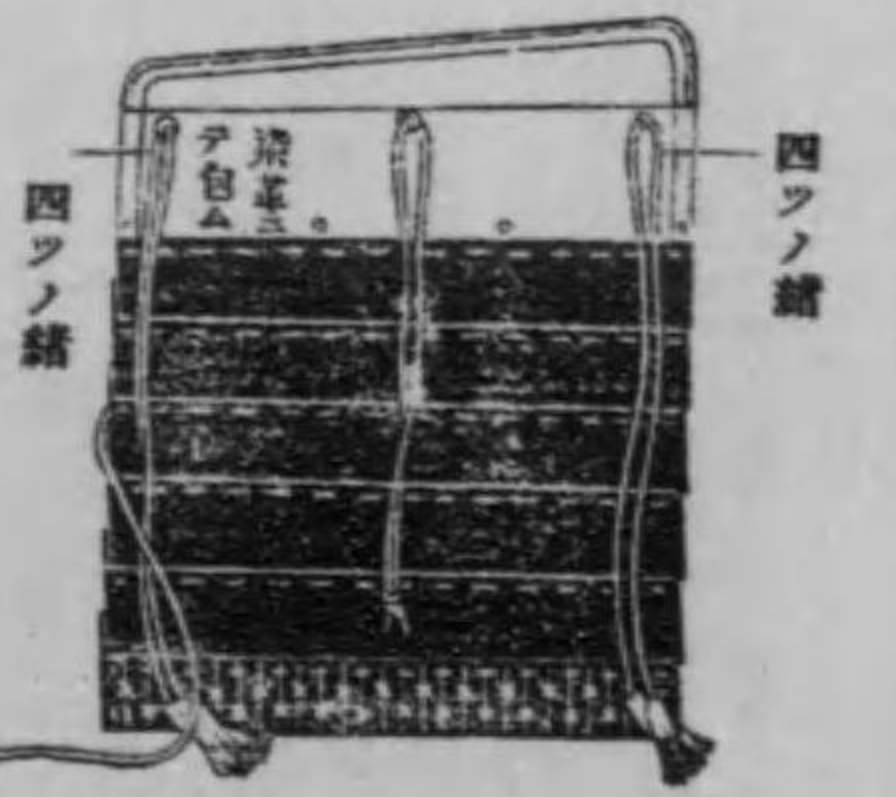
射向袖

板板板 一、二、三、四、五、六板



表

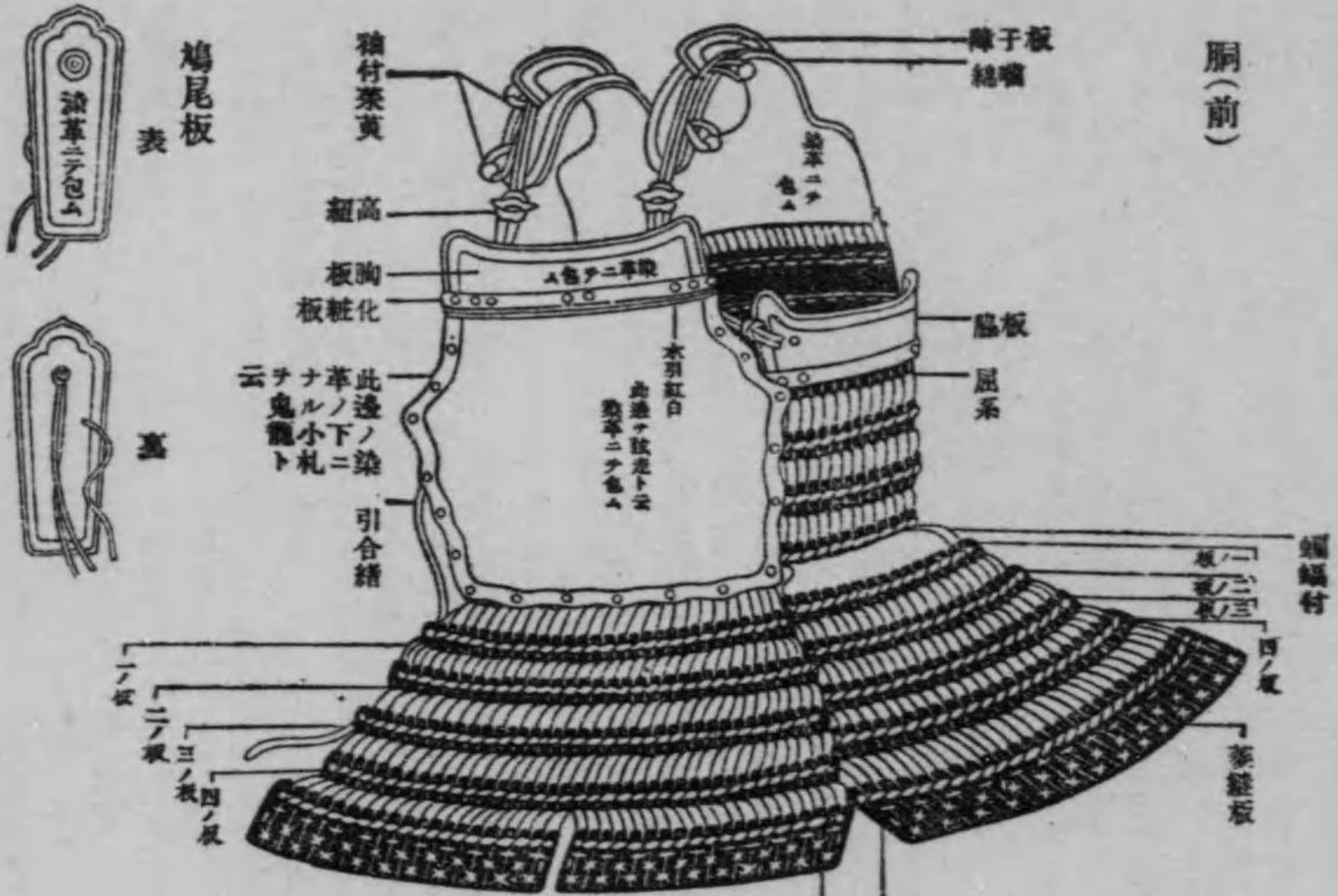
冠板水引紅白



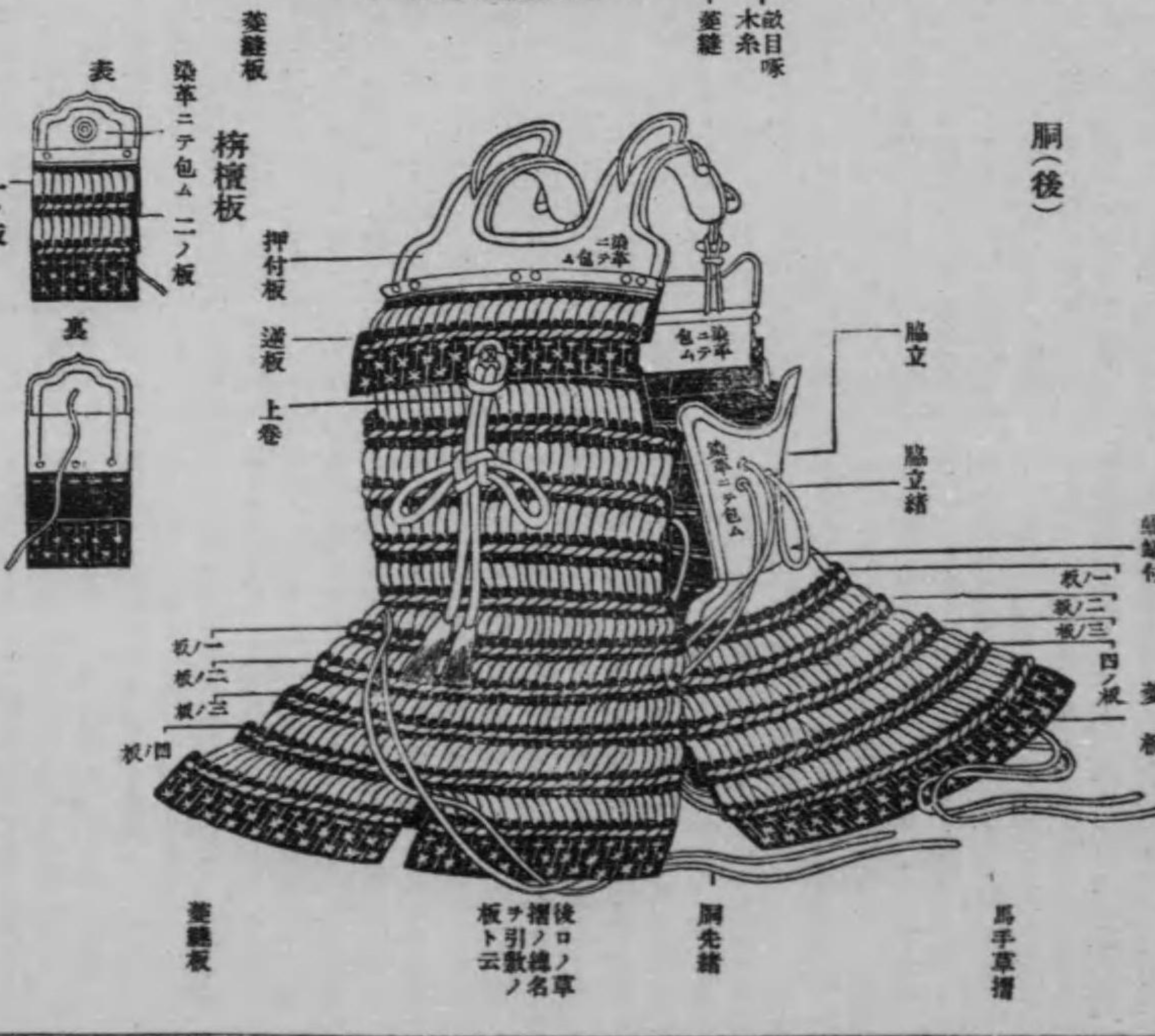
裏

ば、或は錦皮、或は織物の類を以て縁とし、皮と縁との縫目際には、組緒を以て伏縁にしたるを、上方をば、小細といふ釘にて打ち、下は其皮を穿ちて、

ヨロヒ



胴(前)



胴(後)

鴉尾板

表

裏

裏

裏

裏

裏

裏

裏

裏

裏

裏

裏

裏

裏

裏

裏

裏

袖付葉黃

紐高

板胸化

此邊ノ染

革ノ下ニ

ナル小札

ヲ鬼籠ト

云

表

裏

裏

裏

裏

裏

裏

裏

裏

裏

薄子板

結嚙

脇板

屈系

編織付

一ノ板

二ノ板

三ノ板

四ノ板

五ノ板

六ノ板

七ノ板

八ノ板

九ノ板

十ノ板

十一ノ板

十二ノ板

十三ノ板

水引紅白

高直アは是ト云

染革ニテ包ム

高直アは是ト云

染革ニテ包ム

高直アは是ト云

染革ニテ包ム

高直アは是ト云

染革ニテ包ム

高直アは是ト云

染革ニテ包ム

高直アは是ト云

染革ニテ包ム

高直アは是ト云

染革ニテ包ム

高直アは是ト云

染革ニテ包ム

高直アは是ト云

木糸

欵目啄

木糸

欵目啄

木糸

欵目啄

木糸

欵目啄

木糸

欵目啄

木糸

欵目啄

木糸

欵目啄

木糸

欵目啄

木糸

欵目啄

脇板

屈系

編織付

一ノ板

二ノ板

三ノ板

四ノ板

五ノ板

六ノ板

七ノ板

八ノ板

九ノ板

十ノ板

十一ノ板

十二ノ板

十三ノ板

十四ノ板

十五ノ板

脇板

屈系

編織付

一ノ板

二ノ板

三ノ板

四ノ板

五ノ板

六ノ板

七ノ板

八ノ板

九ノ板

十ノ板

十一ノ板

十二ノ板

十三ノ板

十四ノ板

十五ノ板

脇板

屈系

編織付

一ノ板

二ノ板

三ノ板

四ノ板

五ノ板

六ノ板

七ノ板

八ノ板

九ノ板

十ノ板

十一ノ板

十二ノ板

十三ノ板

十四ノ板

十五ノ板

脇板

屈系

編織付

一ノ板

二ノ板

三ノ板

四ノ板

五ノ板

六ノ板

七ノ板

八ノ板

九ノ板

十ノ板

十一ノ板

十二ノ板

十三ノ板

十四ノ板

十五ノ板

脇板

屈系

編織付

一ノ板

二ノ板

三ノ板

四ノ板

五ノ板

六ノ板

七ノ板

八ノ板

九ノ板

十ノ板

十一ノ板

十二ノ板

十三ノ板

十四ノ板

十五ノ板

脇板

屈系

編織付

一ノ板

二ノ板

三ノ板

四ノ板

五ノ板

六ノ板

七ノ板

八ノ板

九ノ板

十ノ板

十一ノ板

十二ノ板

十三ノ板

十四ノ板

十五ノ板

脇板

屈系

編織付

一ノ板

二ノ板

三ノ板

四ノ板

五ノ板

六ノ板

七ノ板

八ノ板

九ノ板

十ノ板

十一ノ板

十二ノ板

十三ノ板

十四ノ板

十五ノ板

脇板

屈系

編織付

一ノ板

二ノ板

三ノ板

四ノ板

五ノ板

六ノ板

七ノ板

八ノ板

九ノ板

十ノ板

十一ノ板

十二ノ板

十三ノ板

十四ノ板

十五ノ板

脇板

屈系

編織付

一ノ板

二ノ板

三ノ板

四ノ板

五ノ板

六ノ板















ラウヤ

れを世襲し(三百俵を給ふ小傳馬町獄舎のこと)を總管し、同心五十八人、下男三十人に屬す、同心の内盤役、敷役、打役、小頭、世話役、平當番等の諸職あり、牢内には、只に町奉行擔當の罪人のみならず、寺社奉行、勘定奉行の擔當に於ける囚人をも亦収容し、問訊の際各處へ出したり(蘭館鎌倉室町の兩時代に、土牢、座敷牢等の名見えたれども、元より制度上のものにあらす、江戸時代には左の數種あり)(一)捕房(アガリヤシキ)參看)五百石以下、御目見以上の旗本を禁す(五百石以上は預に處したり)(二)攝屋(アガリヤシキ)參看)御目見以下の御家人、及び大名旗本の家臣、僧侶等を禁す(三)大牢(四)二間牢(また無宿牢といふ)(五)百姓牢、共に庶民を禁すれども、大牢は戸籍を有する者、二間牢は無宿のもの、百姓牢は農民を入るゝ等の差あり(六)女牢、婦人を禁す、又別に(七)溜(タメ)參看)(八)郡代牢あり、溜は病人、幼者等をおく處、郡代牢は馬喰町代官所支配内の農民をおく處なり、なほ牢にはあられど、刑の終りたる後、再犯の恐れある者、又は引受人なきものを、拘留して役使する爲に、人足寄場(ニソクヲヨメ)參看)の設あり(蘭館)王朝時代には、左獄は京都近衛の南、西洞院の西にあり、東獄といひ、右獄は中御門の北、堀河の西にあり、獄ともいへり、江戸時代には、江戸及び幕府の各直轄地、并に諸藩にあり、江戸にては、小傳馬町にありて、惣坪敷三百八十六坪餘、外廻り練馬なり、種々の條に述べたる(一)より(六)に至る諸牢は皆、この内にあり、溜は淺草、品川の兩所に、郡代牢は本所に、人足寄場は佃島にあり(蘭館)王朝時代の制は、囚人を禁するに、死罪は枷(ケビカシ)參看)梶(アワカシ)參看)を加へ、流罪以下は梶を去り、杖罪は

ラウヤ

散禁す、散禁は利具を加へずして禁するをいふ(ハサケン)參看)應請請減者(マウ)ギ)セイ)ゲン)參看)及び初位以上の外は皆市を脱す、又長禁あり、終身禁獄するをいふ、後世には禁獄を以て一の利名となしたり、凡そ五位以上囚獄の罪を犯せる時は、在京の者はまづ奏して後これを禁じ、もし死罪を犯せるか、又は京外にある者は、まづ禁じて後にこれを奏す、共に六位以下の者と、其居る所を異にす、婦人にして五位以上を帯する者亦同じ、而して婦人は男子と別處せしめ、産月に臨める者は、保を責めて出づることを許し、産後またこれを禁す、囚人には孰れも官より、席蓆衣食を給し、疾病ある者は醫藥を給し、殊に重きは枷梶等を脱し、且その家族一人禁内に入りて、看侍することを許したり、また囚人を巡檢して、安置等の不法を糾すことあり、在京は彈正月別に獄舎を巡行し、安置役使の、法のごとくならざるあらば、事に隨つて執彈し、囚獄司當直の官人は、恒に物部井に物部丁を待めて毎夜巡檢し、京外は當處の長次官、十五日に一度檢行す、其因久しく禁せられて、推問せられざるが(ト)キ)とあらば、即ちこれを斷決す、鎌倉室町兩時代等は、皆制度として語るべきなし、江戸時代傳馬町の牢屋の制によれば、まづ入牢者ある時は、改番所にて健役罪人を審問し、姓名、年齢、肩書等、入牢證文と相違罪人を確めたる上、更に衣服を脱せしめて、懐中を檢し、金銀、刃物、書籍、火道具等、制禁の品を持參せるや否やを改め、然る後入牢せしむ、多くは夕刻に於てし、白晝は稀なりといふ、囚人には疊を與へて、これを敷かじめ、衣類は毎年五月九月の兩度に給與し、食物は朝夕の二度にして、汁と菜とを添へたり、行水は一箇月に數度行はしめ、月代は毎年七月十二月

ラウヤ

の兩度に行ふ罰なれども、牢主等は一箇月に一同行ふを許されたり、もし疾病に罹れる者ある時は、醫師をして診察せしめて藥を與へ、或は溜にて加養せしめ、或は親族等の請により、私宅にて療養せしむる等必ずしも一ならず、かくて死亡せば、罪の輕重を以て、或は鹽詰にし、或は取捨、或は非人をして取片付しむ、囚禁の具には手鎖、オカ等あり、手鎖は手を禁し、オカは足を鎖す、もし牢舎火事に逢へば、囚人を放釋し、避難の後三日を期して更に預定の所に集らしむ、歸り來れる者は其刑を減じ、歸らざる者は刑を重くする定めなりき、牢舎は牢番ありて、一日一夜の交代にて、これを勤め、夜間は夜廻りをおきて警戒せしめ、又毎日一度づつ、晝夜の別なく、時刻を定めずして、御徒目付見廻りのことあり、罪囚のうちにて、上申、自白等せんとするあらば、此際見廻りの目付に告げしめ、目付は受理すべきものは、受理して其處分を請したり、牢内改は、また牢改とも稱し、月に四五回、囚獄石出帶刀、見廻り同心、牢屋同心、監役、平當番等を從へて牢内を巡視し、罪囚一同を外箱に移し、平當番、張番をして牢内に入り、禁制の品若しくは破損所等の有無を檢せしむるをいへり、又利の種類には、過意牢、永牢、攝屋敷入、攝屋入等あり、過意牢は、本利に代用して牢舎せしむるをいふ、假令婦人又は幼少の者にして、敵の利(もしくは附加利)に相當せる博奕、盜賊等の罪を犯したる時、これに代へて入牢せしむるなり、永牢は終身牢舎に禁するをいひ、攝屋敷入は攝屋敷へ、攝屋入は攝屋へ入牢せしむるをいふ、○牢内には、夜中一點の燈火もなく眞の暗黒にして、入牢するを暗き處に入れらるゝといふも、これに由るなるべし、牢内にて囚人病に罹り、他囚の邪罵となりし者、又は

ラウヤ

囚人仲間にも罵れし者は、夜陰これを暗殺することも行はれたり、其法は、囚人を落し間に押伏せ、口に手拭又は衣服等を突込みて、呼吸の出來ざる様にし、一人其上に跨がり、胸落の處へ尻餅をつくなり、或は蒲團にて包み、倒に立ておきて殺すことありき、囚人の中に、名主、添役、角役、二番役、三番役、四番役、五番役、本役、本役助、詰之番、同助番等あり、これを牢役人といふ、名主は囚人の中より擧げ(重罪の者を除く)して任命し、他は名主の指名に委ねたり、なほ役人の外、隅の隠居(もと入牢して名主を勤め、牢法等心得ある者より命ず)ツメの隠居、穴の隠居、客分、又客座ともいふ、名主もしくは牢役人に就いて知己あるか、又は多くの金銀等を持ち來れる者にして、聊か寛かなる様、普通の囚人と別處に置きたり)等の名あり、いづれも牢内の私稱とす、凡囚人新に入牢する時は、ツルと稱し、金銀を土産として持參す、衣服などに縫ひ込むもあれど、驚見の恐れあれば、多くは腹中に吞み込み、入牢の後鞭を渡せば、三日目位にて出づるよしなり、名主及び牢役人等の所得とす、またキメ板と稱する板、或は雪隠の蓋、詰蓋といふにて、新入の囚人を打つことあり、其他種々の弊風盛んに行はれたりき、なほ刃物類は制禁なれど、名主は小刀、鉄、毛拔等を所持し、酒煙草をも密かに飲用せり、これらはいづれも、牢番同心の下男、及び非人等に依頼して購求したり(書紀、合義解、拾芥抄、大内理圖考證、牢獄誌、公殘秘録、明貞帶録、商撰要集、牢屋秘事録、御仕置類例集、徳川禁令考後集、徳川幕府刑事圖譜、古事類苑法律部)

ラクヤ

樂燒 名 山城國西京樂の土を以て造る陶器をいふ、京焼の一種なり、樂燒とも稱す、製造の陶器に樂の字を印するが故なり、實柔にして色白し、其赤色の物は、黄土を塗り、焼きて赤色に化せしむ、黒色のものは、加茂川石を細末となして釉となし、焼きて黒色を見せ、并に皆指頭を以て捏造し、器様を用ひざるが故に、形狀奇にして頗る雅致あり、茶家者流極めて之を賞讃せり(蘭館)永正年中支那人(或は云朝鮮人)阿未夜といふもの、歸化して京師に居り、更名して宗慶といふ、一種の陶器を發明したりしが、幾もなくして歿し、其妻夫の法を傳へて之を製せり、世人尼焼と名く、天正五年、其男長祐、織田信長の命を受け、千利休の意匠により、父宗慶の發明に本き、赤黒釉の茶碗を造らしめしことありしが、同十六年豊臣秀吉もまた、長祐を京師の樂樂第に召し、また之を製らしめたり、其製甚だ佳なり、秀吉賞讃し、樂の字の金印を賜ふ、長祐大に喜び、爾來自ら製する處の陶器には、必ずこれを印して樂焼と名づけ、且樂家の號となす、慶長年間、故ありて廢して用ひず、別に樂の字の印を造れり、長祐は通稱を長次郎といふ、利休興ふるに田中氏を以てせり、これより後、慶長、道入、一入、宗入、左入、長入、得入、了入、且入、慶入等(皆吉左衛門を通稱とす)樂を傳へ今日に至る○樂燒の一種に光悅樂燒、空中樂燒あり、光悅樂燒は、本阿彌光悅が、長祐の法に倣ひ、指頭を以て造る所にして、匠氣なきを以て人之を賞せり、其器茶碗多く、希に香合等あり、悉く赤色油のものにして、黒色のものなし、其他瀧戸光悅、膳所光悅、加賀光悅あり、皆其所在の土を取りて造るが故に名づく、空中樂燒は、寛永正保の頃、京師の人本阿彌空中の造

ラジャウモン

羅生門 平安城の正門なり、朱雀大路の中心に當りて、朱雀門と遙に相望み、其の外を洛外とす、鳥羽道通に據す(蘭館)基の廣、南北二丈六尺、東西十丈六尺、南北石階各七丈五級、階外の階に石橋を架す、廣き石階と同じ、門の南北二間三丈二丈、東西九間十丈九丈、戸七間三十楹を以て成る、二重閣製瓦屋、屋上鴟尾を置、閣の中央に額を掲げ、羅生門といふ、丹樞粉壁、平安城第一の大門なり(蘭館)延暦年中平安城と共に成りしが、弘仁七年八月大風の爲めに倒る、後ち遺骸したりしも、漸次西京の衰ふると共に、本門も大に荒廢して、盜賊の住家となりしこと、今昔物語等に見たり(大内理圖考證、平安通志)

ラテン

螺鈿 名 螺貝、青螺、鮑貝、及び金銀等にて華章を作り、器物に嵌入了たるものをいふ、また金貝ともいふ、金と螺とを雜へ用ふるが故なり(蘭館)清和天平時寶八年孝謙天皇、彈基盤、和琴、琴、篋、琵琶等を、東大寺に寄附し給ひしが、其器いづれも皆螺鈿、玉、琥珀、水晶等を嵌裝せり、當時既に其技精巧を極め、名工も少なからざりしを見るべし、平安朝時代に至りては、盛んに行はれ、宮中の大儀に用ふる所の劍より、几、櫛、鏡、篋、わり、の類、いづれも螺鈿を用ひしが、一條天皇の御宇に及びて特に流行せしかば、貴族の婦人は、五節の舞に用ふる衣服の紐に螺鈿を施し、又衣の袖の端に螺鈿を施すものあり、甚しきは江口の遊女が、傘に月



ランガ

を出し、其柄に螺鈿を施して誇るに至れり、其後藤原頼通は、宇治鳳凰堂の格天井、また須彌壇などに、螺鈿を嵌入し、陸奥の押領使藤原清衡は、中尊寺の堂内(金色堂)を平庭にして、螺鈿を嵌入したりき、かくの如く衣服家屋等の裝飾にまで、螺鈿を賞翫せしかば、蒔繪師と共に、貝摺とてこれを專業とする者あるに至る。正和四年朝廷近江國日吉社を造營せる時、螺鈿の貝摺工は、安弘、景長にして、并に當時における妙手なりき、下りて慶長年間及及び、印籠の流行するや、また漆塗りにして、螺鈿を嵌したり。京都、江戸、大阪、長崎等の工人これを製造したりしが、元和年間、長崎に生島藤七某といふものあり、螺鈿を嵌装するの巧手として名聲高く、弟子野澤左衛門某も亦巧なりき、なほ同所の長兵衛某といへるもの此技に長じ、殊に青貝(眞貝)を以て、漆器に嵌装する事をよくせり、是より先螺鈿は、みな鰐肌螺、及び薩摩の夜久島に産する青螺を嵌入せしを、故に至り長兵衛巧を支那人に受け、青貝を用ふ、世に青貝長兵衛といへり、爾來世俗此器を青貝細工、青貝摺など、稱す、元禄年間京師に、伊兵衛、四郎兵衛、彌兵衛、半三郎等の工人ありて、いづれもこれをよくしたり、これより後京都、江戸、大阪、長崎等の工人業を傳へて今に至る(工藝志料、日本工業史)。

ランガク

蘭學 蘭籍を研究する學問の汎稱なり、蓋し和蘭の我國と交通を開きたるは慶長年間あり、されば其後歲月を經ると共に、其語に通じ其書を讀むものあるに至りしと雖も、寛永十五年幕府鎖國令を布き、且つ耶穌教を禁するに及び、また歐文を以て記されたる一切の書籍を披讀するを停めたりしが、和蘭のみ長崎を限りて通商するを許した

ランガ

れば、必要上、通詞の職をおきたり、されど通詞の職にあるものと雖も、典籍に就きて文字を學ぶにあらず、只假名の書留までにて、口づから記述するに過ぎざるものなりき、會々長崎の人西川知見あり、元禄年中華夷通商考を著して海外の形勢を述べ、正徳年中には新井白石蘭人に就き、幕府藏する所の奥地圖に據り、各國の形勢を論じ、萬國の地理を述べて、采覽異言を著す等のことありしと雖、蘭籍講究の學未だ開くるに至らざりしが、八代將軍徳川吉宗、天文曆學を好み、和漢の書を披讀し、且つ中根支主に命じ、曆算全書を翻譯せしむ、其説く所大に理を盡したりと雖、もと蘭書の譯本なるを聞き、はじめて西洋學理の精微なるに感ぜり、支主また早くよりこれに注意したるが故に、蘭書閱讀の禁を解かん事を吉宗に上申せり、吉宗以て然りとし、而して未だ其意を果さず、會々在長崎の和蘭通詞西三郎、吉雄幸作、水木庄左衛門等封事を上り、通詞の職にあるもの、只詞を暗誦して僅かに用を辨するのみ、勢ひ精なること能はず、希はくは、通詞に限りて外書閱讀の禁を免ぜられたしと請ふに及び、遂に意を決し、宗教に關する書を除くの外は、洋學解禁の令を發す、時に享保五年なりき、既にして吉宗船載の外籍を見、其圖の精緻なるに驚き、もし此文をも讀み得ば、世を益する事多からざるべしとて、青木昆陽に命じ、毎年江戸に参觀する和蘭の甲比丹に就いて之を學ばしめ、延享元年更に長崎に遣はし、通詞及び蘭人に就きて講習せしめたり、これを蘭學の起原と爲す、是に於て昆陽、單語四百餘言を習ひ得、文字の體例、言語の呼法、語路の意味等を略々了解し、和蘭語譯、和蘭文字略考等の著あり、また西三郎は、佛人ヒートル、マーションの蘭佛對譯辭書により、

ランガ

蘭和辭書を編せんとし、稿を起したりしも、之を果さざりき、尋で中津藩の醫野真澤あり、藥を昆陽に受け、明和五六年の間に長崎に遊學し、和蘭譯文時、蘭譯箋、助語參考等を著す、同時に小濱藩の醫杉田玄白、幕府の醫桂川甫周あり、真澤と同じく此書を研究し、相共に蘭人著す所の人身内景圖説を譯し、名づけて解體新書と名づく、安永三年出版せり、これ蘭書翻譯の始なり、世に白石、昆陽、真澤、玄白を以て蘭學の四大家と爲す、尋で仙臺藩の醫大槻玄澤、玄白及び真澤に學び、天明八年和蘭の綴字讀法語法等を記し、蘭學階梯と題して出版せり、これ蘭字を開發せる始と爲す、世人これを見て、外籍の讀まば讀まるべきを知り、志を起すもの多し、寛永八年に至り稻村三伯(後ち海上國職といふ佛人)ランソイツ、ハルマの蘭佛對譯辭書を譯し(對譯の佛語を發き、蘭語に和語を附したるものなれば、ハルマ氏とは全く緣故を有せざるに至りしも、當時ハルマの語は、人名の原意失せて、辭書といふ意に用ひられしがごとし)東西國會と名けしが、通例ハルマ和解と呼ばれたり、これを蘭和對譯辭書の起原と爲す、尋で文化七年其門人藤林泰輔、ハルマ和解を披讀して譯註と題し、活版にて百部限り刊行せり、即ち辭書出版の嚆矢なり、翌八年幕府新に翻譯局を江戸淺草天文臺中におき、大槻玄澤等をしてこれを掌らしむ、幕府が洋學の爲に局を開く事、これをはじめて爲す、十三年に至り、和蘭甲比丹(ヘンタレキ、ドーフ、通詞吉雄權之輔、中山將十郎等數人と謀り、ハルマの對譯辭書を取捨増減して、新に蘭和辭書を造る、ゾーフ、ハルマと名づく(ドーフまたゾーフとも發音するが故なり)因て世にハルマ和解を江戸ハルマ、ゾーフハルマを長崎ハルマと稱したり、此年玄澤、蘭

ランケ

學凡を著し、品詞語格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年青地林宗、氣澤瀧淵を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舍密蘭宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩溪等出て、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として智識を英米に仰きたるより、蘭學途に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(徳川實紀、蘭學階梯、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭字典文字の譯述起原)。

ランコ

幸徳帝勅、東大寺江被納之」とあり、香道秘書には「芳野拾遺に丹後國與佐郡天の橋立の橋柱也、二條院の御宇に出、同國甲武山に隱し埋む、其上より蘭生す、蕪り四方に滿、仍勅使立て是を尋、則其蘭の根を掘取るに至りて、埋所の木を得たり、則勅して蘭寄待と名付、南部東大寺に納む」とあり、後説は附會の小説にして信するに足らず、前説もまた正しき記録に見えざる所なれば、全然信を措き難しと雖、支那より渡來せることは事實なるべし、されど何時より東大寺に藏したりしか詳かならず、降りて室町時代に至り、寛正六年九月、將軍足利義政春日社に參詣の途、東大寺を過り、寶器を見たるの際、はじめて蘭寄待一寸四方づつ、二個、五分四方一個を蔵り取り、前なるは一個を禁裡に獻じ、一個を將軍自ら領し、後なるは別當に贈りたり、蘭寄待の名、これよりして世に知る、尋で天正二年織田信長これを朝廷に懇請せしかば、三月廿八日勅使を奈良に遣はし、寶庫を開いて一寸八分を載る、信長これを三分し、一分は自ら領し、二分を諸國の大小名及び近習等に頒つ、此後慶長七年六月徳川家康朝廷に請ひ、本多正信、大久保長安を奈良に遣はしこれを視せしむ、即ち勅使下向して開封したりしが、家忠日記追加、武徳編年集成には、一寸八分を載りたりといひ、創業記、東運集、列祖成續には、只視たるのみにて載らずといひ、二説ありて詳かならず、明治九年奈良博覽會に陳列せることあり、越えて翌年今上天皇同地巡幸の時、御覽ありて一部を載らせられき、原物は今なほ正倉院にあり(雅遊考、考古界、蘭寄待考)。

ランバ

蘭和辭書を編せんとし、稿を起したりしも、之を果さざりき、尋で中津藩の醫野真澤あり、藥を昆陽に受け、明和五六年の間に長崎に遊學し、和蘭譯文時、蘭譯箋、助語參考等を著す、同時に小濱藩の醫杉田玄白、幕府の醫桂川甫周あり、真澤と同じく此書を研究し、相共に蘭人著す所の人身内景圖説を譯し、名づけて解體新書と名づく、安永三年出版せり、これ蘭書翻譯の始なり、世に白石、昆陽、真澤、玄白を以て蘭學の四大家と爲す、尋で仙臺藩の醫大槻玄澤、玄白及び真澤に學び、天明八年和蘭の綴字讀法語法等を記し、蘭學階梯と題して出版せり、これ蘭字を開發せる始と爲す、世人これを見て、外籍の讀まば讀まるべきを知り、志を起すもの多し、寛永八年に至り稻村三伯(後ち海上國職といふ佛人)ランソイツ、ハルマの蘭佛對譯辭書を譯し(對譯の佛語を發き、蘭語に和語を附したるものなれば、ハルマ氏とは全く緣故を有せざるに至りしも、當時ハルマの語は、人名の原意失せて、辭書といふ意に用ひられしがごとし)東西國會と名けしが、通例ハルマ和解と呼ばれたり、これを蘭和對譯辭書の起原と爲す、尋で文化七年其門人藤林泰輔、ハルマ和解を披讀して譯註と題し、活版にて百部限り刊行せり、即ち辭書出版の嚆矢なり、翌八年幕府新に翻譯局を江戸淺草天文臺中におき、大槻玄澤等をしてこれを掌らしむ、幕府が洋學の爲に局を開く事、これをはじめて爲す、十三年に至り、和蘭甲比丹(ヘンタレキ、ドーフ、通詞吉雄權之輔、中山將十郎等數人と謀り、ハルマの對譯辭書を取捨増減して、新に蘭和辭書を造る、ゾーフ、ハルマと名づく(ドーフまたゾーフとも發音するが故なり)因て世にハルマ和解を江戸ハルマ、ゾーフハルマを長崎ハルマと稱したり、此年玄澤、蘭

ランバ

蘭和辭書を編せんとし、稿を起したりしも、之を果さざりき、尋で中津藩の醫野真澤あり、藥を昆陽に受け、明和五六年の間に長崎に遊學し、和蘭譯文時、蘭譯箋、助語參考等を著す、同時に小濱藩の醫杉田玄白、幕府の醫桂川甫周あり、真澤と同じく此書を研究し、相共に蘭人著す所の人身内景圖説を譯し、名づけて解體新書と名づく、安永三年出版せり、これ蘭書翻譯の始なり、世に白石、昆陽、真澤、玄白を以て蘭學の四大家と爲す、尋で仙臺藩の醫大槻玄澤、玄白及び真澤に學び、天明八年和蘭の綴字讀法語法等を記し、蘭學階梯と題して出版せり、これ蘭字を開發せる始と爲す、世人これを見て、外籍の讀まば讀まるべきを知り、志を起すもの多し、寛永八年に至り稻村三伯(後ち海上國職といふ佛人)ランソイツ、ハルマの蘭佛對譯辭書を譯し(對譯の佛語を發き、蘭語に和語を附したるものなれば、ハルマ氏とは全く緣故を有せざるに至りしも、當時ハルマの語は、人名の原意失せて、辭書といふ意に用ひられしがごとし)東西國會と名けしが、通例ハルマ和解と呼ばれたり、これを蘭和對譯辭書の起原と爲す、尋で文化七年其門人藤林泰輔、ハルマ和解を披讀して譯註と題し、活版にて百部限り刊行せり、即ち辭書出版の嚆矢なり、翌八年幕府新に翻譯局を江戸淺草天文臺中におき、大槻玄澤等をしてこれを掌らしむ、幕府が洋學の爲に局を開く事、これをはじめて爲す、十三年に至り、和蘭甲比丹(ヘンタレキ、ドーフ、通詞吉雄權之輔、中山將十郎等數人と謀り、ハルマの對譯辭書を取捨増減して、新に蘭和辭書を造る、ゾーフ、ハルマと名づく(ドーフまたゾーフとも發音するが故なり)因て世にハルマ和解を江戸ハルマ、ゾーフハルマを長崎ハルマと稱したり、此年玄澤、蘭



は、五十戸の外なほ別に十戸以上あらば、一里を立  
て、里長をおき、十戸に満たざる時は、疎して大  
村に入る、大化の時其規定あらざりしを、恐らくは、  
また此の定めなりしならん、なほ郡の編成は、廿里  
以下十六里以上を大郡、十二里以上を中郡、八里以  
上を中郡、四里以上を小郡、二里以上を小郡となし  
たり(「コホリ」参看)後ち里の稱を改めて郡と稱す  
(「ガウ」参看)これより郷の下に、更に里をおきたる  
處あり、後世の村と同じものなり(「アウ」の條  
に述べたれば就きて見るべし)令の制五尺を歩と  
なし、三百歩を里となすあり、尋で和銅六年十二月  
の格には、地を度るには六尺を以て歩となすとあれ  
ど、令の五尺は高麗尺を以て度り、格の六尺は大尺を  
以て度るものなれば、實際に於ては異なる所なきな  
り、而して令の文中、及び風土記、延喜式、本朝文粹  
等に載する所の里程は、皆これに據りたるものにし  
て、後世六町を以て一里となしたるものなり、なほ拾  
芥抄にも六町を一里と爲すと記したれば、室町時代  
の初期は、此制たりしを知るべし、而して里程を算す  
るに町を以てする、こゝも、古きよりのことにして、扶  
桑略記、天延四年正月晦日の條には五十六町、治安三年  
十月十七日の條には五十四町、康平五年九月五日の條  
には卅餘町など見え、また後冷泉院高野詣記には六  
十町、古事記には三十六町、吾妻鏡安貞二年十二月十  
二日の條には二十餘町あり、豊し平安朝時代の末  
葉よりは、近距離を算ふるに、多く町を以てしたる  
ものならん、而して所謂町といふは、田制より出で  
たるものにして、即ち長さ六十歩なるべし、かくの  
ごとく或は里を以て記し、或は町を以て記したりし  
も、未だ町を重れて里となすの制は行はれざりし  
が、長門本平家物語兵庫島の條に、はじめて「畑よ

リウキ

リウキ 一里卅六町築き出したり云々」と見えたり、武  
家時代に入るに及び、六町一里の古制と共に、三十  
六町、四十町、四十八町、五十町、六十町等を一里  
となすと並び行はる、蓋し三十六町を一里と爲すと  
は、田制に準據したるものなるを先輩既に其説あり、  
其制何時に始まりしか詳かならざれど、行基式目には  
之を載せたり、されど同書は偽書なるがゆゑに用  
ひ難し、尋で太平記に「千劍破城の山圍り一里に餘れ  
る大山なれば」とあるは、三十六町の一里なるべく、  
また東大寺造供養記にも、三十六町を以て一里と爲  
したり、以て鎌倉時代には既に之を用ひたりしを知  
るべし、高野山にある勝宗の石は、文中申設けしもの  
にして、登山には町を以て數へ、下山には里を以て  
數へたるが、里は皆三十六町の積りなり、また五十町  
を以て一里とするも、起原詳かならざれど、室町  
時代には、其制ありしといへり、江戸時代に至り、慶  
長九年清國に令して一里(「イナ」参看)を築  
くや、皆三十六町を以て一里と爲さしめたり、但し此  
時築きたるは、東海東山北陸の三道に留りたれば、  
其他に至りては、此制に従はざりしもあり、現に佐  
渡の如き、後世まで五十町一里の制なりき(或は關  
東奥羽にて三十六町を一里とするは、豐臣秀吉の時  
に始まるといへり)また伊勢路は四十八町を山  
陽道は七十二町を一里としたりといふ、明治九年三  
十六町を一里と爲すことを規定し、全國始めて統一  
に歸す(令義解、佐州年表、新編常陸國誌、合類節用  
集、和漢三才圖會、参考太平記、聯運志稿、皇典講究所  
講義「里程の事」大日本史料)

リウキ

リウキ 琉球 國名 薩摩の南洋中に在る  
群島の總稱にして、北緯二十四度より二十八度四十  
分に至り、東經百二十二度五十分より、百廿二度十  
分に至り、西は清國の福建泉州に對し、西南は台灣  
島に接し、東西は太平洋に連る、本島を沖繩島と稱  
し、首府を首里といふ、國王の居りし所なり、伊平屋  
島等の十七小島ありて之に屬す(名義琉求、流鬼、留  
仇、流虬、龍虬、瓊求とも書す、名の義に關して諸説あ  
り、雖も詳かならず、なほ沖繩は本来オガナマと稱  
したりしが、伊知地貞壽が、沖繩志を編する及び、始  
めて沖繩の文字を冠せしより、遂に一般に用ひらる  
るに至れり、また龍宮の傳説を以て、沖繩を指すも  
のとし、説を立つるものあれども、確かならず(龍宮  
開國の初め、一男一女あり、志仁禮久、阿摩彌姑と  
いふ、また一人あり天帝子と稱す、三男二女を生じ、  
長男を天孫氏と爲す、國君の始にして、次男は按司  
の始、三男は百姓の始、長女は君々の始、次女は祝  
の始となり、倫道是に始まれりといふ、按司は彼  
地の諸侯にして、王の一門系族より成り、君は貴族  
の婦女の神職を掌るものにして、近代は開得大君  
(王の母公)より任ぜし所なりといひ、祝は村々の神  
事を掌る婦女にして、方言に「ロコモイ」と稱す、天孫  
氏統治の間、國を島尻(山南)中頭(中山)國頭(山北)  
に分ち、都城を中頭の首里に建て、毎郡の按司を定  
む、而して日支兩國に於ける國事亦早くより史籍に

リウキ

見ゆ、即ち隋の大業三年(推古天皇十五年)朱寬に命  
じ、海に入りて異俗を訪はしめし時、始めて沖繩に至  
り一人を掠めて歸り、明年煬帝再び朱寬を遣はして、  
琉球を招諭せしと雖從はざりしかば、寬即ち其布甲  
を取りて歸れり、同六年(推古天皇十八年)に至り爾  
將陳陵、張綱等郡府に迫り、宮室を燒き男女數千人を  
虜にして凱旋す、而して其日本に通じたるは何年な  
りしか詳かならざれども、我國にて古へ按次又は多  
福といへるは、單に按次多福の二島を指すのみなら  
ず、又南島諸國の概稱に用ひたりしこと、先賢既に  
其説あり、蓋し海路由る所の島名を以て、諸島に蒙  
らしめしものにして、沖繩の如き、また其中に含ま  
れたりしなり、推古天皇廿四年按次人歸化し、白風六  
年多福島の人等を、飛鳥寺の四樓の下に饗したりし  
より以來、按次多福の人にして歸化したる者あり、我  
國にして、朝命を奉じて彼地に使し、または派着せる  
等の事實多し、而して文武天皇二年には、多福、按次、  
奄美、度威等の諸島入貢す、南島入貢のこと始めて茲  
に見ゆ、また天平勝寶五年に遣唐大使藤原清河、副  
使大伴古廣等歸國の途に阿兒奈波島に漂着せり、阿  
兒奈波は即ち沖繩にして、實に國名の初見なり、なほ  
琉球の文字は今昔物語に、留求の文字は性靈集に見  
えられたれば、我國にて琉球と稱したること、古き  
あるを知るべし、これより先源爲朝伊豆大島に流さ  
れしが、密に遁れて南島を經略し、沖繩島を征服し  
大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後ち爲朝は大島  
に歸りしが、尊教は琉球に留まり、衆に推されて浦添  
按司と爲る(爲朝が琉球侵略のことは、保元物語に  
鬼が島征服のことあるを初見とし、中山傳信録、中  
山世譜、琉球神道記に見え、また琉球の古語オモ  
にもこれを傳ふ、いまだ之を斷じ難しと雖も、新井

リウキ

白石、伴信友、飯田忠彦等の先哲及び幣原博士、平出  
慶二郎氏等は、皆以て事實と認めたり、當時の事情并  
に琉球の傳説等を參照するに、蓋し眞なるべし、此  
時に當り天孫氏は二十五世に當り、漸く衰運に向ひ  
しが、文治三年(我國の年號なり、以下同じ)權臣利勇  
の爲めに試せらる、や、尊教を唱へて之を誅し、遂  
に王位に昇る、舜天王、これなり、此處島津忠久、薩  
隅日三州守護城及び南海十二島の地頭に補せられし  
孫世襲せり、然れども島津氏の勢力未だ沖繩に達せ  
ず、何等の事蹟をも傳へざるなり、舜天の孫孫本の  
時に至り、位を英祖に讓る、英祖王は天孫氏の裔な  
り、正應五年(元の至元二十九年)元主忽必烈、楊祥、  
吳志斗等に命じ、琉球に赴きて招諭せしめし、英祖  
王之に應ぜず、後重んで招諭したれども、遂に従は  
ざりき、既にして四世玉城王の時、國內漸く亂れ、大  
里按司承察度、今歸仁按司伯尼芝等各自立し、承  
察度は島尻地方に據りて山南王と稱し、伯尼芝は  
國頭地方に據りて山北王と稱せしがゆゑに、玉城  
王は中頭地方のみを保ち、稱して中山王といふ、玉  
城王の子西成卒するや、國勢益々衰へしを以て、諸  
按司相謀り、浦添按司察度を立て、中山王と爲す、  
實に延元二年なり、然れども察度王は、山南山北の  
二王國と對峙するの困難なるを思ひ、文中元年(明  
の洪武五年)明主朱元璋の招諭あるに及び、明年使  
を明に遣り、表を奉りて臣と稱し、方物を獻す、琉  
球の支那に通ずる事益に始まり、爾來朝貢の事絶え  
ざりき、弘和三年に至り、山南山北の兩王、また明に  
通じて臣と稱す、應永十一年(明の永樂二年)明主  
察度の子武寧を封じて中山王と爲し、封册使を遣り  
て册文を授く、封册使ははじまり、爾來例となり、  
天使館を那覇の東村に建つ、應永十二年(明の永樂

リウキ

三年)に及び佐按司巴志兵を擧げて、中山王武寧  
を亡し、思紹を推して中山王と爲し、自ら實權を  
握る、二十三年(永樂十四年)山北王楚安知を薨し、  
二十九年(永樂二十年)父に嗣て立ち、永寧元年(明  
の宣德四年)山南王佐善等を滅し琉球を統一す、明  
年明主宣宗、尙姓を授く、是より尙氏を稱す、之より  
先應永二十二年、巴志使を我國に贈りしことあり、  
尋で永寧四年、明の宣宗は、巴志を介して我國  
の通商を促したれば、巴志また使を發して京師に至  
り方物を貢し、明主の詔文を將軍足利義教に致す、  
これより琉球は時々我國に入貢し、且つ兵庫に來り  
て貿易を試みたりき、嘉吉元年將軍足利義教、島津  
忠國に琉球國を賜ふ、蓋し鎌倉の先蹤に従ふなり、文  
明元年中山王尙德卒し、嗣子なき幼なり、國人これ  
に服せず、明年尙國を推戴して中山王となす、尙國  
は義本(舜天の孫)の後胤なり、(或はいふ天孫氏の  
裔)是に於て巴志の統絶ゆ、二年泉州界の船琉球に通  
航するを以て、將軍足利義教、書を島津立久に賜ひ、  
他國船の琉球に往來するを禁じ、且諭して來聘せし  
む、四年正月立久使を琉球に遣りて其來聘を促した  
れば、二月尙國始めて薩摩に聘問せり、十二年幕府  
命を島津忠昌に傳へ、中山王に諭し、先例に照して  
速に貢船を發し、使の回るに候ふこと勿れと達し  
たり、後ち度々薩摩には來聘し、或は安否を問ひ或  
は封を賀したりき、既にして豊臣秀吉の朝鮮討伐  
討たんとするや、島津義久に命じ、兵賦を琉球に徴  
せしむ、琉球怨望し、これより益々明に親しみ、漸  
く我國に親なり、徳川家康の天下を統一するに際し、  
義久屢々琉球に諭し、江戸に朝せんことを以てせり  
と雖、これに應ぜざる而已ならず、其他者を辱むる  
に至りしかば、慶長十三年、島津家久は、幕府に請う

リウキ



リウキ

て琉球を征し、國王尙寧を擒す、是に於て十五年島津義久は、沖縄及び諸島を檢地して、買物の納額を定め、且つ在番奉行を沖縄におきて、諸事を監理檢察せしめ、また琉球の屬島たりし大島、徳之島、喜界島、神永島、興論島を薩摩の直轄とし、且つ二按司を買として薩摩におく、鹿兒島在番、これなり、尋で元和三年尙寧子なくして嗣定まらざるに當り、家久、尙寧を立て、王と爲したるより、繼嗣毎に島津氏の准許を得る事となり、また將軍家に對しても恩謝使を送り、なほ將軍の代替り、其他の慶賀には、慶賀使を派遣すると流例となり、全く薩摩の附庸たるに至りしと雖、然も中山王が、明の封册を受けて彼地に入貢することは、舊によりて異ならず、島津氏もまた之を默許し、却て琉球を介して明と貿易を試むるの便に供したり、而して琉球より買物を載せて支那に赴く船を遣、支那より封册使を載せて琉球に来る船を遣、冠船の琉球に渡來するの際に、薩摩より出張する吏員は、國頭即ち山原に退隱して之を避けたりといふ(清の代に至りても、關係は同じかりき)故に琉球は形式上日支兩國の委たりしのみならず、我國人は多く之を外國視せり、大日本史、野史のとき、之を外國傳に載せたるを以ても、推知するを得べし、かくて嘉永六年に至り、米國水師提督ペリーは、那覇に寄港し、強て和親條約を締結したりしが、安政元年には、佛蘭西、同五年には和蘭とも之を締結し、恰も半獨立國のごとくなりき、明治四年薩摩の所轄を離れて鹿兒島縣に屬したりしが、五年琉球を以て藩とし、尙泰を藩王となし、華族に列し、且つ嘗て米佛蘭と締結せる條約は、政府の條約となし、外務省より管理すべきの命あり、八年清國に入貢し、慶賀使を派し、封册を受ける等の

リウタ

本を禁じ、明治の年號を奉ぜしめ、十二年藩を廢して沖繩縣となし、尙泰に上京を命じ、縣知事をして之を統治せしむ、尙氏(シャウヤ)參看(南島志、五事略、野史、沖繩誌、南島沿革史論)

リウタン

龍膽 龍の色目の名、表蘇芳、裏藤木なるものを云ふ、薩摩草には、表渡花田、裏紫なりといへり、夏季之を著用す、カサネノイロメの挿繪參看、

リウツゲキスノフネ

龍頭鶴首船 船首に龍の頭または鶴(鳥の名)首を彫りて附したるものを云ふ、龍頭船、鶴首船の二つを併稱したるものなり、一説に龍の紋を飾りし、鶴首を軸先に著けたる船を言ふともいへり、龍はよく水を渡り、鶴はよく飛びて風に耐ふるものなる故にこれを附くと云ふ、各屋形ありて、天皇の御座船なり、准南子に「龍舟、浮吹以煖、此通於水也」とありて、註に「龍舟大舟也、刻爲龍文、以爲飾也、謂大舟也、重其象、著船頭、故曰龍首、舟中吹簫、浮鶴首、雲芝」とありて、註に「薛綜曰、船頭象鶴首、水神、故天子乘之、など見えたり我邦にて之を用ひし始め詳かならず、平安朝時代には盛んに之を用ひしと、源氏物語にてふ巻に「龍頭鶴首を、からのよそひに、とんくしうしつらひて云々」と見え、其他榮花物語、増鏡などにも見えたり、

リウテイタネヒコ

柳亭種彦 高屋種彦(タカヤタネヒコ)を見よ、

リウビタウ

龍尾道 大内裏大極殿前の道にいふ、龍尾道とも稱す、大極殿の基を南に去る十七丈、蒼龍の基を去る二丈、南北に横亘したる道

リウビ

にて、板石條石を以て築成し、中央二十丈の間朱欄を設け、其東西石階各八丈、階を設くる三級、二様に當り又朱欄を設くる各々四丈、東西歩廊に接し、又石階あり、各四丈なり○唐の含元殿の制に倣ひしものにて、潤藍類商居處部に、「泊宅編、唐含元殿前階尾道、凡詰曲七轉、由丹鳳門、北望、龍尾下、垂於地」とあるに據る、然れど其形狀異なれり(大内裏圖考證、平安通志)

リウビン

龍鬣 龍草にて織りたる蓆を云ふ、龍の一名を龍鬣草と云ふより名づくとも云ふ、長さ七尺五寸、廣さ縁ともに三尺六寸なり、雅亮裝束抄に「リウビんは、色々またらなる蓆に、青地の鶴の縁の弘さ三寸許なること、四方にさしまはして、濃きうちうらな付たり、弘さ長き疊に同じ」と見えたり、伊勢貞丈は、色々またらなる蓆とは、龍を色々に染めて織りたる蓆にて、俗に花ござと云ふものなりと云へるは從ふべし、江戸時代縁を黄にして、赤く輪ちがへに染めたるを稱し、又紅の絹にて、黄を以て青海波を書きたるをも、備後表の疊に、龍の鬣を縫したるをも稱したりと云へど、共に本義を失へり、支那にては龍鬣と稱し、我國にては古き日記等には、龍鬣と書けるものありしが、何時しが龍鬣と誤り、遂に通稱となりしものなるべし(玉葉、貞丈雜記、類聚名物考、蓬齋錄)

リウヘイエイハウ

隆平永寶 名義平安朝時代に行はれたる錢貨の一種、隆平永寶にて作る、徑八分強、重九分九厘、徑八分強、重七分五厘の二種あり(肥前藩年報、桓武天皇延暦十五年十一月、鑄造して之を行はしめ、一を以て舊錢の十倍に當つ、弘仁八年に至て停止せしめ、一及び其押圓參看(大日本貨幣史)

リキシヤ

力者 制髮して力者を勤むる故名づく、又書法師、力者法師とも稱す、青色の裝束を着くる故に云ふ、院の御所、門跡、諸公卿及び武家等の家に置きたり、服制(フクセイ)の挿繪參看、

リクグン

陸軍 兵制(ヘイセイ)徴兵(チウウヘイ)を見よ、

リクグンシヤウ

陸軍省 明治政府の官衙、陸軍政の事を掌る(陸軍省)明治五年二月、兵部省を廢して、始めて之を置き、もと兵部省中、陸軍武官及び兵學、軍醫の二寮、札問、造兵、武庫の三司を管す、其後職制、局課の廢合あり、現今は、官房、人事、軍務、經理、醫務、法務の五局あり、其他砲兵工廠、兵器廠、憲兵司令部、軍馬補充部、築城部、運輸部、會計監督部、經理學校、千住製絨所、帽絨廠、被服廠等の所管あり(法令全書)

リクグンソウサイ

陸軍總裁 陸軍省の長官、陸軍に關する事務を總裁す(陸軍省)文久二年十二月、これをわき阿波徳島藩主蜂須賀實祐を任補す、蓋し幕府、洋式を採用し、陸軍の發達著しきを以てなり、三年正月辭す、尋で元治元年七月老中格松平乘談を命ぜらる、崇徳罷むるの後、同二年十二月老中格松平乘談これに代る、其重任たりしと知るべきなり、而して慶應四年正月時安芳が、海軍奉行並より此職に補したるときは、幕府瓦解の際の事に係り、常規として見るべからず(續徳川實紀、嘉永明治年間録)

リクグンフキヤウ

陸軍奉行 陸軍省の長官、陸軍に關する事務を總裁す(陸軍省)文久二年十二月、これをわき阿波徳島藩主蜂須賀實祐を任補す、蓋し幕府、洋式を採用し、陸軍の發達著しきを以てなり、三年正月辭す、尋で元治元年七月老中格松平乘談を命ぜらる、崇徳罷むるの後、同二年十二月老中格松平乘談これに代る、其重任たりしと知るべきなり、而して慶應四年正月時安芳が、海軍奉行並より此職に補したるときは、幕府瓦解の際の事に係り、常規として見るべからず(續徳川實紀、嘉永明治年間録)

リキシ

リクグ

はじめ一人なりしが、慶應年間には數人ありき○陸軍奉行並は、文久三年七月はじめて之を置き、小栗忠順を任補せり、老中の支配、三千石高、芙蓉問詰にして、はじめ一人なりしが、慶應年間には數人ありしこと陸軍奉行に同じ(文久紀事、續徳川實紀、泰平年表、海軍歴史、武蔵)

リクザウ

六賊 王朝時代の罪名、強盜、竊盜、枉法、不枉法、受所監臨、坐監の六職にいふ、強盜とは、強盜して財を得たるをいひ、竊盜とは、竊盜して財を得たるをいひ、枉法とは、人より財を受け、法を曲げて處断せるをいひ、不枉法とは、人より財を受け、法を曲げずして處断せるをいひ、受所監臨とは、監臨の官、公事に因らずして監臨内の財物を受けたるをいひ、坐監とは、監臨主司にあらずして、事に因りて財を受くるをいふ(古事類聚法律部)

リクゼンノクニ

陸前國 陸前國東は海、西は羽前、南は磐城、北は陸中に至る、東西凡二拾五里、狹處二里、南北凡四拾里、狹處拾九里、東山道に屬す(陸前國)山脈西北に亘りて陸中羽前を劃し、尙は南して岩代に連る、北方二郡狹長海に沿ひ、牡鹿一郡東方に曲出して港灣を抱き、松島群嶼其西南に基布して絶跡の地たり、中央土塹平野、阿武隈川其南を限り、北上山北方より來り、運輸の便あり(陸前國)と陸奥國に屬し明治元年始めて分置す、ムツノクニを見よ、

リクチュウノクニ

陸中國 陸中國東は海、西は羽後、南は陸前、北は陸奥に至る、東西凡三拾七里、南北凡三拾三里、廣所凡五拾里、東山道に屬す(陸中國)陸奥の大山脈二岐に分れて南走す、其西する者は羽後を劃界し、其東する者は中央に連結し、

リクサ

リグチ

北上川其中間に南流す、全地原嶺嶺道にして磯納多く、盛岡以南は稍々沃壤たり、開伊九月二郡東海に瀕し魚鹽の利あり(陸前國)もと陸奥國に屬す、明治元年始めて分置す、詳しくは「ムツノクニ」を見よ、

リチウテンワウ

履中天皇 名義御名は去來穗別尊(仁德天皇の皇長子、御母は皇后磐之媛、第十七代天皇)仁德天皇三十二年立ちて皇太子となる、八十七年正月仁德天皇崩す、太子履波宮に居り、また位に即かざるに當り、住吉仲皇子皇位を争ひ、兵を擧げて宮を圍み、事急なり、太子平群木菟等と河内埴生阪に遁れ、更に難波を経て、倭の石上振神宮に駐り、皇弟瑞穗皇子を遣はして住吉仲皇子を誅せしめ、明年二月即位す(二年十月倭磐余稚穗宮に遷り給へり、四年はじめて史を撰國におき、官事を記さしめ、六年また舊儀の傍に内職を建て、官物を分取し、阿知使主と壬仁となして、其出納を記さしめ、因て藏部の職を定む、此年三月崩す、壽詳かならず、和泉國泉北郡神石村大字上石津の百舌鳥耳原南陵に葬る(古事記、大日本史、陸奥一覽)

リツ

律 律(リツ)リツヤウを見よ、

リツコクシ

六國史 日本書紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄の六史をいふ、各條參看、

リツシ

リツシ

律師 僧官の一、戒律を執り、僧正僧都に次で、僧尼を統ぶる事を掌る、リツシといひ、また僧正僧都と共に、總稱して僧綱といふ、釋氏要覽に「寶雲經云、具足十法、名律師、律師、律師、佛言、善解一字、名律師、一字者律字也」とあり(肥前藩年報)天武天皇紀の條に、十二年に、律師の名あるを初見とすれども、任例は、天武天皇二年三月元興寺善住を、律師に任ぜしを始めてとす、天長三年三

リチユ

リツシ



リツシ

月元興寺僧徒榮を權律師に任ず、權律師茲に始まる、延喜六年十一月山陰中納言の子如無を權律師に任ず、これ公輔の子の、僧綱に任ずる始めなり、天平二年七月、圓興を中律師に任じ、天平神護二年十月、圓興の弟子基真を大律師に任じ、其後一二補任ありしも、延暦十三年大律師を止む○大寶の令制、律師一人なりしが、弘仁十年十月四人と定め、天元四年十二人に増し、應徳三年十一月更に十四人となり、鎌倉時代には、百五十人の多きに至れり、ソウクワシニ參看(書紀、續紀、愚管抄、初例抄、釋家官班記、皇典講究所講義、僧官考、釋門事考)

リツシヤ

堅者(立者) 僧職、勅會の論議の時、堅義する事を掌る僧をいふ、故に堅義とも云ふ、南北二京の僧臘時之を勤む、宣言を以て之を補す、又綱位者も補せらる、又釋家官班記に、廿萬を經たる者、又は觀山東塔の三十講、西塔の廿八講を遂業したる者を云ふと見えたり、延暦廿一年十一月、最澄、止觀院に於て法會を修せし時、第五日に堅義あり、義眞堅者となりしを始めとす、後には園城寺平等院等にも堅者ありし事、源平盛衰記に見えたり(釋家官班記、寺官抄)一説に舊はジュンシヤと訓みしを、或る時勅使使てリツシヤと訓みしより、後ら訓みならはして、リツシヤと云ひしと云ふ、

リツシユウ

律宗 律宗は佛敎の一派、戒律を以て所依とするが故に名づく、本邦の戒律は、善信尼の百濟に入りて、受け來りしを始めてし、推古天皇の時、律師の渡來ありしも、皆未だいふに足らず、凡そ本邦南山律(律宗に南山宗、相部宗、東塔宗の三派あり、南山宗は唐僧道宣、相部宗は唐僧法興、東塔宗は唐僧慧素を祖とす、我國に傳はれるは、南山宗なり)の渡來に前後三傳あり、天武天皇の

リツシ

時、道光律師の入唐傳律を第一傳とし、天平七年道瑠律師の來朝を第二傳とし、天平神護五年聖眞和尚の渡來を第三傳とす、道瑠、聖眞の二僧は、本邦入唐求律の僧榮譽、普照の請に應じて來りし者にして、普照の二僧は、共に勅を受けて、天平五年彼の地に赴きしものなり、而して道瑠は大安寺に於て講義したる等のことあれども、なほいまだ振はざりしが、聖眞に至りては、初野の崇重を受くるも甚だしく、天平勝寶六年入京するに及び、勅して東大寺に置き、四月大佛の前に戒壇を築き、聖武天皇及び皇后皇太子以下、登壇受戒する者四百餘人なりき、次で大佛殿の西に戒壇院を創し、又下野藥師寺、筑紫觀世音寺にも戒壇を築き、東西の受戒者に備ふ、之を天下の三戒壇と稱す(カイダン參看)既にして聖眞唐招提寺を建立し又戒壇を築く、著し聖眞渡來以前にありては、未だ制戒の三師七證を得ざるが爲め、白四羯磨の別授戒を執行するに能はざりしが、いま聖眞率ふる所の律僧により、始めて如法に別授戒の儀を行ふを得たり、故に聖眞を以て本邦律宗の始祖と爲す(カンシン參看)然るに聖眞の寂後、年を経るに従ひ宗風漸く衰へ、戒壇永く振ふこと能はず、殊に傳教大師が觀山に戒壇を開くに際し、聖眞創立の四戒壇益々衰へ、戒律の受授殆んど絶えたりしが、鳥羽天皇の頃、中川の實範上人、深く律宗の積弊を悲しみ、招提寺の遺蹟によりて、四分律の戒本を傳受し、更に自ら大小の律を究め、大に有志の徒を彙合せり、範より戒律、覺憲を経て良慶に至り、慶の下に戒知、覺心、兼心あり、戒知門弟尤多く、就中大悲(覺慶)與正(覺尊)の二菩薩、及び有嚴、圓晴を四傑と稱し、四人相給びて東大寺に自誓自受し、遂て白四羯磨の別授法を興す、是に於て聖眞の律風一時世に振ひ、大

リツフ

悲は招提寺を興し、與正は四佛寺を以て傳戒弘律の道場と爲し、東大寺の戒壇院は大悲の徒圓照によりて興り、下野藥師寺も亦大悲の法孫密嚴によりて再興せられたり(カクセイ、エイソン參看)之と同様に正法國師(後唐)淨業律師の二人亦入宋して南山宗を傳へ、正法國師は泉涌寺を、淨業は戒光寺を京都に開き、四分律を興隆せり、而して大慈與正等は、奈真即ち南京に於て、正法淨業等は、京都即ち北京に於て律宗を唱へたるがゆゑに、世に前者を南京律、後者を北京律と稱す、蓋し南京律は、聖眞の所傳を再興したるものにして、北京律は聖眞以後四分律宗の再傳なり(ジュンタイ、シヤカキヤウ參看)かくのごとくにして、鎌倉時代には律宗の盛大を見られたれども、室町時代以後又衰へ今日に至りては唐招提寺によりて僅に其命脈を保ち獨立の一宗派を爲さずと雖、眞言宗に於て戒律を講究するも、別に江戸時代に至りて起り、慶長年間明忍、慧尊、友尊等のを再興し、其後快圓は大鳥の僧坊を開き、慈忍は野中寺の律園を立てて戒律を紹隆したりしが、享和年中に、慈尊尊者出でて正法律を唱へしより、眞言律漸く盛んなりしが、明治廿八年、眞言律宗と稱し、獨立の宗派たるに至れり、本山は四佛寺なり(日本佛敎史綱、通俗佛敎各宗綱要)

リツフアンシヨ

率分所 大藏省に收納する官物年料の内、十二分の一を別けて納る、倉を云ふ、官物料の高により、率法を以て分け充てて、納むる故に名づく、正藏率分室とも云ふ、大藏省正藏院内にある故なり、率分室とし率分藏とし云ふ、大藏省大内裏大藏省の東西隔にして、總藏寮の北、長殿の東、大倉入寮の西、方四十丈の地を占む、四方築塙を圍らし、四方に門あり、勾當あり、主

リツリ

計頭、大藏大輔、大監物等を以て之に兼ね任ず、後には左中辨重に之に任じ、尋で又上臈辨官之を奉行することとなりしが、堀河天皇の代上下臈を論ぜず、諸國の爲めに據はれざる人を以て率分所勾當となさしめたり、應永御始め詳ならず、古今著聞集に、村上御時、南殿出御ありけるに、諸司の下部の年たけたるが南臈の邊に候じけるを召して、當時の政道をば、世にはいか申すと御尋ありければ、目出度候と、そ申候え、但し主殿寮に松明の多くまかりり候、率分室に草候と奏したりければ、御門大にはちおほしめしてけり、さるる公事の月にもあらざりけるに、松明のいと申は、公事の夜に入るよして侍り、率分室に草のしげるとは、諸國のみつぎの参らぬ由なるべし、いみじくも申たりけるとの事也」とあれば、村上天皇以前よりありしものなるべし、權記長保二年四月二十日の條に、此日召三民部錄陸奥、給正藏率分所土佐國賴伍拾陸匹下文、并仰彼國目泰遠光律料等、關國守可令記下之由、左經記萬壽五年四月十一日の條に、參結政所、有政、事雖未了、稱三内召一起座、渡三率分藏因幡見上調布二千端、令納納參抄、辨官補任等によれば、鎌倉時代の末年にもありて、勾當等を任じたるが如し(拾芥抄、中右記、辨官補任、大内裏圖考證)

リツリヤウ

律令 律令は罪人を所罰する法を規定せるもの、令は細大の制度を規定せるものをいふ、并に朝廷の編纂に係る、而して二書各々其性質を異にせりと雖も、今便宜を以て此に合叙す、應永御始推古天皇の十二年に、麻呂皇子、親ら憲法十七條を作れり(ケンパフ參看)これは、我國制法の始めなれども、細に其書を觀るに、多く教訓

リツリ

の言を交へて、竟に律令の比にはあらざるなり、天智天皇の御宇に至り、藤原鎌足に命じ、始めて律令を撰ばしむ、此令を後に近江令と稱す、二十二卷あり、今傳はらず、また律の成否は詳かならず、天武天皇の十年に、律令を定め、法式を改めんが爲めに、人を分ちて行はしめたるは、近江令を刊修せしものにして、持統天皇三年に、諸司に令一部二十二卷を班し給ひしは、此刊修の令を班したるなり、其後文武天皇四年に刑部親王、藤原不比等等に勅して、律令を撰定せしめ、大寶元年に至りて成る、律六卷、令十一卷あり、これを大寶律及び大寶令と稱す、養老二年に至り、更に不比等の諸人に勅して刊修せしめ、律十卷十二編、令十卷三十編と爲す、これを養老律令といひ、或は大寶令を古令、前令といふに對し、これを新令、今令ともいふ、いま世に行はるるもの即ちこれなり、此後にも、吉備真備、大和長岡等、律令の中に二十四條を制定せしを、延暦十年に至りて行ひ用ひ、神王等の奏する所の制定令格四十五條を、同十六年に至りて、有司に下して遵行せしめたり、なほ弘仁三年にも令條を刊改せることあり、然れども養老以下の制定は、極めて小部分に留り、大體に於て大寶の律令と異らざる事、先哲の既に説かれたる所なり、而して律は名例、衛禁、職制、戶婚、既庫、擅興、賊盜、關訟、詐誣、雜、捕亡、斷獄等の諸律ありしと雖も、早く散亡し、今日存せる者は、名例、衛禁、職制、賊盜の四律に留り、然も名例律は後半を、衛禁律は前半を失し、賊盜律も尙一條を逸したり、近時石原正明、其他の逸文を群籍より集録し、律疏八卷を編す、續々群書類從法制部に收められたれば就きて見るべし(令の編名は令義解の條に述べたり)淳和天皇の天長三年額田今足之請によりて、令律問答私記

リツリヤウ

を撰定せしめしとあり、なほ律には律附釋十卷、今傳はらず)律集解三十卷(惟宗直本、いま傳はらず、僅かに断片を存するのみ)律疏三十卷等あり、令には令義解十卷(リヤウヤギヤウ參看)令釋七卷、令古記(二書共に散亡して傳はらず、僅かに令集解の中に、間々引用せるのみ、而して義解よりは、古きものなりといふ)令抄二卷(一、律義真令問書(一、律義真令私考(八、律義真令問書、職員令のみなり)讀式真一卷(日野資愛、選叙令のみなり)關市考令一卷(神村正四)講令備考十卷(船業通邦等)撰注令義解校本六卷(近藤芳樹、戸令まであり)軍防令講義八卷(栗原信光)令三辨一卷(荷田在滿)令圖解、令義解講義(小中村清矩、神祇、職員、官位、職の四令のみなり其他は多し、格(キヤク)并に補遺に收めたる式(シキ)參看(古事類苑法律部、國學院雜誌、律令考)

リツリヤウ

林邑樂 雅樂の一、天竺樂にて、左舞に屬す、迦陵頻伽、摩摩、倍薩破陣樂、蘇合香等の舞あり、天平八年天竺僧仙那、林邑僧佛智歸化す、佛智能く天竺樂を熟知したるを以て、聖武天皇、毘盧遮那佛建立あるべき時機とて、大に喜び給ひ、樂生をして其樂を受けしむ、是に於て始めて印度樂を傳ふ、是より從來の支那樂に合せて、佛寺齋會には、必ず之を奏せしむ、職員令集解に、大同四年の官符を引いて、林邑樂師二人とあり(續紀、教訓抄、舞樂圖說)

リツリ

廩院 民部省附屬の倉庫を云ふ、諸國の庸租米を納めて公用に充つ、民部省の東、神祇官の西、宮内省の南に在り、省官之を掌る、天元三年四月主計權少藤原保平を以て、廩院長殿勾當に補し、諸國運する所の雜物を檢納せしめたり、延喜



リンカ—リンサ

の制諸司諸家に當る所の麻米一百石以上は、官符にあらざれば奉行することを禁じたりき延喜式、西宮記、類聚符宣抄、大内裏圖考證)

リンカ

林歌(臨河) 名 樂舞の一種、高麗樂、平調、新樂にて小曲、四人舞、番舞、甘州、大槻如電氏は「林歌調にて、備馬樂うたふべく作りたれば、林歌の名起りしならん」といへり、原田實朝傳來作者等詳かならず、體源抄に兵庫允玉手公願作となせど明かならず、舞樂(アガク)の挿繪參看(舞樂圖說)

リンサイシユウ

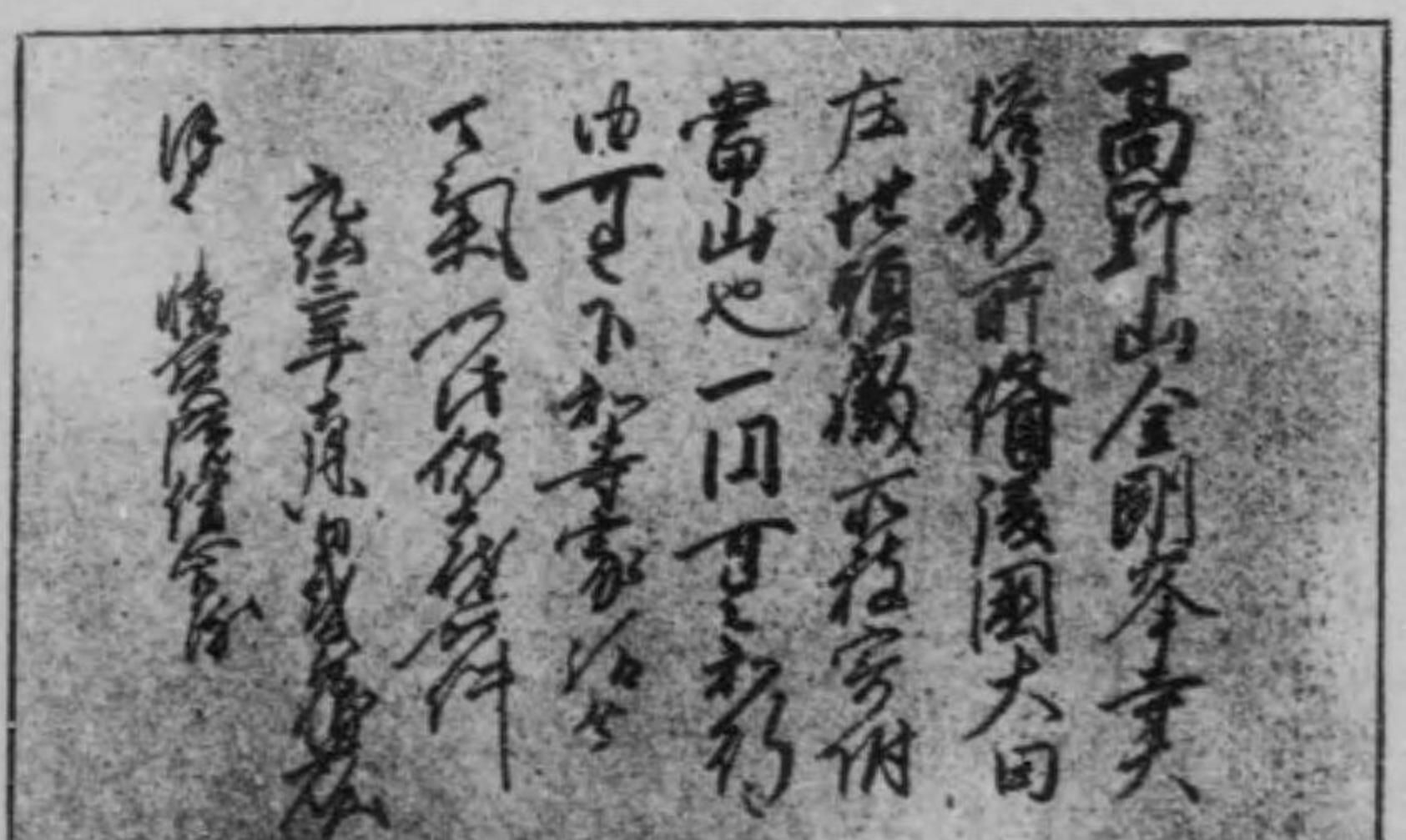
臨濟宗 名 禪宗の一派、臨濟禪師を開祖とするが故に名づく、臨濟禪師は唐の懿宗の時の人にして、はじめ黃檗に參し、後大愚に謁し、遂に一派を開く、而して其本邦に於ては承安年中叡山の覺阿宋地に航して、佛海禪師に參し、在宗四年にして歸朝す、これは臨濟禪あるのはじめと爲す、然れども其法傳らざりしに、後、榮西(エイサイ)參看あり、始め顯密の教義を採り、中頃再び宋城に入りて、教外別傳の旨を究め、歸朝するに及び、盛んに臨濟下の正宗を唱ふ、時に建久二年なり、次で建仁三年將軍源賴家建仁寺を創し、師を請じて開山とす、我國に禪刹あると茲にはじまる、これより漸次に瀾論して鎌倉室町兩時代を通じて隆盛を極む、即ち建長元年北條時頼、建長寺を起し、宋の蘭溪道潛(ダウリユウ)參看を延いて開山とし、仁治年間九條道家東福寺を建て、辨圓圓爾(ベンエン)參看を以て始祖たらしめ、文永十年北條時宗圓覺寺を建て、宋の無學祖元(ソゲン)參看を推して開山とし、永仁中龜山法皇南禪寺を創め、無學普門(フモン)參看をして之に居らしめ、建武元年花園法皇妙心寺を創め、龜山慧玄(エケン)參看を開山とし、北朝曆二年(南朝延元四年)光明天皇、足利尊

リンサ

氏に勅して天龍寺を創めしめ、夢窓疎石(ソセキ)參看)を始祖とし、北朝延文五年(南朝正平十五年)佐々木氏頼永源寺を建て、寂室元光(ゾウキョウ)參看)を開山とし、北朝永徳三年(南朝弘和三年)足利義滿相國寺を開き、春原妙葩(メウハ)參看)を住持とす、而して本宗の所謂五山十刹の列を定めたるは實に北朝至徳元年(南朝元中元年)の事に係り(「ヨサン」ジフセツ)參看)僧録司の職あるは、廣暦元年十月に始まる(ソウロクシ)參看)是より五山十刹、僧録司を世襲領帶せる鹿苑院并に隆涼軒を中心として室町幕府の保護により、尤盛大なりき、されば足利氏の威信漸く地に墜つるや、宗風また從うて衰へ、應仁以後の亂世を経て、江戸時代に及びては廢頽甚しく、加ふるに僧録司の職は金地院に移りたれば、宗門の勢力は、全く金地院に吸収せられたり(「コンチキ」スウチン)參看)蓋し元和年中、五山十刹の法度發布せられ、東班、西班、轉位、官賞等、寺法の如く定り、乘拂、出世、入院、開堂、また先規によりて行はれ、外顯頗る美なりしと雖、内部の勢力は甚だ微弱なりき、此時に當り一宗中大勢力を有したるは、妙心大徳の二寺にして、寛永年中、澤庵によりて出世を復せられ、互に相獨立し、他の五山一派と對立したるに似たり、されば江戸時代臨濟の宗風は唯僅かに、嶺南(レイナン)參看)深庵(マクラン)參看)愚堂、一統等によりて其前中を維持せられ、白隱(ハクイ)參看)後中に起り始めて宗風再び世に振ふに至れり、明治九年はじめて宗名を立て、臨濟宗と稱し、各分派また獨立して、各々管長をおくこととなれり、現在諸派は相國寺派、建仁寺派、南禪寺派、妙心寺派、天龍寺派、建長寺派、東福寺派、大徳寺派、圓覺寺派、永源寺派等あり、各條并に禪宗(センシユウ)

リンシ

ウ)參看)佛教各宗綱要、日本佛教史綱) 文書を云ふ、唐薛延珪の制に「爾能奉<sub>レ</sub>論旨」と見え、名目抄注に「東學指南曰、論者論旨也、旨者立<sub>レ</sub>意於内、發<sub>レ</sub>言於外、曰旨也」と見えたりとも、支那にては



(高野山文書所載)

文書としての論旨あらず、院室に同じ、書出はもと「被<sub>レ</sub>論旨」稱とすべし、鎌倉時代以後、後醍醐天皇の北條氏征討の論旨の如きは、文意の莊重を要する場合の外は、直に其事件を記載せり、書留は普通「天氣如此、悉以<sub>レ</sub>狀」若くは「者以<sub>レ</sub>此旨」可令

リンキ

申沙汰(給、仍執達如件)とて、其中受取人の身分尊き者は、執啓如件とし、宛名の上に謹上の二字を置き、親王攝關の如きは、その別當家司に宛つる例なり、紙は紙屋紙(カミヤカミ)參看)を用ひたり、然るに南朝にては、兵馬惶惶の際、此紙を得難かりし爲め、普通の白紙に書きしもあり、又戦時、敵の耳目に觸れんとを恐れ、鳥子の小紙片に論旨を細書し、使者の臂の中に隠して、持ち行かしめし事もあり、是等論旨と云ふ、五條文書に、後醍醐天皇御遺勅を奉じて出せる者一通あるは、其の一例なり(「臨濟源流」始め詳かならず、三寶院文書に、天承元年の論旨を収めたり、これ物に見えたる尤も古きものなるべし、其の後高倉天皇が出世し給旨山機記に見えたり、論旨は天皇親政の時のみならず、院政の時にも、亦儀式の内事に、これを出されしことなきにあらず、ミ)を見よ、

リンシノカミ

繪旨紙 紙屋紙(カミヤカミ)を見よ、

リンシノキフ

臨時給 名 年給の定數以外に、臨時に諸國の權守介掾目、及び内官助允丞郎等を給せらるゝを云ふ、但し參議には臨時給なし、

申文に皆職事の積書あり、給數は内外官共に制限なし、内給は、内官助允丞、瀧口、雑色、内舍人、外國權守介掾目、院宮給は、内官允、内舍人、外國權守介掾目等、女御給は内官允、大小進、正助丞、外國權守介掾目、尙侍與侍は内官權屬權介、外國權介目、公卿給は内官屬、内舍人、外國權介掾目等を任ず、稿平給(ネキフ)參看)「臨濟源流」始め詳かならず、尤も古く見えたるは、寛平十年紀内親王給時給として、藤原朝臣眞侍を陸奥權少掾に任じたるを始めとす、白河天皇承保以後に至りては、成功官により、臨時内給益々増加し、私物を納めて再任を請ひ、弊害甚

リンシ

し、鎌倉時代には一層甚しく、龜山天皇弘長三年宣旨を下して制裁を加へし、行はれざるに至れり(史學雜誌、年給考) 二日、攝關白家にて、大臣以下の上述部を招請して行ふ宴宴をいふ、大嘗の儀式と同じ、管絃の遊あり、備馬など諷ひて興す(「臨濟源流」起原詳かならず、蓋し藤原氏の勢を得たる後、中宮東宮の大饗に倣ひて行ひしものなるべし、但し足利時代には、既に絶えたること公事根源に見えたり(公事根源) 輪臺 名 樂舞曲の一種、西域の樂、般涉調二十二曲中の一なり、新樂にて中曲、二人舞、管舞數手(「臨濟源流」作者詳かならず、或は、唐玄宗の時酒闌之作るとも、又唐の開元天寶中の作なりともいへり、蓋し唐の邊地、北庭都護府に輪臺縣あれば、其土俗の歌舞を寫したる者なるべし、舞曲口傳に、其國の人青海波の衣を着して舞へるが故、國名を付す云々、又青海波は龍宮樂にて、其裝束の色、青白浪に千鳥の文を縫ひ紋にし、羅路門開之傳(舞曲云々)と見えたり、我國仁明天皇の朝、和邇部大田麻呂勅を奉じて樂を作り、長安安世舞を作り、改めて平調を般涉調となしたりと云ふ、「アガク」の挿繪參看(「樂志」、歌舞音樂略史) 厘付 江戸時代、高の取米の内を、何分何厘として上納するものをいふ、即ち高にて取米を割き、高に幾割何分何厘と定めて、厘まで用ふる故に名づく、此事は石高の初になかりしが、帳納み止みて、米に摺り取りしより、年の豐凶にて、帳納の増減出來し故、終に厘付となりて、取償善惡の見合に適法となれり(田園類說、皇典講究所講義、徳川氏官

リンドリ

制) 輪取 取箇(トリカ)を見よ、 郡日光町(「臨濟源流」天台宗○本尊阿彌陀、千手觀音、馬頭觀音(「臨濟源流」頼武天皇の朝、勝道二荒山を踏開して神宮寺を建立し(今の中興寺の地)後空海、圓仁等登壇せり、而して圓仁以後天台宗となりて漸く興隆し、四本龍寺、滿願寺を建立す、草創建立修行記には、勝道四本龍寺を建立すとあれども信憑しがたし、蓋し後世の僧徒が、勝道の遺跡に建立したるものなり、滿願寺も亦然り、滿願寺一に、一乘實相寺と號す、後益々興隆し、一山三十六坊あり、仁治三年光明院辨覺始めて座主職となり、爾來光明院世々座主職となりしが、應永二十七年座主職大僧正慈玄、寺務を退きて、光明院の座主職斷絶し、坐禪院昌隆權別當に任ぜられて寺務を觀る、爾來九十餘年間、坐禪院世々權別當職となりたりといふ、慶長十八年坐禪院昌隆、一山異議ありて職を退くに方りて、天海壽府の命によりて滿願寺に入り、坐禪院に住し、元和三年東照宮遷座の事に心力を盡し、同七年滿願寺の本坊を光明院趾に再建して、光明院の號を再興し、寛永十八年今の地(東照宮の前大路)に移して建立せり、慶安九年守澄法親王入りて住したまひ、明暦元年十一月後水尾上皇の院宣により、改めて輪王寺と號し、天台宗の門跡たり、貞享元年火災に罹り、翌二年再建し、客殿書院等は、東叡山の隱殿を移し、結構壯麗を極む、世々法親王入りて之に住し、滋賀院を兼帯し、寺領一萬三千石を有す、徳川家康、同家光の墳墓亦此地にあり、支院は修學院(正保二年建立、當山の學頭)大樂院(東照宮別當)安樂院(滿願大權現別當)龍光院(大猷院殿屋別當)無量院(慈眼堂



リヤウ

別當)等一百餘字ありしが、明治元年一山の坊舎を廢合し、輪王寺の號を停め、禪願寺の舊號を復用す、四年五月火災に罹り、七年再建せるも亦舊觀をとりめず、十六年に至り禪願寺の號を停め、輪王寺の號を再稱することとなりしが、今存する所の支院は、僅に護光、安養、華嚴、南照、禪智、淨土、醫皇、櫻本、光樹、唯心の十二院、教光、道福、金藏の三坊のみなり(下野國志、日光山志)

リヤウ 合 律令(リヤウ)を見よ、

リヤウアン 諒闇(亮闇、諒陰) 名 天皇が御父母の喪に服し給ふ期間をいふ、信欽の意にして、諒闇の意なり、應永遺書抄に「國主の崩に限りて、諒闇共、諒陰共云也、諒陰をば、まことにもたずと禮也、諒陰とは、天子は日々萬民の訴を斷給ふべきを、一向に黙して不問食故也」とあるにて其義を知るべし、尙書註疏に「王宅、愛、亮陰三祀、禮陰也、居憂信欽三年不言」と見ゆ、行朝一書十三月の間、喪服し給ふべきなれど、萬機の暇なきに由り、日を以て月に代へ、錫杖を服し給ふ事十三日に留り、其間別室に御し給ふ、これを倚屋(イロ)と稱すといふ、板敷を地上に下し、布相類の簾を垂れ、其御調度の如きも、概して華飾を撤し、質素に從へり、而して其餘の月日は、心喪に服し、一井の後に大赦を行ふ、これを諒闇の終間と爲す、起原、御國紀に「以諒闇之際、威福自由云々」とあるは、神武天皇の喪に服し給へるをいへるものにして初見とす、尋で天平勝寶七年正月の條に「辛酉朔癸卯、以諒闇故也」とあり、これは孝謙天皇が御祖母藤原宮子(文武皇后)の爲に服し給へるなり、爾來皇考の爲めにたまひしあり、桓武天皇の光仁天皇における、朱雀天皇の醍醐天皇におけるがごとき、

リヤウ

れなり、皇妣の爲めにし給ひしあり、村上天皇の母后藤原藤子における、後奈良天皇の御生母藤原藤子におけるがごときこれなり、皇祖父の爲めにし給ひしとあり、後鳥羽天皇の後白河天皇における、後陽成天皇の正親町天皇におけるがごときこれなり、御養父の爲めにし給ひしあり、仁明天皇の淳和天皇における、後花園天皇の後小松天皇におけるがごときこれなり、御准母の爲めにし給ひしあり、豐元天皇の後水尾皇后德川和子におけるがごときこれなり、皇弟の爲めにし給ひしあり、後醍醐天皇の桃園天皇の後を承け給ひしを以て、父帝に擬し給へるがごときこれなり、而して花園天皇の皇兄後伏見天皇の猶子となり、爲めに諒闇を行ひ給ひしを以て、皇考伏見天皇の爲めに、これを行ひ給はざりしは異例なり、諒闇の例古來かくのごとく數種ありと雖、要するに皆父母における禮を行ひ給へるものなり、「モ」モフク「アツキ」參看(古事類苑禮式部)

リヤウカ 良家 三位以上の家を云ふ、本朝文粹に「今謂良家、編纂符文、似謂三位以上云々、北院御室記に「良家分三階位云々」と見たり、

リヤウカイマンダラ 兩界曼茶羅 眞言宗の曼茶羅をいふ、兩部曼茶羅とも云ふ、兩界は金剛界胎藏界なり、金剛界曼茶羅は、大日如來の智を顯はしたるものにして、その智の猛利にして、煩惱を摧破すること、金剛の諸物を摧破するが如しといふを以て新く名く、金剛頂經の所說なり、胎藏界曼茶羅は、大日如來の理を顯はしたるものにして、その理の諸法を包含すること、母胎に子を蔵するが如しと云ふを以てかく名く、大日經の所說なり、詳しくは曼茶羅抄に出でたり、「マンダラ」參看、

リヤウケ 領家 領主(リヤウシ)を見よ、

リヤウ

リヤウゲサク 兩毛作 江戸時代、職作の外に、夢を作り取るをいふ、上方及び西國筋にては、田に夢の外業種を重に作る、是亦兩毛作といふ、兩毛作の田地には、上中下の區別あれども、上田にあらざれば作ること能はざるなり、關東にては甚少し、五畿内中國筋にては、田に木綿を作る所あれども、稻と同時節故に、之を兩毛作と稱せず(地方凡例錄)

リヤウゲン 良源 名 寛和三年二月慈慧大師と勅諡す、關西俗姓は水津氏、關西近江國淺井郡の人なり、延喜十二年九月生る、幼にして梵釋寺の覺慧に隨ひ、延長元年五月觀山に登り、理仙大德に歸す、六年理仙寂し、相應和尙によりて登壇受戒し、後ち相應、覺慧、喜慶、靈暗の間に周旋し學業大に顯はれ、殊に承平七年の維摩會には、年未だ二十六にして、南原の俊才義昭を拆き、應和三年の法華會には、法相の善宿法藏をして口を拵せしめしより、名聲大に振ふ、康保元年座主延昌の寂するや、勸して其後を嗣がしめんとす、辭して就かず、同年座主眞朝亦久しからずして示寂せるを以て、重れて命を受けたれども謙退して遂に受けざりき、此年内供奉の列に入り、二年權律師となり、三年法性寺座主に補し、尋で八月天台座主に任じ、律師に進み、四年權少僧都となり、天祿二年法務となり、天延三年また少僧都となり、貞元元年大僧都に陞り、二年僧正に轉ず、天元四年八月圓融天皇不豫の事あり、眞源勸によりて修驗し、驗ありしを以て大僧正となり、豐事を聽さる、聖武天皇の時、行基大僧正の任を受けてより以來、二百三十餘年にして、はじめて此命あり、一世に崇仰せられし事知るべきなり、慈惠また横川に定心院寂光院を開きてこれに居り、又飯室谷に妙香院を創し、未だ半ばにして、寛和元年正月三日寂す、年

リヤウ

七十四(元亨釋書、佛教各宗綱要、日本佛教史綱) リヤウコウケン 兩後見 執權連署を云ふ、「リヤウケン」レンシヨを見よ、 リヤウゴバン 兩御番 江戸幕府の職名なる、書院番と小性組番との併稱なり、各條參看、 リヤウザンハ 雲山派 遊行七世の弟子圓阿を派祖とす、本山は京都雲山正法寺なり、いま時宗に遷歸して派名を立てず、「シシュウ」シヤウボフヲ參看(佛教各宗綱要、日本佛教史綱) リヤウシ 令旨 皇太子三后より出づる公文書の一稱、後には親王、法親王、女院より出づるものをも云ふ、又攝關家にて、家司を任補する時の文書を、亦令旨といへり、令制によれば、先づ令を承けたる人は、其趣を春宮坊に宣送し、春宮坊より命令を書きて覆啓し、皇太子還日して下す、而して勅書式に准じて、畫日ある分を留めて案とし、春宮坊の印を捺し、別に一通を寫して一般に下すなり、其書式左の如し、

Table with 2 columns: 年月日, 奉令旨如右、令到奉行、大 夫 位 姓名, 亮 位 姓名

とあり、然れども此の實物の存するものなし、蓋し令制行はれたる時代には、皇太子として長く御坐せし方なきの故なるべし、平安朝時代に入りて、宣旨に準據したる様式となりしが、後世に至りては、名目は存したれども、様式は全く變化して、院宣又は檢旨と同じく奉書の式となり、春宮の坊官又は女院の院司等、上旨を奉じて出すことなれり、高野山文書に

リヤウ

被美福門院令旨云、以紀伊國荒河庄、永令寄運金泥一切經藏、毎年諸商忌辰修一切經會、毎月初二晝夜、不斷誦摩訶陀羅尼、奉資鳥羽仙院之菩提、可期三會之曉月之故也、以彼所當充其用途、執行檢覺、山衆徒任一塵狀、相共奉行、至僧數者、云法會、云念誦、無過差、無吝略、只隨庄家所出、相議可計中、也、仰功徳者在、經王書寫之功、金字補帶之一切、已爲珠璣、璽地者在、大師入定之地、老少尊卑之一踏者、必可出顯、仍ト此地安此經堂、有比類一徹者、 令旨如左、此悉之謹狀、 (花抄) 七月十日

奉 金剛寺執行檢覺阿闍梨房 見えたり、鎌倉時代以後は、御教書の例と同じく、「被」何々令旨云々を略して、直に事實を書きたるもの多し、攝關家の令旨は、玉葉文治二年六月十九日攝政藤原兼實の北政所始の條に、余召宗頼於前、仰北政所家司并年預及侍所別當等、次宗頼入令旨二通於宮持來、一通家司、一通家司、余取之披見了、令見女房之後返宗頼了云々、令旨書様 正四位下行太皇太后宮亮兼伊豫守源朝臣季長 大藏卿正四位下藤原朝臣宗頼 從四位下行權右中辨平朝臣基親 正五位下守左京權大夫藤原朝臣光綱 民部少輔從五位下兼行和泉守藤原朝臣長房 右被、仰爾、件等人、宜爲北政所別當者、 文治二年六月十九日

リヤウシツケン 兩執權 執權連署の併

リヤウ

リヤウ

リヤウ

稱、「リヤウケン」レンシヨを見よ、

リヤウシツジ 兩執事 執權連署を云ふ、シツケン」レンシヨを見よ、

リヤウシユ 領主 庄園の所有者と云ふ(三位以上の所有者を領家と云ふ)又本主とも本所とも云ふ、後には領主と云へり、開墾して所有する人を、開發領主とも根本領主とも云ふ、其の領主を相承したる人を、開發領主の末流と云へり、本家(ホンケ)本所(ホンショ)參看、沙汰未練書、式目抄、庄園考) 領主につきては、國家學會雜誌なる中田義氏の、王朝時代の庄園に關する研究に就て見るべし、江戶時代諸大名の中、無城の者を、専ら領主と稱し、他、城主、城主と區別したり、ゲイミヤウヲ參看、

リヤウシユセシ 雲霧山 印度の山名、梵語にて、希闍多(伊沙囉、揭梨、跋囉、地、結、樂、陀、羅、那、吒ともいふ)譯して雲頭山とも、雲華とも、雲臺とも云ふ、天竺摩揭陀國に在り、釋迦牟尼此山に在りて、法華經等大乘の諸理を説きたりといふ、されば佛教の靈地とするを以て、殊に靈鷲山と云ふ、略して雲山と云ふは、原語の義にあらず(西域記、楢橋易士集)

リヤウシヨ 兩所 執權、連署を云ふ、「リヤウケン」レンシヨを見よ、

リヤウタンサイハイ 再段再拜 「ハイ」を見よ、

リヤウタンタイ 兩探題 執權連署を云ふ「レンシヨ」を見よ、

リヤウチユウ 良忠 名 名に良忠、然阿と號す、永仁元年七月記主律師と勅諡す、藤原國實の子、關西淨土宗の第三祖なり、正治元年七月生る、幼にして園城寺の龍淵坊に居り、十六歳にして剃髮



リヤウ

受戒す、少より往生浄土の義を慕ひ、後ち天台眞言の諸教を學び、又法相、三論、華嚴、律等の宗旨を究め、兼て佛心宗を傳ふ、貞永二年石見の多陀寺にありて不斷念佛を修す、會々生佛といへるものあり、鎮西に赴き、浄土の法門を聖光上人の下に受けんと欲し、來りて上人を誘ふ、上人乃ち生佛と共に相携へて聖光に謁す、時に年三十八、其室に侍る。二年、瀧瀬餘事なし、聖光即ち自ら脈譜を書し、證するに手印を以てす、聖光の寂後本郷に歸り、居ること數年、延應元年京都に入り、直ちに去りて上野、下野、武藏、相模、上總、下總、常陸の諸州を化し、仁治元年始めて鎌倉に入る、北條經時之を聞き、蓮華寺を佐介谷に建立して其志を請じ、後ち改めて光明寺といふ、寛元元年再び洛に入り、大に他力の義を演説す、歸する者甚だ多し、後嵯峨天皇詔して浄土の説を聞き、浄土宗本有眞實一乘佛成を受け給ひ、賜ふに香衣を以てす、建長元年鎌倉に還り、建治二年三たび洛陽に赴く、後宇多天皇召して聞法受戒し、紫衣を賜ふ、道俗歸する者多く、建立の寺院三處に及ぶ、弘安九年光明寺に還り、十年七月六日寂す、年八十九、臘七十四、遺囑經疏記、選擇決疑抄註、往生論私記、安樂集私記、浄土宗要集、書論註記、行儀分記、授手印領解鈔、同決答鈔、三心私記(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

リヤウトウテツリツ

兩統迭立

鎌倉時代以後、後嵯峨天皇の皇子後深草天皇の子孫、即ち持明院流(ナミヤウケンリウ)と、同母弟龜山天皇の子孫、即ち大覺寺流(ダイカクシウ)と、(參看)と、互に皇位に登りし事件を云ふ(參看)寛元四年正月、後嵯峨天皇を太子後深草天皇に讓りて、院政を行ひ給ふ、後深草天皇は大宮院の出て、幼より虚府、即位後未だ皇子なし、後嵯峨上皇深く天皇の同母弟恒仁親王を愛し、天皇に諭して皇太子となさしむ、正元元年九月天皇不豫、并に天變等ありしを以て之を動機とし、十一月位を讓らしむ、皇太子即位す、是を龜山天皇と云ふ、後嵯峨上皇尙ほ院政を聽く、文永五年八月、後深草上皇の皇子照仁を措きて、龜山天皇の皇子世仁を皇太子と爲す、是れ實に兩統紛争の基因となす、文永九年後嵯峨法皇崩す、大宮院は遺詔を奉じて、圓滿院宮副助法親王と共に後事を沙汰し、前左大臣洞院實雄に請りて奉らせしめ、播磨國衛、神崎庄、尾張熱田社領及び諸家記録等は後深草上皇に、冷泉殿及び御文庫、讀岐國、美濃國、及び和歌、鞠の文書等は龜山天皇に、六勝寺及び其所領、鳥羽殿等は治世の君に屬せしめ、更に幕府に對しては、別に發給を賜うて、幕府の擁立に任せたり、然れど幕府は、敏計らひ難きことを奏して、法皇の御意を大宮院に伺ふ、女院はもとより其の受する龜山天皇に意あることを示せり、因て幕府は龜山天皇を治世の君と定め、天皇院政を行ふこととなり、世に此時、長講堂領以下を後深草院領とし、皇位繼承の代りとし、龜山院の子孫をして累代皇位に登らしめ、關東を滅さしめんの願成なりしと云へるは、甚しき誤なり、蓋し白河上皇院政を始めし以來、天皇攝關等は只だ空名となり、實權は院に移り、院政を以て萬機を左右し得たるを以て、皇位に登りたる者は、必ず院政を望み給へり、然るに後深草上皇は、院政を行ふこと能はずして、天皇の親政となれるを見て大に望を失ひ、大宮院を怨み給へり、殊に上皇の近臣は、これが爲めに背盟の望を絶ち、威權を振ふこと能はざるを以て、怨恨の情禁じ難く、遂に天皇方と院方との二派を生じ、互に軋轢反目して兩統

リヤウ

るに、兩統迭立は、種々なる原因ありと雖も、根本原因は財產争ひにして、之に婦女の勢力の權はりしによるなり、世に北條氏が、兩統迭立を定めたりと云へるは誤にて、寧ろ兩統の依頼によりて、皇位に關涉せしに過ぎざりき、今龜山法皇の御處分によりて見んか、八條院領内の總分、智惠光院、蓮華心院、萬里小路等は御後宇多院に傳はり、其他の大牛は恒明親王に傳はれり、これ龜山法皇が鍾愛の餘り、天皇の皇太子と爲さんことを、後宇多上皇に諭し給へり、仁よるなり、然るに龜山法皇崩御後、建治元年、後二條天皇の皇子邦真親王生れ給ひ、加之、上皇は尊治親王に望を屬し給ひしを以て、法皇の遺勅を行ふこと能はず、因て恒明親王は母昭訓院と共に、伏見上皇と結ぶに至り、大覺寺統又二派に分れたり、三年後二條天皇崩し、花園天皇即位し、尊治親王を皇太子と爲す、是より先、後宇多上皇は、後二條天皇の皇子邦真親王の諱ありしも、末だ三歳の幼少なれば、尊治親王を皇太子とし、他日邦真に皇位を傳へ、併せて御領をも傳へしめ、尊治の子孫は皇位を傳へ、後二條の子孫を繼ぐべきを命じ、嚴制して嵯峨大覺寺に屏居し給ふ、正和元年、伏見上皇は、長講堂、播磨國等の御領及び文書記録を後伏見上皇に傳へ、將來花園天皇に傳へしめ、翌年十月出家して、伏見殿に屏居し給へり、花園天皇在位十年に及ぶ、こゝに於て、大覺寺統は幕府に向て讓位を促し、持明院統は深治に努め、使者往來繼が如し、幕府顧る其處置に苦めり、文保元年四月幕府奏して、皇太子の踐許及び立太子は、兩流の御和談に依りて處決せられんことを望みしかば、後宇多伏見兩上皇御熱議を遂げ、皇太子踐許の後、後二條の皇子邦真親王皇太子となり、後伏見上皇の皇子量仁親王を未來の皇太子

リヤウ

分争の勢漸く成り、文永十一年天皇位を後宇多天皇に讓りて、院政を行ひ、勢隆んなり、後深草上皇快々として樂まず、建治元年尊號を辭じて出家せんとす、幕府これを留め、且つ後深草上皇は正統にして過失なきに、永く皇位を絶たんことを悲み、上皇の皇子照仁、龜山上皇の嫡子として立坊あらんことを奏請し、同年十一月皇太子となす、二條師忠僧、攝大納言四國寺實兼大夫となる、實兼、其女今出川院の、龜山上皇に寵なきを含み、加ふるに才氣絶倫、調氣満々たる京極爲兼ありて、照仁の師となり、實兼と共に謀を廻らし、受禪の速ならんことを企つ、遂に弘安十年十月、幕府の奏により、天皇讓位ありて照仁立つ、是を伏見天皇とす、然るに後深草上皇及び近臣等は、持明院統の永く皇位にあらんことを望み、遂に幕府に對し、御治世に就て後嵯峨の御遺意は、幕府の推舉に委し給ふ外他意なくして、龜山院に在りしと云へるは、故圓滿院宮の假説に過ぎず、且つ大覺寺統は幕府に對して別志あるも、持明院統は、厚く幕府に信賴すと諭し給へり、是に於て幕府は、正應二年奏して、伏見天皇の長子胤仁親王を皇太子となす、龜山上皇失意の餘り出家し給ふ、正應三年三月、淺原爲頼父子宮中を驅して、其意を果さず自殺す、龜山法皇此事に關係ありと傳へらる、天皇遺體甚しかりしかば、法皇告文を幕府に賜ひて事漸く收まると雖ども、之れが爲め法皇は益々失意の地に陥れり、かくて持明院統は其の勢の盛なるに當りて内訌を生じたり、京極爲兼は歌を以て伏見天皇に仕へ、殊遇を受け、爾來運りに登用せられ、後伏見花園兩天皇の乳父たり、往々寵を待みて補賚を渡さ、他を排するの風あるを以て、政敵の忌む所となり、加ふるに歌風に於て、主家たる冷泉氏と合はず、讓せられて佐渡に流さるゝに至

リヤウ

れり、後宇多天皇及び近臣は此機に乗じ、表面後嵯峨天皇の遺詔に違ふを責め、又裏面より運動する所あり、遂に永仁六年七月伏見天皇の讓位となり、後伏見天皇立つに及び、後宇多上皇の皇子邦治親王を皇太子となす、後伏見天皇在位四年にして位を讓る、是を後二條天皇となす、伏見上皇の第二皇子富仁親王皇太子となる、是に於て持明院統又二派に分れたり、嘉元二年後深草法皇崩じて、御領長講堂以下を伏見上皇に處分し給へり、翌年龜山法皇崩じて、御領を、後宇多、伏見兩上皇、昭訓院、昭訓院、恒明親王、西殿准后、御醍醐の御母等に分配し賜へり、此時に當り、尤も注目すべきは御領處分にして、是より先後三條天皇藤氏の權を抑へて、皇權を振張すると同時に、皇室御領を増進したり、爾來累代治世の上皇には、御領多くして、崩御前に、天皇及び寵愛ある親王女院等に分配し給へり、然のみならず、女院は上皇と同じく年給を給與せられしを以て、公卿以下皆女院に親近して、其身の出世富有を計れり、故に苟も朝廷に勢力を振はんとする者は、女院に注目したりき、鎌倉時代の初、近衛基通及び源通親は宣陽門院に、九條兼實、同長経等は、八條院によりて黨を爲し、互に政權を争奪したりき、而して宣陽門院の長講堂領は宣陽院に傳領し、八條院領は春花門院、後鳥羽院等に轉々して、安嘉門院に傳はれり、後深草、龜山の漸く確執を生ずるや、後深草は宣陽院に結び、龜山は安嘉門院の嫡子となり、各々其御領を傳領して相對抗し給へり、諸家も亦財産の事に因りて互に分立し、攝家は五家に、四圍寺は四圍寺洞院の二家に、小槻家は壬生大宮の二家に、御子左氏は冷泉京極の二家に分れ、相共に所領に就て紛争し、各々其黨を以て、持明院大覺寺の兩統に分屬したり、之を要す

リヤウ

るに、兩統迭立は、種々なる原因ありと雖も、根本原因は財產争ひにして、之に婦女の勢力の權はりしによるなり、世に北條氏が、兩統迭立を定めたりと云へるは誤にて、寧ろ兩統の依頼によりて、皇位に關涉せしに過ぎざりき、今龜山法皇の御處分によりて見んか、八條院領内の總分、智惠光院、蓮華心院、萬里小路等は御後宇多院に傳はり、其他の大牛は恒明親王に傳はれり、これ龜山法皇が鍾愛の餘り、天皇の皇太子と爲さんことを、後宇多上皇に諭し給へり、仁よるなり、然るに龜山法皇崩御後、建治元年、後二條天皇の皇子邦真親王生れ給ひ、加之、上皇は尊治親王に望を屬し給ひしを以て、法皇の遺勅を行ふこと能はず、因て恒明親王は母昭訓院と共に、伏見上皇と結ぶに至り、大覺寺統又二派に分れたり、三年後二條天皇崩し、花園天皇即位し、尊治親王を皇太子と爲す、是より先、後宇多上皇は、後二條天皇の皇子邦真親王の諱ありしも、末だ三歳の幼少なれば、尊治親王を皇太子とし、他日邦真に皇位を傳へ、併せて御領をも傳へしめ、尊治の子孫は皇位を傳へ、後二條の子孫を繼ぐべきを命じ、嚴制して嵯峨大覺寺に屏居し給ふ、正和元年、伏見上皇は、長講堂、播磨國等の御領及び文書記録を後伏見上皇に傳へ、將來花園天皇に傳へしめ、翌年十月出家して、伏見殿に屏居し給へり、花園天皇在位十年に及ぶ、こゝに於て、大覺寺統は幕府に向て讓位を促し、持明院統は深治に努め、使者往來繼が如し、幕府顧る其處置に苦めり、文保元年四月幕府奏して、皇太子の踐許及び立太子は、兩流の御和談に依りて處決せられんことを望みしかば、後宇多伏見兩上皇御熱議を遂げ、皇太子踐許の後、後二條の皇子邦真親王皇太子となり、後伏見上皇の皇子量仁親王を未來の皇太子

リヤウ

とし、十年誓り立つの約を定めたり、かく持明院統が一代讓歩したるは、在位年限の一定したりしと、邦真親王は後深草の第一女遊園門院の孫たるも、後宇多法皇特別の契約ありたるに依るもの、如し、然るに正中元年、後宇多法皇崩御の後、天皇と皇太子と確執を生じたりしが、持明院統は皇太子の早く踐許し、量仁親王の早く皇太子とならんことを希ひ、關東に使者を遣はして、邦真親王を助成し、へり、然るに嘉元元年三月邦真親王薨じたるを以て、持明院統は直ちに量仁立坊の事を後醍醐天皇に迫り給へり、後醍醐は邦真の遺跡として、親らの皇子を太子に立てんとし給へり、然れども持明院統幕府に謀る所あり、同年七月、量仁親王皇太子と爲る、嘉元三年後醍醐天皇が在位十一年に及び、讓國の期至れるを以て、持明院統より迫ると雖も、天皇は之に應じ給はざりしを以て、持明院統は大に怒り、和談を破る上は、關東より謀ひ申す外に道なしとなし、關東に使者を遣りて、後醍醐天皇の御不義を責め給へり、然るに後醍醐天皇は英邁武勇に渡らせられ、常に幕府が皇位に關涉するを憤り給ひ、幕府の衰頹に乗じて北條氏を謀り、正中に一度び應帥あり、遂に元弘の御決行ありしも、不幸敗れて腰被り運幸し、皇太子量仁親王を皇太子と爲す、蓋し文保和談の約を履みしなり、後醍醐天皇崩御より運幸するに及びて、光嚴天皇及び太子を廢し、長講堂領以下は後伏見上皇に安堵し給ふ、延元元年足利尊氏叛し、光嚴上皇の院宣を奉じて皇子豐仁親王を立つ、之を光明天皇とす、後ち尊氏謀を以て、後醍醐天皇の還幸を勸め、天皇を關して第七皇子成良親王を光明天皇の皇太子となす、猶ほ



リヤウ

兩統立の舊例を循用するなり、天皇逃れて吉野に...

リヤウ

分ち賜へり、是より先き後小松天皇の明德三年、南...

リヤウ

す、傳にいふ、真忍二十餘年間當座不臥にして、經...

リヤウ

まれば、稿本は慶安本の外に、右の三令を加へて、三...

リヤウ

版したり、寫本には、集解の文字の左右上層に古き...

リヤウ

て關東院を賜ふ、即ち名を改めて金鐘寺と號す、時...

リヤウ

兩統立の舊例を循用するなり、天皇逃れて吉野に...

リヤウ

分ち賜へり、是より先き後小松天皇の明德三年、南...

リヤウ

す、傳にいふ、真忍二十餘年間當座不臥にして、經...



ル井シ

道は賀茂氏の世職となれり(全義解、扶桑略記、帝王...

リユウキ 隆琦 隆元(インゲン)を見よ、...

リユウツツフシ 隆達節 隆明の一種、...

リヨウコ 陵戸 陵(ミササキ)を見よ、...

ル井シウコクシ 類聚國史 卷二...



類聚國史 卷二...

ル井シ

て六十一巻を存す(關西國史所載の記事を詳載、...

帝王、後宮、人、盛事、音楽、賞宴、奉獻、政理、刑法、...

伊勢大神、皇、即位、御前、皇后、皇太子、年號、...

學業、白鹿、兩、佛法、修善、賑災、任那、以上本書の註に...

六國史と對照して裨益する所多し(本書の散逸した...

るは早くよりの事にて、藤原信西の書目録に載す...

る所も、百廿四巻に過ぎず、其後殘卷益々多かりし...

を、慶長十九年に徳川家康、院御所より廿二冊を得、...

爾來逐次に發見せられしものあり、享保七年に至り、...

將軍徳川吉宗更に搜索して六十一巻を得たり、尋で...

校に從ひしが、未だ畢ざるに史料纂輯の命ありし...

り、寄合仙石政和其後を承け、更に諸本を校讎し、文...

化十三年考異三巻を附して上梓せり、世に流布せる...

もの即ちこれなり(關西國史所載の記事を詳載、...

に成り、其序は、道真が父の爲めに擯ひしものなれ...

は、書紀以下五史は道真の擯なるべきも、三代實錄...

のにして、其年の正月には道真左遷したれば、三代實...

録は後人の補入なるべし、然れどもこれを補入せる...

事は、道真の時代を去ること遠からざるの證左あり、...

佐藤博士の説に「類聚國史に三代實錄の文を補ひし...

は、實公の時を去る事、いと近き事にて、あるは舊...

説のごとく、實公の自撰にてあらんか、それは三代...

司に告げ、妻妾は必ず之に従はしめ、父、祖、子、孫...

は國はんと欲すれば、その意に任せ、家人は從ふこ...

とを聽さず、刑部及び國司は、太政官符に依りて、...

ふべき家口と、發遣の日月とを具に録して配所に下...

し、運次に防檢を差し、左右兵衛を部領とし、途中...

は程を給して配所に達せしめ、既に配所に到る時...

は、即ち其時、男女、大小を論ぜず、人ごとに日に米...

一升、鹽一匁を給し、又田を給し、來年の春に至り、...

種子を給し、秋に至れば種食種子共に停む、流人は...

凡て故、若くは鹽物を著し、一人ごとに兩人防檢し...

て、配所に役せらるゝ一年にして、其間は課役を...

免じ、官檢を給す、滿役に及び、若くはけ敷に會ひ...

て役を免ぜらるゝときは、配所の籍に編入し、課役...

は百姓と同じくし、配所にて未だ六年に至らずして...

死去するときは、家口は既に其處に附籍すとも、還...

らんと思ふときは放ち還す、又官人流罪を犯す時...

は、除名して配所に赴かしめ、五年の徒再び仕ふる...

ことを聽し、若し本罪流に至らずして、特に配流す...

せしめて後に配流するの制なり、右三流の外、別に...

加役流、反逆縁坐流、子孫犯過失流、不孝流、會教...

ル井シ

實録に、實公の左遷の頃には既に成功せしを、左遷...

の歴きなどにより遷延したるものにて、まして公の...

終焉の功を奪はんとて、ことさらに其年の八月まで...

延べて、奏上せしにてもあるべし、公は其折より、類...

聚國史の撰輯に着手して、太宰府にて、續きて營...

まれしほどに、終の公の一手にて成りしものか、こ...

は體裁目録などの定まれるものを、補ひゆくまで...

すとも、成功すべく思はるればなり、これは一説に...

備ふべし」とあり(栗田博士の説に、舊書の類聚國...

史ありと云へり、今見る所なきを以て詳かならず、...

實家文庫、實家御傳記、比古義衣、史學雜誌、快書考...

同上(類聚國史考)

ル井シウサツエウシフ 類聚雜要集

卷四、二冊とす、詳書類聚四百七十巻にも取...

む(四)中古今以來朝廷の恒例臨時の公事に於ける供...

御、室禮指圖、調度、裝束、警備等以下、其他雜事...

を記して圖説したるものなり、儀式、調度を研め、物...

語類を讀むものは、必讀の書なり、丹波龜書に取め...

るものあり、寛文十三年納納散人の奥書に「此抄四...

巻、以三新院御本(第一親長親筆、第二道遠院内府、...

第三廣光親、第四宣風親)書寫授合丁云々」とあれば、...

本書が室町時代既にありしことを知るべし(類聚雜...

要抄)

ル井シウサンタイキヤク 類聚三代格

卷三十、今散佚して十五巻を存す、國史大系...

十二巻に収む(關西國史)弘仁、貞觀、延喜三代の格(キ...

ヤク)を類聚したるものを云ふ、三代の格は曾...

官に隨ひて類を分ち、神祇、中務、式部、治部等の順...

序に叙したりしが、更に此三格を合せ、事を以て分類...

に會ふと雖、發遣するがときをいひ、神電司の...

人の處刑とす、鎌倉時代には、朝旨を奉じて行ふの...

制なれども、其間には朝廷に隨せず、自由之を用...

ひ、公卿をも流し、ことあり、室町時代にも、太政...

官符を以て處置せしが、其季世には、天下四分五裂、...

郡縣所在に割據したれば、遠、中、近の三流も、名...

ありて地なく、大名にても此刑名を立つるに至る、而...

して流人を其地の守護等に托して、監守せしむるこ...

ともありき、江戸時代には流刑の名なくして、別に...

遠島あり、流刑に相當す、エントウク(倉番(倉紀、續...

紀、拾芥抄、清辨眼抄、延喜式、古事類聚法律部)

ルサイ 流罪 流刑(ルケイ)を見よ

ルシヤナフツ 盧遮那佛 摩訶毘盧遮那佛

ルケイ

し(始めに三代の格の序文を載せたり)神社、佛事以...

下、數十次に分ちて序したり、弘化年中尾張の人權松...

度份等、殘本九卷(十一卷)を得て校刻したりしが、明...

治に至り、川田博士前田侯爵所藏本を覆覽し、十五...

巻を得たり、其の四卷の跋に、享祿元年重訂て治承...

古本を寫すとありて、弘化本と分つ爲め、享祿...

本とし、更に弘化本と對照して、六巻を上梓し、其...

の不足を補へり、國史大系本は弘化刻本、享祿本を...

司に告げ、妻妾は必ず之に従はしめ、父、祖、子、孫...

は國はんと欲すれば、その意に任せ、家人は從ふこ...

とを聽さず、刑部及び國司は、太政官符に依りて、...

ふべき家口と、發遣の日月とを具に録して配所に下...

し、運次に防檢を差し、左右兵衛を部領とし、途中...

は程を給して配所に達せしめ、既に配所に到る時...

は、即ち其時、男女、大小を論ぜず、人ごとに日に米...

一升、鹽一匁を給し、又田を給し、來年の春に至り、...

種子を給し、秋に至れば種食種子共に停む、流人は...

凡て故、若くは鹽物を著し、一人ごとに兩人防檢し...

て、配所に役せらるゝ一年にして、其間は課役を...

免じ、官檢を給す、滿役に及び、若くはけ敷に會ひ...

て役を免ぜらるゝときは、配所の籍に編入し、課役...

は百姓と同じくし、配所にて未だ六年に至らずして...

死去するときは、家口は既に其處に附籍すとも、還...

らんと思ふときは放ち還す、又官人流罪を犯す時...

ルケイ

ルケイ

ルケイ

ルケイ

ルケイ

ルケイ

ルケイ

ルケイ



ルズ井

曆二年六月勝す。あけてまた之に屬す。又二の丸留守居(二の丸の守衛を掌る、若年寄の支配、七百石高、機火間詰、寛永十一年はじめて三員を置き、後次第に増加して十餘人に至る、同心三十九人、小人二十七人づゝに屬す)四丸留守居等あり。...

ルズ井

ふ、また公用の寄合果てれば、料理屋にて宴會を開き、交際を厚くしたりしが、其席上にも所謂先生は上座に席し、以下順に並び、皆袴羽織なれど、新参のものは末席に座し上下を著したり。...

ルズ井

職名、大典の警備を掌る、江戸城内廣敷口に役所あり、晝は大奥の支那を衛り、夜は宿衛す。又御寮所、及び姫君の外出に従ひ、又諸大名に嫁したる姫君の館近火の時、立退に従ふ、なほ奥向の事を管すること留守居と似たり、老中の支配、千石高、中之間詰とす、人員五人もしくは六人あり、人別に與力六騎、同心二十五人隷屬し、鹽見坂番所を守衛し、又女中の出行を監す、また四丸にもあり。...

ルズ井

は、留守井在府の下知に隨て、限りある國事を勤むべきことを令したるが如き其例なり。...

ルズ井

てなり、鎌倉時代末年より、南北朝時代に至りては、諸國の國司は皆武家の爲めに權力を奪はれて、其の實力なきを以て、留守所も自然に減じて、存するものは一二に過ぎざりき。...

ルズ井

目代皇太后宮權大夫田原朝臣(花押) 源朝臣 清原真人 德大判官代清原真人(花押) 清原真人 呂宋 亞米利加合衆國の周島、非律賓群島中の最大なる島嶼。...



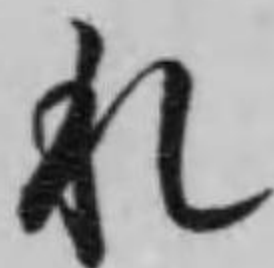
ルリジ

き、文祿三年七月歸朝したることをあれば、これより先...

ルリシヤク

瑠璃尺 物指(モノサシ)を見

レイカ



レイカンジ

霊鑑寺 山城國京都上京區鹿ヶ谷町○山城國城山縣國臨濟宗、南禪寺の...

レイキ

元正天皇御宇の年號、和銅八年九月二日、即位、時に左京人大初位下高田首久比...

レイギル井テン

禮儀類典 卷五 十卷、附圖三卷、凡例、編次書目一巻あり...

レイク

原文を抄出して集めたるを以て、古今儀式の沿革を知るには便利にして、朝儀を研究せんとする者には、...

レイクワン

禮冠 大内親王の冠、後宮にして、皇后、中宮、女御等の在所とす...

レイケイテン

承香殿の東北、宣耀殿の南に在り、西弘徽殿と相對す...

レイケン

例減 減(ゲン)を見よ、名は、仁德天皇後水尾天皇の第十皇子なり、御母は...

レイジ

レイゼ

にあること二十四年、改元すること四度、貞享四年三月位を皇太子東山天皇に譲り、正治三年八月遷變、...

レイジン

伶人 雅樂を爲す人をいふ、只に地下の召人のみならず、公卿の所作人をもまた爾がいふ、支那黃帝の時、伶人に命じ音楽を作らしめたるより、伶人伶官と稱するなりと云ふ、體源抄に、弘長元年六月十日十種供養記を載せて、伶人地下の伶人と分別せり、上の伶人は即ち公卿なり(書言字考、歌舞品目)

レイシヨ

鈴杵 金剛杵(コンガウシヨ)を見よ、

レイゼイ井

冷泉院(冷然院) 山城國京都府大炊御門の南、堀河の西、方四町あり、舊址は、今の竹屋町より南、堀河より西、二條離宮の東北に當れりといふ、聖德太子弘仁年間、嵯峨天皇之を創設して冷然院と號し、後院(ゴケン)と爲し、...

レイゼ

レイゼ

レイゼ

レイゼ

レイゼ

レイゼ

レイゼ

レイゼ

レイゼ

レイゼ

レイゼ

レイゼ

造營あり、八年冷泉上皇は茲に崩じ給へり、爾來數代の間後院とならざりしを以て、大に荒廢せしを、後冷泉天皇に至り、修造を加へて後院となし、天喜元年里内裏とせらる、其後の存廢詳かならず、なほ冷泉院は、累代天皇の上皇の波瀾にして、累代の御物圖書并に所領等甚多かりき(平安通志、史學雜誌、後院考)

(これより先は大極殿を用ふ、安和二年遷變等、不軌を圖るに座して土佐に流され、左大臣源高明また連坐して大宰權帥に左遷す(アナンノヘン)參看、天皇東宮たりし時より多病にして、即位の後も時々發狂の氣あり、故に在位僅にして、位を讓融天皇に譲り、冷泉院に遷り給へり、即ち尊號を上りて太上天皇といふ、寛弘八年十月二十四日崩す、壽六十二、京都府上京區鹿ヶ谷町の堀本殿に葬る(大日本史、陸奥一覽)

レイゼイトミノコウチドノ 冷泉宮小路殿 二條宮小路内裏(ニナウツミノコウチノダイリ)を見よ、

レイゼイマテノコウチノダイリ 冷泉萬里小路内裏 山城國京都府、冷泉の北、萬里小路の西、今は美川の北、高倉の東に當れり、...



レイセーレイヤ

の女秀子 聖徳太子 天和三年十月十五日降誕、天和三年十二月内親王となり、寶永五年正月一品に叙せらる、享保十年六月二十六日三宮に准じ、院號を賜ふ、同日崩御、年七十六、京都市上京區船場院前町盧山寺に葬る(門院傳、陵墓一覽)

レイセイモン

禮成門院

原藤子 西園寺太政大臣實兼の三女、御母は從二位藤原孝子、後醍醐天皇の中宮、天皇の未だ太子たりし時、入りて權子内親王を生む、文保二年四月從三位を授けられ、七月女御に進み、元應元年八月中宮となる、二年五月門院號を受く、元弘二年八月崩御して尼となり、同三年六月院號を停めて中宮に復し、七月皇太后と爲り、十月十二日崩御、諡して後深草院と稱す(大日本史)

レイセ

禮錢

制札錢を云ふ、レイサツの條を見よ

レイフク

禮服

朝廷にては、大儀の時に着用する正裝を禮服といひ、ライフクと訓す、即ち大禮服なり、又通常禮服として朝服(テウフク)制服(セイフク)あり、并に各條に掲げられたる見よ

レイフシヤウ

禮部省

治部省(アアシヤ)

レイヤーレウリ

ウ)を見よ、  
レイヤウ井 靈陽院 足利義昭(アシカガヨシアキ)を見よ、  
レウキデン 綾綺殿 大内理の一殿、内室妓女の舞等を行ふ所、また時々御在所となりしことあり、仁壽殿の東、宜陽殿の北に在り、温明殿と庭を隔て、接す、廣さ九間四面(長保年中以後、七間四面と爲す)北方四面を身舎に、南方五間四面を納殿として、恒例の御物を納む、東西の兩面及北は廊にて、西廊の中央に三級の木階あり、且つまた孫廊あり、東は廊の外に簀子ありて、北端に格子を設く、其中央に土の渡殿ありて温明殿に接し、又南端に渡殿を以て渡り、南は土庇にて、壁を隔て、官人座及び床子座あり、北は身舎の北面のみ廊にて、他は土庇となす(大内理圖考證)

レウワールレウガ

料足とも要脚とも云、女の詞におあしと云事、料は物の代物の心也、要はかなめとよみて、此の物なくはならぬ心也、足も脚もあしとよむ字、錢の世上をめぐりあり事、足あるがごとし、依之料足要脚など云也といへり、  
レウワウ 陵王 名義舞樂の一、北齊國陵王入陣の曲にして、沙陀調十五曲中の一、一名羅陵王、又關陵王と稱す、古樂にて中曲なり、馬、相撲等の節會に奏するを例とす(亂序舞に從ひて吹く、破拍子十六、舞者一人、管舞納蘇利思、常は假面を著けて敵に對す、嘗て周の師を金墻の城下に撃て、勇三軍に冠たりしかば、齊人之を壯なりとし、此舞を作りて、其指麾擊刺の容に效ふより起ると稱す、林邑僧佛智之を我國に傳へ、唐招提寺に置くと云へども、支那樂なれば詳かならず、孝謙天皇尤も之を愛す(禮樂志、歌舞音樂專史)

レウケン

列見

名義朝廷にて、六位以下の器量容儀を列見する儀式をいふ、國風每年二月十一日、太政官にて行ふ、此日式部兵部之二者より、六位以下の藝能あるものを率ゐて太政官に參じ、上辨、外記等其器量容儀を試みるなり、定考(カウツヤウ)參看(公事根源、江次第)

レウシ

寮試

貢舉(コウコ)を見よ、  
レウシバコ 料紙箱 料紙を納る、箱を云ふ、古くは草子箱と同物なりしが、後世料紙のみ納る、爲に作りたるもの出来しより、全く別物となる、室町殿日記に「御入用御法文之事、一料紙箱、桐もくいかにも、見事によき所を撰びて赤ために塗り、一寸四方の丸づくし金粉にて書かせるべく候、いくつなりとも撰ばよきやうにして云々」とあり、調度(テウド)の挿繪參看(貞丈雜記、類聚名物考)

レウシユ

寮主

「レウケン」を見よ、  
レウソク 錢の別名、貞丈雜記に「錢を

レウケン

列見

名義朝廷にて、六位以下の器量容儀を列見する儀式をいふ、國風每年二月十一日、太政官にて行ふ、此日式部兵部之二者より、六位以下の藝能あるものを率ゐて太政官に參じ、上辨、外記等其器量容儀を試みるなり、定考(カウツヤウ)參看(公事根源、江次第)

レウガ

連歌

名義一首の短歌を上下の二句に分ち、兩人にて合作したるをいふ、他の一句に連れて歌と爲すの意なり、又びず歌とも筑波の道といひ、またツツキとも訓す、筑波の道といへるは、日本武尊の筑波の詠を起原とするが故なり、また多數の連歌を互に連續して詠したるを、其數によりて、五十韻連歌、百韻連歌と稱し、なほ短歌の上下句若しくは下句と、五百の詩句とを聯合せるもの

レウガ

(和漢)を連句と稱し、和句前にして、漢句後なれば和漢連句、漢句前にして、和句後なれば、漢和連句といふ、  
思 關西節 上古の連歌は、片歌を以て問ひ、片歌を以て答へ、其問答を合せて、一の旋頭歌(セウカカ)參看)を爲したるものにして、神武天皇が「あめつち、ちとりまじと、などさける」といへるに、大久米命が「なとめに、たりにあはんと、わがさけるとめ」と答歌せるを初見とす、されど古來概ね日本武尊が甲斐國酒折宮にて「にびり筑波を過ぎて幾夜かたつる」といへるに、御火焼の老人が「か、なべて、夜には九夜日には十日を」と答へしを以て連歌の起原となしたり、これ旋頭歌は廣く流行せずして止み、後世専ら三十一文字の詩形行はれたるが爲めなるべし、要するに此種の連歌は、連歌と稱するよりは、三句を以て一體を爲す歌の問答と見る方適當なるに似たり、而して三十一文字の歌を、二人して連れたるは、某尼が「佐保川の水を寒きあけて植ふし田を」といへるに、大伴家持が「潤るはつひはひとりなるべし」と續けたるを初見とす、尋で「人心うしみつ今はたまじよ」と女のいひおこしたるに、眞業宗真が「夢にみゆやとれのみぞなく」續けたる、齊宮が「かち人のわたれどねれぬえにしあれば」といへるに、在原業平が「またあふ坂のせきや、えなん」と續けたることなどあり、連歌は遂に短歌の上下句を唱へて下句を續ぎ、或は下句を擧げて上句を加ふるを以て、其體となすに至りしが、其はじめは一の遊戯に過ぎざりしも、中世以後之を歌ぶもの漸く多く、後撰拾遺等の勅撰歌集中にも、稱には、これを載せ、金葉集には、特に連歌の名稱をさへ設けて収録せり、其後又之を接續連讀する事起り、少きも數十句、多きは千句、萬句に及び、衆人にて合作するに至る、蓋

レウガ

し詩の聯句に倣へるなり、而してその事の書に見えたるは、續世繼花の巻に、くさり連歌とあるをばはじめとし、尋で後鳥羽天皇の時、源家長が、源氏國名の百韻連歌をなし、また建保五年四月後鳥羽上皇、庚申百韻連歌を催され、藤原家隆等勳仕し、なほ寛喜二年正月禁中にて百韻連歌あり、藤原定家等勳仕したる事あり、其後この道益々盛んにして、歌に亞げる一種の文藝となり、朝野共に、屢々連歌會を催し、贈物をおきて、句數の多少を争ふこと、なれり、尋で藤原爲世、同爲相等は、連歌の法式を定めたりと傳へられ、其後歴安五年には二條良基、教濟、周阿等と謀りて新式を作り、享徳元年には、一條兼良、宗綱等と共にこれを追加し、文龜二年には、牡丹花骨柏、更に今案を加へ、連歌の法式大成せり、而して其法式は、百句を程度として定めたるものにして、懶紙を堅に二折として、表裏と爲し、更に横に四折とし、表裏に各十四句づつを書し、最終の表と最終の裏とは、各々八句づつと爲す、なほ句を作るに法あり、之を連接するに差合去聲等の式あり、また和漢連句には、漢句のみに韻を踏み、漢和連句には、和漢共に韻を踏み、而して室町時代には此の道に巧みなるもの、教濟、周阿をはじめ、梵燈、宗綱、心敬、兼良、宗祇、宗長、紹巴等相尋で起る、いづれも新道の宗匠にして、世に連歌師といひ、宗匠の最たるものを花の本(ハナノモト)と稱す、なほ公卿にありては、上にいへる二條良基、一條兼良の外、一條冬良、三條西實隆等皆此道に深く、其基は英政集を撰び、冬良、實隆は宗祇等と共に新撰英政集を撰び、共に勅撰に准せらる、されど江戸時代に入りては、連歌より出でたる俳諧(ハイカイ)參看)俳諧より出でたる發句(ハツク)參看)流行し、遂に

レウガ

其爲めに壓せられ、僅かに里村紹巴の末裔が、連歌師として幕府に奉仕し、其命脈を維持するに過ぎざりき(古事記、萬葉集、明月記、連歌辨議、筑波問答、英政波流、石上私淑言、古事類苑文學部)  
レウガハジメ 連歌始 名義室町江戸兩幕府年中行事の一、例年歳首に、はじめて催す連歌の會をいふ、室町幕府にては、正月十九日に行ふ、年中定例記に「攝家門跡、公家、大名、御供衆、番方、同僚、地下衆の内、堪能の人数候、殿上人御候候、御前御禮式家、地下衆は五十韻過てまかり立て、かげにて御湯濱賜はられ候」と見ゆ、江戸時代には、正月十一日(はじめ二十日)に江戸城連歌の間に於て之を行ふ、百韻の連歌にして、發句は連歌師里村氏、脇句は必ず將軍の吟に係る、連歌師、連衆等皆登城して席に列し、執筆之を披講す、將軍は黒書院より竹毎に吟するを聴聞す、畢りて連歌師連衆には銀時服を賜ふことあり、  
連歌始 室町幕府にては、いつ頃より行ひしものか詳かならず、江戸幕府にては、家忠日記天正四年正月二十日の條に「連歌の御會あり(去年天正三年より今日の連歌の會を始め催さる、是より例として毎年此式あり)とあれば、天正三年以後恒例となり、毎年正月二十日に行ひしものなるべし(天文十一年二月松平廣忠夢想の句を得、これを基として百韻の連歌を行ひしに濫觴すとの一説あれど確ならず、廣忠が同年に連歌を行ひしとは、或は之ありしならんも、其後引つゞきて行はれしにあらず)然るに三代將軍徳川家光正月二十日に薨じ、忌日に當れるを以て、承應元年より改めて十一日と爲したり(江戸幕府にて連歌の事を掌るものを連歌師といひ、連歌始の事も、此職のもの勳仕す、連歌



レンギョウ

師は里村氏(紹巴の後裔)坂氏世襲せり、里村氏は京都に住し(連歌始の時のみ出府す)本家は百石二十人扶持を給せられ、坂氏は江戸根岸に住し無給とす、大抵兩氏の人員五六名あり、種に連衆の故參にして、連歌師となれるものなきにあらざる、なほ別に連歌始の時登城して、連歌の一例に加はるものな連衆と稱す、多くは神官僧侶を以てこれに補す、人員十人内外あり、并に無給とす、また連歌師連衆は共に寺社奉行の支配なり(年中定例記、家忠日記、慶長見聞集、武徳編年集成、平日閑話、徳川實紀、幕府年中行事、武鑑)

レンギョウ

師は里村氏(紹巴の後裔)坂氏世襲せり、里村氏は京都に住し(連歌始の時のみ出府す)本家は百石二十人扶持を給せられ、坂氏は江戸根岸に住し無給とす、大抵兩氏の人員五六名あり、種に連衆の故參にして、連歌師となれるものなきにあらざる、なほ別に連歌始の時登城して、連歌の一例に加はるものな連衆と稱す、多くは神官僧侶を以てこれに補す、人員十人内外あり、并に無給とす、また連歌師連衆は共に寺社奉行の支配なり(年中定例記、家忠日記、慶長見聞集、武徳編年集成、平日閑話、徳川實紀、幕府年中行事、武鑑)

レンゲ

額、餘可追舊例之由、豫以仰宗院、仍連句有二十韻ことあれば、古くは五韻に留まりしものなるべし、なほ其法は、詩體に「今言ふ聯句に、和製にして漢法にあらず、連歌より出でたるにや、無法限りあり、多く隔句對にて起す、隔句對ならざるを獨句と云、平側詩の通り、先唱ふものを唱句と云、繼者を對句と云、其法頗る詩と異り、皆此方の造爲なり、故に風城聯句の序にも、本朝之準式、有異于殊域、也と書けり」と見えにり、(作詩志、詩體、聯句、靈峯文集、續遊笑覽)

レンゲ

額、餘可追舊例之由、豫以仰宗院、仍連句有二十韻ことあれば、古くは五韻に留まりしものなるべし、なほ其法は、詩體に「今言ふ聯句に、和製にして漢法にあらず、連歌より出でたるにや、無法限りあり、多く隔句對にて起す、隔句對ならざるを獨句と云、平側詩の通り、先唱ふものを唱句と云、繼者を對句と云、其法頗る詩と異り、皆此方の造爲なり、故に風城聯句の序にも、本朝之準式、有異于殊域、也と書けり」と見えにり、(作詩志、詩體、聯句、靈峯文集、續遊笑覽)

レンサ

此地はもと法住寺殿の西北部に在り、元暦二年七月地震の爲の破損し、其後建長元年三月庚子、同三年再建して、八月十日上機式を行はる、文永三年四月龜山天皇、後醍醐、後深草兩上皇臨幸、供養式を行はる、今の堂宇は建長三年の營築にして、東西行六十五間二尺三寸、奥行九間一尺八寸五分、柱百五十八本あり、堂内を分ち、西を佛壇とし、中央を本尊座とし、南北を千體佛の座となす、東は拭板敷にして、中央の東に前拜あり、行行十三間三尺四寸、奥行二間三尺八寸餘、四方に懸像あり、木堂の裏にて古昔射式を行ひたり、南門西門亦數百年前の古建築なり、西門は大門口に移したりしが、京都帝室博物館設立の際、之を東寺に移したれば、今は存せず○三十三間堂の遺失は、サンショフサンゲンダウの條に述べたり、參看すべし(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

レンサ

此地はもと法住寺殿の西北部に在り、元暦二年七月地震の爲の破損し、其後建長元年三月庚子、同三年再建して、八月十日上機式を行はる、文永三年四月龜山天皇、後醍醐、後深草兩上皇臨幸、供養式を行はる、今の堂宇は建長三年の營築にして、東西行六十五間二尺三寸、奥行九間一尺八寸五分、柱百五十八本あり、堂内を分ち、西を佛壇とし、中央を本尊座とし、南北を千體佛の座となす、東は拭板敷にして、中央の東に前拜あり、行行十三間三尺四寸、奥行二間三尺八寸餘、四方に懸像あり、木堂の裏にて古昔射式を行ひたり、南門西門亦數百年前の古建築なり、西門は大門口に移したりしが、京都帝室博物館設立の際、之を東寺に移したれば、今は存せず○三十三間堂の遺失は、サンショフサンゲンダウの條に述べたり、參看すべし(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

レンギョウ

盤、忍花盤と云へるは本義を誤れるなり、勅許を蒙りたる者、之に乗じて宮城の中重門を出入するが故に、中重の盤とも云ふ(天皇行幸の時用ふ、なほ東宮、親王、攝關、大臣、妃、夫人、内親王、命婦、三位の儀、女御等も乗用す)とを得、備にては、大僧正又は持持等老の輩、宣言を以て乗用を認むる、其宣言を手車の宣言と云ふ(唐車に似て底稍々異れり、屋形は長五六尺に作り、障子六枚概を以て造り、轆と轆とは轆を用ひ、柱と勾欄とは轆と縛にて造る定なり、轆は少く、そばは廣く、前狭くして、轆より乗る様に造れり(唐車)起原詳かならず、承和六年六月仁明天皇の女御藤原淳子病篤きにより、小車にて禁中を出で、同九年八月殿太子恒貞を淳和院に送りし時に、小車に駕せしめて禁中を出だし、神泉苑の長角にて、牛車に乗替へしめたることなどあれば、此頃より行はれしものなるべし、なほ源氏物語更衣巻に、盤の宣言などの給はせても云々と見えたり、また中右記元永三年三月十九日の條に、中宮出御の時、手車に手を掛けしことあれば、牛にて引くことありしものなるべし、後、攝關大臣等の乗用せしこと長秋記、台記、玉葉等に見えたり(輿車圖考、類案名物考、考古學會雜誌、乘物考)

レンギョウ

盤、忍花盤と云へるは本義を誤れるなり、勅許を蒙りたる者、之に乗じて宮城の中重門を出入するが故に、中重の盤とも云ふ(天皇行幸の時用ふ、なほ東宮、親王、攝關、大臣、妃、夫人、内親王、命婦、三位の儀、女御等も乗用す)とを得、備にては、大僧正又は持持等老の輩、宣言を以て乗用を認むる、其宣言を手車の宣言と云ふ(唐車に似て底稍々異れり、屋形は長五六尺に作り、障子六枚概を以て造り、轆と轆とは轆を用ひ、柱と勾欄とは轆と縛にて造る定なり、轆は少く、そばは廣く、前狭くして、轆より乗る様に造れり(唐車)起原詳かならず、承和六年六月仁明天皇の女御藤原淳子病篤きにより、小車にて禁中を出で、同九年八月殿太子恒貞を淳和院に送りし時に、小車に駕せしめて禁中を出だし、神泉苑の長角にて、牛車に乗替へしめたることなどあれば、此頃より行はれしものなるべし、なほ源氏物語更衣巻に、盤の宣言などの給はせても云々と見えたり、また中右記元永三年三月十九日の條に、中宮出御の時、手車に手を掛けしことあれば、牛にて引くことありしものなるべし、後、攝關大臣等の乗用せしこと長秋記、台記、玉葉等に見えたり(輿車圖考、類案名物考、考古學會雜誌、乘物考)

レンギョウ

したるをはじめとし、元弘三年五月北條茂時が、一門と共に滅亡せしを最終と爲す、其間時に數年の間空襲の事なきにあらずと雖、それは異例にして、北條一家の體、交々これに補し、或は執權に進む者ありき、なほ清和源氏系圖に「續行男宗頼、兵庫頭、將軍家宗、政所御下文連署人」また、頼朝男頼茂、右馬頭、昇殿、政所家宗、連署人、などありと、これらは源氏の近臣たるを以て、鎌倉にありし時政所に列し、公文に連署したるものにして、所謂連署の職とは異なり、建久年間源邦家、藤原親能が下文に連署したることあると、同じ類なるべし(吾妻鏡、將軍執權次第、武家名目抄)

レンギョウ

したるをはじめとし、元弘三年五月北條茂時が、一門と共に滅亡せしを最終と爲す、其間時に數年の間空襲の事なきにあらずと雖、それは異例にして、北條一家の體、交々これに補し、或は執權に進む者ありき、なほ清和源氏系圖に「續行男宗頼、兵庫頭、將軍家宗、政所御下文連署人」また、頼朝男頼茂、右馬頭、昇殿、政所家宗、連署人、などありと、これらは源氏の近臣たるを以て、鎌倉にありし時政所に列し、公文に連署したるものにして、所謂連署の職とは異なり、建久年間源邦家、藤原親能が下文に連署したることあると、同じ類なるべし(吾妻鏡、將軍執權次第、武家名目抄)

レンギョウ

總を付くる事をば、御免被成となり、轆の辻とは、くみちがへの所を云ふなり、連署の二字をれんぢやくとよみて、總をいづもならべつられて着くるなり、此の連署に大ぶさ、小ぶさの兩品あり、大ぶさを厚ぶさとも云ふなり、筋抄に曰く、古職チイサク總近代職甚だ大く總長し云々、然らば上古は小總にて、其の後大總は出來たる物なり、又轆の辻にばかり、ふさ一つ付けたるをば辻總といふなり、桃華葉葉に連署小總辻總と見えたり、延喜式に着轆とあるは此の事なり」と云へり、小總は殿上人、辻總は檢非違使用ふる事、世俗淺深筋抄に見え、大總、厚總、小總、辻總の名、吾妻鏡、平家物語、源平盛衰記以下、諸書に見えたり、又總に紅、淺黃、蒲黃等種あり、

レンギョウ

總を付くる事をば、御免被成となり、轆の辻とは、くみちがへの所を云ふなり、連署の二字をれんぢやくとよみて、總をいづもならべつられて着くるなり、此の連署に大ぶさ、小ぶさの兩品あり、大ぶさを厚ぶさとも云ふなり、筋抄に曰く、古職チイサク總近代職甚だ大く總長し云々、然らば上古は小總にて、其の後大總は出來たる物なり、又轆の辻にばかり、ふさ一つ付けたるをば辻總といふなり、桃華葉葉に連署小總辻總と見えたり、延喜式に着轆とあるは此の事なり」と云へり、小總は殿上人、辻總は檢非違使用ふる事、世俗淺深筋抄に見え、大總、厚總、小總、辻總の名、吾妻鏡、平家物語、源平盛衰記以下、諸書に見えたり、又總に紅、淺黃、蒲黃等種あり、



レンバン

額る、蓋し三井は飯山と隣あるを以てなり、此間また常に堅田金蔵に往來して盛んに教を演べ、後、東國及び攝河の地に巡遊す、應仁二年再び近江に歸り、明年寺を南別所に創じ、近松顯證寺とせり、文明三年四月感ずる所あり、飄然去りて北陸に赴き、越前吉崎に一字を建つ、遠近其風を傳へ、遂に奥羽に至るまで、男女老若聚り來るもの多し、蓋如此地にあること五年、力を盡して秘法門の邪義を摧き、努めて諸宗誹謗、諸神經蔑の弊を矯む、時に加賀國司富經政親、專修念佛の徒相黨して武人に抗するを要み、事によりて之を平げんとするの意あり、文明六年政親人をして密に火を吉崎坊に放ちて焼かしめ、且蓮如を害せんとす、蓮如即ち文明八年八月密に若狹に遁れ、轉じて攝津に赴き、更に河内紀伊の諸國に行化し、出口の光善寺、富田の教行寺、堺の信慶院等皆此間に成る、十年また江州に入り、明年山城宇治山科に佛殿を營みて本寺となし、十四年に至りて成る、松林山本願寺と號す、延徳元年寺務を光兼(實如)に委して南殿に居り、明應五年九月攝津石山に別院を創立して隱退の處となす、八年二月廿五日山科に寂す、年八十五、蓮如の人を導くや、其言を簡易にして法要を説き、無習の民をして、皆能く教義の真意に透徹するを得せしめたり、世に本願寺の中興と稱す、其孫顯如が、蓮如の遺訓八十通を撰び、編して五帖となす、御文と稱するものこれなり、其他帖外御文七十四通あり、また夏御文、改悔文、白骨の御文等の如き、只一片の書讀の如しと雖、また本宗重要の遺訓たり(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

る  
ロウキヨ 籠居 武家時代に於ける刑名、自宅に籠りて謹慎するをいふ、後鳥羽天皇の文治元年に、高階泰経が勅定により籠居したるを以て初見とす、江戸時代には、公卿并に士人に科したり、但その以前にありても、庶人を處したること書籍に見當らざれば、同じく公卿武人に限りたるものなり(吾妻鏡、古事類苑法律部)  
ロウゲシヤク 鑲牙尺 物指の一種、唐の尺にて、大和國法隆寺に藏する象牙尺は、是なりといふ、遣唐使歸化人などの持ち來りしもの、寺家に入りしが、傳はれるならん、象牙尺(ザウゲシヤク)「モノナシ」參看、  
ロウコク 漏刻 時を計る器具、水時計ともいふ、漏刻詳かならず、進川景範の記す所によると、水を入るの箱四つあり、第一箱を夜天地、第二箱を日天地、第三箱を平壺、第四箱を萬水壺と稱す、高さ逐下して相重び、水漏の管ありて箱と箱とを連絡せり、まづ水を第一の夜天地に注ぎ、其水漏れて日天地に入り、次で平壺に入り、終りに萬水壺に入る、萬水壺の水海には箭を立てたり、故に壺中水なきの間は、箭羽の本まで壺中に没すれども、水の入るに従ひ、矢浮び出づるなり、箭には時刻を刻みければ、それによりて刻数を量る、時刻の分ちかた又詳かならざれども、天智天皇の時に造られしもの、唐製を模したるものなれば、百刻なりしなるべし(思原沿革)

ロウキ

ロウコ

天智天皇十年四月、漏刻を新台におきたるをばはじめとす、これは天皇未だ皇太子たりし時、親ら製し給へるものなりき、大寶令の制、陰陽寮に漏刻博士、守長丁あり、漏刻博士は二人にして、守長丁を率ゐ、漏刻の節を伺ふ事を掌り、守長丁は二十人にして、漏刻の節を伺ひ、時を以て鐘鼓を撃つことを掌る(博士の官位は、令制從七位下なりしが、職原抄には「五位六位共任」とあれば、後には位高きものも任ぜしなり)而して此器天治年間までありしことは明かなれど、其後いつしか中絶したりしを、保元二年十一月一時再興したりしが、久しからずしてまた絶え、順徳天皇の頃には、既に此器なかりしこと禁書抄に見えたり(トケイ參看、文藝類纂)  
ロウコクハカセ 漏刻博士 唐名トキモリノハカセとも又トキモリノカサとも云ふ、唐名司長、又司長、司長とも云ふ、關西守長丁を率ゐて漏刻の節を伺ひ、守長丁に鐘鼓を打たしむ、從七位下の官二人を以て定員となす、陰陽寮の被官(思原沿革)文武天皇の大寶元年制定す、後世權博士を置く(陰陽寮五位六位の輩を以て之に任ず(令義解、職原抄))  
ロウコエフ 六衛府 左左兵衛府、左右衛士府、衛門府、中衛府を云ふ、衛府(エフ)及び各衛參看、  
ロウラン井 鹿苑院 足利義滿(アシカガヨシマツ)を見よ、  
ロウランジ 鹿苑寺 關西(關西)關西高野郡衣笠村(關西)關西、相國寺派の本尊正觀音(關西)關西、關西と西園寺氏の別荘なりしが、應永四年足利義滿の地に別業を營み、義滿崇するに及び、遺命して禪刹となし、相國寺に附す、成石を追尊して、開山となす、爾來本寺を北山門跡と稱へしが、應仁永

ロクゴ

ロクサ

ロクジ

蘇兩度の兵火に罹り、金閣、不動堂を除くの外、總て焼失し、甚だ荒廢せり、風林住持の時、後水尾法皇の御眷を蒙り、寛文元年九月二十九日行幸あり、此時新に夕佳亭を建て、此にて御遊ありと云ふ、延寶六年同帝の寄附により、本堂、書院等を再興し、今日に及びり、金閣(キンカク)參看(山城名勝志、平安通志)  
ロクガウウチ 六郷氏(出羽本庄) 姓は藤原、爲憲七世の孫二階堂行政の子行忠より出づ、九世の孫忠行、寶徳元年政所執事となり、評定衆に加へらる、其二男定行、出羽仙北郡六郷の地頭となる、男道泰、六郷阿波守と稱し、居城を六郷に築く、二男道行、天文十九年最上出羽守に仕ふ、其子政隆、慶長五年上杉景勝の叛するや、徳川家康に通じて軍功あり、七年五千九百石加賜せられて、常陸府中に治す、元和九年一萬石加賜、出羽本庄に移る、前封と合せて二萬四百石、寛永九年政隆、四百石を弟政秀の子政慶に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)  
○政業 政勝 政信 政晴 政長 政林  
政通 政純 政恒 政殷 政鑑  
ロクキ 六議 王朝時代に於て議の特典に興るを得べき議親、議故、議實、議能、議功、議貴の六種をいふ、キの條を見よ、  
ロククワツエ 六月會 延暦寺の勅修法會を云ふ、六月四日は傳教大師最澄の入滅したる忌日なれば、毎年當日より五日間、延暦寺に於て、法華十講を行ひ論議あり、六月に行ふを以て、六月會と稱す、建保二年五月六日勅して御會に准ぜられ、同廿七日勅使登山し、爾來勅修の法會となり、毎年嚴

修せらる(拾芥抄、皇朝天台史略)  
ロクサイニチ 六齋日 佛徒が毎月謹愼すべき六種の日、即ち八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、晦日といふ、齋は物忌の義なり、この日人々殺生を停め、精進を行ふ、蓋し佛説に、右の六箇日は、惡鬼人を逐ひて命を奪はんとし、疾病凶災等不吉の事多しといへり、故に持齋して善を修し、福を作らんとするの意より、かゝる風を生じたるなり阿含經に「若當六齋日、奉持八戒、一日一夜、四不可(持)見、持統天皇五年二月公卿等に宣し、六齋を行はしめしを以て、我國における六齋の起原となす、これ實に聖德太子の奏請に係る、水鏡、太子傳等によれば、天下に令して殺生を禁じたりとあり、尋で大寶の令制、また六齋日は公私とも殺生禁斷の事を規定せり(書紀、水鏡、律書集覽、日中行事注釋)  
ロクサウ 縁衫 襲の色目の名、雜事抄には、表繪裏蘇芳、助無智秘抄には裏紫といへり、  
ロクシカリンホフ 六字河臨法 佛所説阿彌陀佛、六字の眞言を唱へて修する法を云ふ、六字は即ち六觀音にて、利六趣ある故に六の名あり、河に臨む時船を以て道場となし、七福の祓あり、此法に咒術刀鏡結繩不斷經等あり、經に「若有人、誦持此六字神咒王經、假令兇枯樹、可得生枝葉、何況人身使某甲得受三百歲、得見百秋、諸佛所説阿彌陀佛」とあり(思原沿革、慈覺大師唐より之を受傳へ、後中絶し、阿彌陀房真靜之を再興す、天喜元年三月聖朝の爲め仁運律師之を修す、康平七年三月六日藤原忠實の弟に於て、長實僧都之を修す、承暦四年閏八月二十二日給旨により、但馬守藤原俊綱臥見の別業に於て、金剛壽院座主尊尊之を修す、嘉

永元年院宣によりて、鳥羽殿に修す、建保中鎌倉に於て、忠快法師之を修す(諸法要略抄)  
ロクシヤ 六侍者 禪宗にて和尙に近侍する六種の僧役の總稱、一に巾着、二に應客、三に書録、四に衣鉢、五に茶飯、六に幹持なり、是等は常に和尙の室中に近侍して各分擔して和尙の用を辨するなり(釋林象器集)  
ロクジフロクア 六十六部 羅國邊禮の一種、法華經一部づゝを全國の靈場に納むる事を、本願として題國せる行脚僧をいふ、總計六十六部の經文を納むるが故に名く、此事桂川地藏記に見えられたれば、室町時代より起りしものなるべし、江戸時代には僧俗ともに之を勤め、中には妻子を率ゐたるものあり、經文は、國分寺もしくは一宮に納めたりといふ、されど其多くは納經等のことなく、只題國して乞食するに過ぎず、其風俗も、天童を頂き、白衣を着し、笈を負ひ、錫杖を携へたり、「ジヤンレイ參看(傳調案、便言集覽))  
ロクシヤク 六尺(陸尺) 江戸時代駕籠昇の人足、または下男の類をいふ、乗物の棒は一丈二尺なり、是を二人して昇ぐ故に、二つにわれば六尺なるより名づくとも(私かた話)田舎は一間を六尺にとれど、都は間尺を六尺三寸と取る故、亭主をば都六尺三寸の間にとり、使はるゝ男を田舎六尺にとりたるなりとも(醒睡笑)駕籠昇は大漢を好しとする故六尺といふとも(遊遊笑)力者の轉訛なりとも(梅園日記)稱し、其名義詳かならず、江戸幕府にて使用せる六尺は、駕籠昇、御膳所の水汲、或は郵便等の事を役とし、紅葉山高盛六尺廿八人、晴六尺三百八十八人(頭四人)四九附六尺百十三人、頭三人、奥六尺五十人、四九奥六尺五十人、表六尺四十九人、四九表六尺四十四



ロクシ

人、御用部屋六尺八人、四九御用部屋六尺六人、御膳所六尺八人、四九御膳所六尺八人、奥御膳所六尺八人、御膳中御膳所六尺九人、御風呂屋六尺八人、四九御風呂屋六尺八人、御方六尺五十八人、四九御方六尺等あり、役切米、役扶持、役金等を給せられたり、また六尺給米といふものあり、六尺に給する爲に幕儀に課したる米にして、所謂三役の一なり、サンヤク(参看(定規))

ロクシヨウジ

六勝寺 法勝、尊勝、圓勝、最勝、成勝、延勝の六寺を云ふ、この六寺は皆勝の字を用ふるを以て世にかくは稱す、各條參看(拾芥抄)

ロクシヨノミヤ

六所宮 古く國府もしくは國府の附近に、其國內の神社六所を集め祀りたる社所をいふ、國によりて社名(ソウシヤ)參看の境内に其社を建て、或は總社の相殿別殿などに祀りたるもありき、而して其神の明神たる時は六所大明神または六所明神、權現なる時は六所權現、大神なる時は六所大神宮などと稱す、出雲國意宇郡大草村の六所大明神は「邪な」熊野神社、佐久佐神社、湯夜神社、神魂神社、伊弉諾神社、八咫垣神社を合祀し、武藏國府中なる六所宮は總社の相殿に、小野神社、小河大明神、水川神社、秩父神社、金奈奈神社、杉山神社を合祀せり、此事何時に始まりしか詳ならずれども、源平盛衰記、平家物語、吾妻鏡等に六所宮、六所大神など見えたり、平安朝時代の末年に於て、此風既に生じたりしことを知るべし、後世これを總社と混合し、或は總社六所と稱し、或は六所宮を總社となしたるもの多からず(總社或問)

ロクシライサン

六時禮讚 卷第一 卷一 因寄晝夜六時に、阿彌陀佛を禮讚する文を集め、其作法を記したるものなり、表題に往生禮讚偈あり、

ロクツウ

内題に「勸一切衆生、願生西方極樂世界、阿彌陀佛國、六時禮讚偈」とあり、法然上人源空淨土教を主唱し、殊に善導を推尊し、其著作を弘通したれば、諸弟子是等の書を讀誦し、殊に悲哀なる音聲を放ちて、此六時禮讚を唱へたりといふ(阿彌陀佛の備善導(往生禮讚、法然上人傳畫傳、徒然草))

ロクツウ

六通 佛敎所説の佛界六種の作用をいふ、六神通の略、甚道の無量壽經疏に「所爲神異故名曰神、無礙曰通」とあり、神變不可思議の作用自由自在にして、壁塞することなき義なり凡佛陀には、六種の神通あり(一)天眼通、能く六道の衆生の苦樂昇沈、及び一切世間の種々の彩色を見し(二)天耳通、能く六道の衆生の苦樂悲喜の言語、及び一切世間の種々の音聲を聞いて障礙なき(三)知他心通、能く六道の衆生の心中に思念する事を知り(四)宿命通、能く自身及び六道の衆生の一三世乃至千百千萬世の宿命を知り(五)身如意通(一)に神境通と云ふ、身能く山海に飛行して障礙することなきこと(六)漏盡通、漏とは煩惱のことにして煩惱を斷盡して三界の生死を解脱すること、これなり(法界次第)

ロクテウウチ

六條氏 姓は村上源氏、久我通光の五男通有の男有房、始めて六條と號す、其第六條に在るを以てなり、元應元年六月内大臣となり、位從一位に至る、同年七月薨す、子孫世々相つぎ大納言を極官とす、明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(尊卑分限、系圖、華族譜)

有繼

有繼 有廣 有純 有和 有綱 有忠 有藤 有起 有榮 有庸 有家 有言

ロクテ

有容 有義 有照

六條天皇 名は順仁(阿彌陀佛)二條天皇の第二皇子、母は伊岐氏、致遠の女、中宮藤原育子、子なきによりて、これを育ふ、第七十九代天皇(長寛二年十一月十四日生る、永萬二年二條天皇不豫により、六月二十五日皇太子となり、即夜高倉殿に受禪し、七月二十七日即位す、後白河上皇院中において政を聽く事あり、仁安三年二月後白河上皇の命により、位を退き天皇に譲り、太上天皇の尊號を受く、いまだ元服を加へずして太上天皇と稱する、天皇を以てはじめと爲す、在位三年、改元するもの一、安元二年七月十七日崩す、壽十三、京都市下京區清閑寺町の清閑寺陵に葬る(大日本史、陸奥一覽)

ロクテウド

六條殿 藤原基實及び藤原頼實を云ふ、

ロクテウドノ

六條殿 山城國京都府の北、西洞院の西(阿彌陀佛)もとは大膳大夫平樂忠の第宅なりしが、壽永二年十二月後白河法皇、の第を以て仙洞とし、修造を加へ移御し給へり、時に持佛堂長講堂を造りて、法華經を講經す、文治四年四月火災にかゝりて長講堂と共に全部烏有に歸す、源頼朝及び諸臣に命じて之を造營す、十二月に至りて落成して移御し給ふ、もとは四分一の家たりしが、此の時方一町に擴げ、藏殿、裏御所、御湯殿、齋堂所、丹後局の御所、弘御所、殿上東南西北の對置、遺物所、車宿長講堂、同御所、御殿、牛屋等善美を盡したり、建久三年三月崩御以前六條殿及び長講堂御所領を龍紀丹後局の腹に生れたる宣陽門院に讓與し給へり、承久二年焼失し、尋で造營し、同四年成り三

ロクテ

月長講堂供養ありて、後鳥羽上皇臨幸あり、後々々火災にあひしも、其度毎に造營せり、建長四年六條院長講堂を靈司院に讓與し、文永十二年靈司院より後深草上皇に六條殿及び長講堂を讓與し給へり、是より先六條殿焼失し、長講堂は假に正親町に移りしが、四月に至り後深草上皇六條殿を造營して移御し給へり、これより長講堂と共に持明院流に傳はれり(山城名勝志、皇室御領史)

ロクテウノダイリ

六條内裏 六條坊門と六條との間に在り、西は東洞院に至り、東は高倉に至る、六條院とも云ふ(阿彌陀佛)承保二年藤原顯季をして新造せしめ、十二月成りて遷幸し給ふ、後に轉じて白河天皇に傳はる、皇女都芳門院に讓り門院の御所とし、嘉保三年八月崩御の後仙洞となせり、保安四年十一月焼失す、後ち又造營し都芳門院持佛堂を六條御堂と稱し、長く佛事を修せらる、弘長元年聖一國師の弟子湛照六條御堂を改めて萬壽禪寺と號す、マンジュニツ(百練抄、山城名勝志)

ロクテウハ

六條派 時宗の一派、二世他阿彌陀佛の弟子聖成を派祖とす、京都六條歡喜光寺を本山とす、今は時宗に還歸して派名を存せず、マンジュニツ(クワンキカワウツ)參看(佛敎各宗綱要)

ロクテウハウグワン

六條判官 派爲義を云ふ、

ロクトウシユ

六頭首 幕宗にて六種の僧役の總稱なり、臨濟にては首座、書狀、藏主、知客、庫頭(知事)浴頭、曹洞にては首座、書記、知藏、知客、知浴、知殿を云ふ、是等は常に和尚の至中に近侍して各々分擔して用務を辨するなり(源林象器選)

ロクハラツツアキヤウ

六波羅越訴 鎌倉幕府の職名、京都六波羅にあつて、越訴奉行

ロクハ

の事を裁決する事を掌る、職掌越訴奉行と同じ、ツツアキヤウ參看、創置の年代詳かならず、同田康有記建治三年十二月十九日の條に、宇都宮貞綱が奉行たりしと見えたり(武家名目抄)

ロクハラケンテン

六波羅檢斷 鎌倉幕府の職名、六波羅侍所司の佐職にして、兩六波羅に在り、巡察警備、拷訊、決罰等の事を掌り、事ある時は、在京の兵士を率ゐて、決罰に従ひ軍陣に臨みては、軍奉行となりて、士卒の着到を注す、○庭訓往來に檢斷所司代と記したるを思へば、稱には所司代とも唱へしなるべし、これ元より檢斷と所司代との兩職にあらぬを、かく重れて記したるは、同書に、右筆の事を右筆奉行人と重り記したるは、同じ心なり(阿彌陀佛)承久以後之を置き、元弘三年に減ぶ(吾妻鏡、太平記、武家名目抄)

ロクハラサムラヒドコロ

六波羅侍所 鎌倉幕府の役所、京都六波羅に置く、非違を檢察し、不虞を警戒し、罪人を決罰する等の事を掌る、事鎌倉の侍所と同じ、庭訓往來に流刑所判をも沙汰すと見えたり(阿彌陀佛)庭訓往來に、管領、執事奉行人など見ゆ、管領は長官にして、鎌倉侍所の所司に當り、執事奉行人は、糾問の事を奉行するものにして、鎌倉侍所の寄人に當れり(阿彌陀佛)承久三年以後之を置き、元弘三年に減ぶ(吾妻鏡、太平記、武家名目抄)

ロクハラタンダイ

六波羅探題 鎌倉幕府の職名、京都及び畿内近關西諸國の政務を行はしめ、兼れて兵馬の事を掌る(又伊勢、志摩、尾張、三河、美濃、加賀等をも管領せし事、北條九代記に見ゆ)又内徑警衛を口實として竊に向來の變に備ふ、而して大事に於ては關東の節度を受く、二人あり、南

ロクハ

六波羅(今の方廣寺博物館附近なるべし)北六波羅(いま建仁寺の西、五條松原筋に北御所といへる字あり、其附近なるべし)に其政廳をおきたり、共に威福の重き事、鎌倉の執權に亞ぐ、北條氏一族の外他はを補せず、故に世人崇敬して其職名を稱せず、六波羅殿、又は北殿、南殿等と云へり(阿彌陀佛)探題の屬に六波羅評定衆、六波羅引付衆、六波羅奉行人、六波羅問注所、六波羅越訴奉行、六波羅檢斷、六波羅職候人等あり、各條并に「マンジュニツ」參看(阿彌陀佛)文治元年十一月北條時政、源頼朝の命を奉じて上洛し、公文所を置き、洛中及び近畿の政務を掌り、兼れて兵馬の事を管す、是れ六波羅の起る濫觴なり、後、源頼朝の第を六波羅に置き、京都守護の武士之に居たり、其後承久の乱起るに及び、北條泰時、北條時房等兵を率ゐて上洛し、泰時は北六波羅に、時房は南六波羅にに入りしが、事平ぐの後、北條氏は、後患を恐れ、内裏守護の名に托して、泰時時房をして兩六波羅に留めて政務を取らしむ、探題職に起る、貞永元年九月、貞永式目を六波羅に下し、尋で十一月、六波羅成敗法十六箇條を定む、仁治二年、是より先京都の重臣は皆檢非違使の所斷に従ひしが、爾來六波羅に附して論決せしむること、爲し、建長六年に至り、更に西國の堺相論の事は、幕府の所領を除くの外、一切六波羅の處決に委れ、關東にては其判決に與らざる事に定め、建治三年また、六波羅諸職員の分掌を定め、令條を頒布せり、元弘三年官軍京都を侵すや、五月南六波羅探題北條時益、北六波羅探題北條仲時戦死し、六波羅探題遂に減ぶ(吾妻鏡、太平記、武家名目抄、官制沿革時史、大日本地名辭書)

ロクハラノテイ

六波羅亭 鎌倉幕府の職名、京都五條より汁谷道の間にあり(阿彌陀佛)平正盛の第宅



ロクハ

にして、其孫清盛に至りて大に修業し世に著はる、長門本平家物語に「六波羅とての、じりし所は、故刑部卿忠盛の代に出し吉所なり、南は六はらが末、賀茂河一町を隔て、元は方一町なりしを、此相國の時造作あり、家數百七十餘字に及びり、是のみならず、この鞍馬路より始り、東の大道を隔て、辰巳角小松殿迄廿餘町に及遠造作したり、春陽の住所、まかに是を數れば五千二百餘字云々」と見たり、又泉殿ともいふ、平賴盛の家は池殿と號す、治承四年後白河法皇は泉殿に、高倉上皇は池殿に御座せし事山槐記に見えたり、源賴朝天下の權を握るに及びて京都に第宅を置かんとして、奏請してその地を請へり、建久元年に至り、池殿の地を賜ふ、是に於て賴朝新亭を築き、十一月上落してこれに宿す、建仁三年十月焼失し、後また之を造營す、承久後後、南北六波羅をここに置きて、京都及び關西の諸政を總べしむ、元弘三年に至りて滅亡す、太平記六波羅軍の條に「五條の橋爪より、七條河原迄、六波羅を圍と云々、仲時六波羅を落して關東に下るに、苦業滅道にかゝり落ちたり云々」と見ゆ(山城名勝志)

ロクハラノニフタウサキノダイジャウダイジン

六波羅入道前太政大臣 平清盛 (マヒラノキヨモリ)を見よ、

ロクハラヒキツケガシラ

六波羅引付頭 羅國鎌倉幕府の職名、引付衆の頭人なり、京都六波羅に居り諸奉行を指揮し、訴訟以下の公事を裁判す、職掌鎌倉の引付衆と同じ、六波羅評定衆兼職なり(羅國源朝)承久乱後新置し、元弘三年幕府と共に滅ぶ、「ヒキツケシユウ」(参看)六波羅奉行入なり、所謂引付衆なり、ロクハラヲヤカニンを見よ(武家名目抄)

ロクハ

ロクハラヒヤウチヤウシユウ 六波羅評定衆 羅國鎌倉幕府の職名、京都六波羅に居り、政務の庶に列し、六波羅探題と共に、萬事を裁決する重任なり、職掌大抵鎌倉の評定衆と同じ、宿老の輩を以てこれに補す、六波羅問注所執事、六波羅引付頭のごとき、職務に與れる諸職、みな此衆の攝する所なり(羅國源朝)承久乱後北條泰時、同時房六波羅兩探題となるに及び、幕府に准じて之をおく、後藤龜谷の兩氏概ね世襲せり、元弘三年幕府と共に滅ぶ、「ヒヤウチヤウシユウ」(参看)香妻鏡、尊卑分脈、武家名目抄)

ロクハラフギヤウニ

六波羅奉行 羅國鎌倉幕府の職名、京都六波羅に居り、六波羅評定衆を輔佐し、探題及び引付頭の旨を受け、公務を沙汰し、訴訟争論の事を裁断する事を掌る、後に評定衆に加はるべき族なり、按ずるに六波羅にて奉行人といひしは、大方、引付衆をいへるなれど鎌倉に准じておもへば、まだ其衆に加はらぬ寄人、又は問注所に祇候の輩も之ありしなるべし(羅國源朝)承久の乱後これを置き、元弘三年に滅ぶ(武家名目抄)

ロクハラミツ

六波羅密 波羅密は梵語、舊譯には度といひ、新譯には彼岸と云ふ、度は生死の海を渡る義にして、彼岸は涅槃の岸に到る義なれば、要するに同義なり、佛教の修行要目なり、法華經に「爲求善道者、應説六波羅密」と見ゆ、此波羅密に六種あり、一に檀那、譯して布施といふ、是に二種あり、一は財施、二は法施なり、財施は飲食衣服田宅等を施す、法施は善法を説いて、衆生を感化誘引するなり、法界次第に「若し内有三信心、外有三福田、有三財物、三事相和、心捨法、能破三障、是爲檀那」と見ゆ、二に尺羅、譯して持戒とも、止業とも

ロクハ

云ふ、善道を踐行して、放逸ならざることなり、三に菩提、譯して忍辱と云ふ、法界次第に「善言忍辱、内心能安、忍辱所辱境、故名忍辱」と見ゆ、四に毘梨耶、譯して精進と云ふ、法界次第に「善言精進、欲樂勤行、善法不ニ自放逸、謂之精進」と見ゆ、五に禪那、譯して定と云ふ、思惟とも云ふ、六に般若、譯して智慧といふ、法界次第に「善言智慧、照了一切諸法、皆不可得而能通達一切、無礙名爲智慧」と見ゆ(法界次第、翻譯名義集)

ロクハラモンチユウジヨ

六波羅問注所 羅國鎌倉幕府の役所、京都六波羅に置、畿内近國及び四國の訴訟を沙汰し、財貨紛失等の事を統攝す(羅國源朝)長官を執事といふ、また單に問注所とも稱す、凡そ訴訟の事は、引付衆の内より、それの奉行人を定めて、數多の訴を分配し、各預り沙汰せしむることなるが、問注所執事は、問注所の長官なり、總ての訴訟に與り、本所に詳候する諸奉行人を指揮す、寄人、本所に祇候する奉行人にして、訴訟を分掌す(羅國源朝)承久の亂後之を置き、元弘三年幕府と共に亡ぶ、「モンチユウジヨ」(参看)武家名目抄)

ロクフ

六府 左右兵衛府、左右近衛府、左右衛門府を云ふ、衛府(エフ)并に各條參看、

ロクワウツ

鹿王院 羅國山城國葛野郡鹿王村○山城、覺羅山(羅國)總濟宗、天龍寺に屬す、もと藤原宗十利の第五○本尊釋迦如来(羅國)康暦年中足利義満の創立に於て、初め寶幢菩薩を安置して大福田寶幢寺と號し、龍苑(普明開師)を請じて開山となす、本尊釋迦佛并に左右十八大弟子の像を安置す、表裏更に一院を境内に營み、開山の塔所となし鹿王院と號す、足利氏と共に衰頹し、戰國の大災に罹り、焼廢して寶幢寺の名は何時しか廢絶

ロサン

し、鹿王院のみ存じ、織田豊臣を経て、徳川氏に及び、漸く再興の寺運を開き寛文中、酒井忠知之を重修す、此時より天龍寺に屬すれども、十刹の格式を失はず(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

ロサン

魯西亜 亞細亞及び歐羅巴洲に跨がる一國、波斯未突、莫所未得、波斯未亞、俄羅斯、魯齊亞、羅羅絲、羅利、羅文、老槍、老羌、俄羅斯、俄羅斯、羅斯、羅斯、羅斯等に書す、江戸時代には「オロシヤ」と發音せり(羅國源朝)亞細亞魯西亜は、南亞細亞加東地方を除き、北方北極洋に、四方歐羅巴魯西亜

ロシヤ

及び英海に、南は波斯、土耳其斯坦及び支那帝國に、東は太平洋に接す、面積六百四十六萬二千四百方哩、北緯三十八度より七十八度に至り東經廿七度より四十七度に至り、歐羅巴魯西亜は、北緯五十度及び北緯七十度に達す、歐羅巴魯西亜は、北緯五十度及び北緯七十度に達す、歐羅巴魯西亜は、北緯五十度及び北緯七十度に達す、東經十八度より六十度四十五分に至る○亞細亞魯西亜は南亞細亞地方、西比利亞、中央亞細亞の三部に分ち、歐羅巴魯西亜は魯西亜本部、芬蘭大公國、波蘭王國及び高加索地方の四部に分ち、尙ほ本部を六に區別して各々數行行政区に區別せり、首府を「セントペテルスブルグ」といふ(羅國源朝)昔時魯西亜は蒙古種種族の下に屬せしが、西暦千七百七十七年アイマン大王といへる者出で魯西亜人を自由にせり、千六百年代の末にアイマン王出て蒙古人よりクイザンの地を奪ひ領土を擴む、千六百八十九年彼得大帝位に上りしより國勢頓に一變し、瑞典を伐ちてリボニヤ及び其他バルチック海邊の土地を取り、また隣國人を征服して國境を黒海に臨ましむるに至る、千七百六十二年カザリン第二世立つに及び、全くクラキヤを征服したりしが、當時また破關分割の事起り、千七百七十二年、千七百九十三年、及び千七百九十五年の三度に分割ありて破關國は全く歐洲の地圖上より消滅せり、千八百十五年和議の際、また芬蘭を得、高加索地方も同時に漸く之を蠶食せり、是より先千五百八十二年の頃より西方西比利亞より次第に東方を侵襲し、遂に悉く西比利亞を領し、尙ほ英海の東なる中央亞細亞の地方を包有し、遂に今日の形勢を爲すに至れり(羅國源朝)元文四年露船典

ロシヤ

州社鹿郡の沖井に眞理郡の沖、安房國長狭郡の沖に出没す、露國の船船にして、我國の海岸に現はるゝもの、これを以てははじめとなす、而して此前後の際より露國我が北海の地を窺ひ、諸島に南下して艦軍を試むるものあり、明和年中に及びては、漸く英人を遣責して爲すあらんとしつゝありしが、同八年(ニニヨアスキー)魯西士の歸化人は阿波薩摩等に漂着の體を襲ひ、密に日本の沿岸を測量して歸り、幕府安永八年露人また東亞細亞に來り、アツキンに於て松前藩の吏員と會して通商を求め、翌年再び渡來して返答を求めたれども、松前藩は之を拒絶したれば、露船は歸途ウルツプ島に冬籠し、九年歸國したり、然れども其北海經營の策は着々として歩を進め、英人にして露化するもの甚だ多かりき、既にして寛政四年、露國軍艦カザリン號、我源氏幸太夫、曉吉を護送して箱館に至り、國書を呈し、通商貿易を求めたり、幕府即ち日付石河忠房、村上義禮を遣はし、五年六月露使と應接せしめ、貿易に關する事は長崎に於て議するの制なれば、同地に赴くべしとて艦長ラツクスマンに信牌を與へて去らしめしが、文化元年に至り、露國使節レゾノフは仙臺の源氏津太夫等四人を伴ひ、軍艦に乗じて長崎に來り、先年箱館に於て與へられし信牌を出して國書を呈し、通商を求めたり、幕府はまた日付遠山景普を派して應接せしめ、通商の請を卻り、且其信牌を収めしめられたれば、レゾノフは快々として樂まず、歸途津太に至りて切に首肯する所あり、カムサツカに至りて其友カーストフに語るに樺太を略して、日本政府を威嚇するの策を以てしたれば、カーストフ之に賛し、軍艦に搭して、文化三年樺太の南なるアニヲ湖に上陸し、我衛所を襲つて、頭首を試みたり、露人が我北海を侵したることこれ



を以てはじめとす、尋テホーシトフは、一旦カムサツカに歸り、翌年二月再びエトロフを便して、ナイホの標、シヤナの會所を燒き、更に樺太利尻の二島を抄掠せり、是に於て幕府益々北海を懸にし、露船打拂の議を決したりしが、既にして同八年露船長ガロニンがヤナナに搭し南千島の沿岸を測量し、五月國後島に至り、上陸して、此地を守りたる松前奉行支配役佐瀬政長と會し、薪水を請はんとしたるに、政長は急に命を傳へてガロニン以下數名を捕縛せしめたり、副長リユールツ時に艦内にあり、變を聞きて大に驚き、之を救はんとして成らず、一旦歸國せるの後、文化九年七月再び國後島に來り、ガロニン等の消息を探らんとしたれども、明かにする能はずしがゆゑに、遂に日本船を要して事情を亂さんとし、八月國後の海上に高田屋嘉兵衛を捕へ、之をカムサツカに伴ひ、はじめてガロニン等が、なほ生存せるををしり、因て嘉兵衛と議する所あり、十年六月また國後島に至り、九月轉じて箱館灣に入り、ホーシトフの掠略は露國政府のしる處にあらず、ホーシトフ一人の暴舉に過ぎざるの旨を聲明し、イルクーツク府總督より松前奉行に贈りたる陳謝狀を出し、ガロニンの送還を求めたれば、幕府も之を諒し、ガロニンと嘉兵衛との交換を行ひ、兩國の萬事はじめて解く、(マカキヤカヘシ委着) 越えて嘉永元年七月露國水師提督アチヤチンは軍艦四艘を率ゐて長崎に來り、國書を呈し、千島及び樺太に於ける兩國國境を議定し、且つ通商を開かんことを求めたり、幕府即ち筒井政憲川路聖謨をして急に西下せしめ、十二月アチヤチンに會し、(一)千島エトロフを限りて日本所屬となす(二)樺太は北緯五十度を以て界とする我委員の説に、露使の

異議あるがゆゑに、實地調査の上再議すべし(三)通商の事は、之を朝廷に奏し諸侯に詢るの必要あり、然るにいま新將軍調立のはじめなれば、之を遂るには數年の歳月を要す、今日確答する能はず、然れども他日もし他國に許すことあらば、直ちに露國にも許すべしと議定したり、然るに安政元年日米及び日英の和親條約成りしを以て、同年アチヤチンは下田に渡來し、十二月また筒井川路の兩委員と會議し、和親條約を締結し(三年十一月同所に於て批准交換)且つ同條約に於て日露の境はエトロフ島とウルツツ島の間にし、エトロフ全島は日本に屬し、ウルツツ全島并にそれより北の方クルリ諸島は露國に屬し、樺太に至りては境界を分たす、舊によりて雜居することを定めたり、尋て四年四月アチヤチンまた長崎に來り、水野忠雄、荒尾成充、岩瀬忠實に會して九月追加條約を締結したりしが、五年再び江戸に來り、永井尚志、井上清直、堀利照、岩瀬忠實、津田半三郎と會し、七月十一日通商條約を締結せり(同六年七月批准交換、此時前年の追加條約を廢す)然るに文久二年に至り露國艦長ビロフは軍艦ゴサツニカに駕し、對馬尾崎浦に碇泊し、艦船修理を名とし占領の策を講じ且つ不法の行爲あり、蓋し露國は英國と東洋に於て其衝を争はんとする際なりしに、會々英國が同島を占領せんとするの風説を聞き、政略上之に先んじ占領せんとしたるなり、對馬の士民上下舉げて激昂し、藩主宗氏もまた風聲を忍ぶこと能はず、幕府の指令を俟ち、國を擧げて艦に向せんとす、幕府報を得て大に驚き、其四月小栗忠順等を急派し、ビロフと應接し、また對馬の人心を鎮服せんとしたりしが、忠順は意を得ずして歸りたれば、更に野山野矢實を遣はし、更に米公使を介して露國外務大

ロシヤ

ロシヤ

ロシヤ

臣に交渉し、且つ箱館奉行村垣範正に命じ、同地に駐在せる露國領事コシケグイチと談判を開かしたるに、コシケグイチは其行違なるべきを辯疏し、書をビロフに送れるを以て、野々山等の未だ達せざるの前、七月廿五日露艦遂に退帆せり、これより先安政元年下田條約の成るや、樺太は舊によりて雜居のとなし解決するに至らざりしが、六年七月黒龍江沿海總督ムラビヨフ批准交換の爲め來朝するに及び、再び分界のことを議したりしもまた協はざりき、其後文久二年には竹内保徳、松平康直、慶應三年には小出秀實等露都に便して、同じくこれを議したれども、并に要領を得ず、王政維新の後に外務卿副島種臣深く之に留意し、樺太買収の事を露國政府に交渉せるに當り、北海道開拓次官黒田清隆樺太を捨つることの得策なるを建議したるより、廟議俄に變じ、官を露國駐在の公使榎本武揚に傳へて、露國と議する處あり、遂に明治八年五月樺太全部を露國に與へ、ウルツツ島以東占守島に至る十八島を受くるを約し、所謂樺太千島交換條約は成れり(樺太分界のことは「カバフト」の條に述べたれば、此には略せり)明治廿四年露國皇太子ニコラス(現皇帝)來朝ありしに、暴漢ありて之を近江國大津に傷けし、兩國事を揉ふるに至らざりき、二十八年日清條約成るや、露國は佛國の二國を誘ひ、三國同盟して遼東中島を清國に還附を促したれば、我國も己むを得ずして之に従ひたり、此年五月改正條約を締結す、廿九年朝鮮に對する兩國の行動を妥協するが爲めに日露協商を結びたりしが、三十七年に至り、朝鮮問題に基因して、日露戰爭起る、翌年和成り、其結果樺太は北緯五十度以南を我國に讓與することとなり(柯太極覽、休明光記、北海道志、北海道志稿、懷舊記事、

開國紀原、日本國因實記、懷往事談、尋末外交談、條約彙纂、尋末史)

**ロダイ** 露臺 關東露臺殿の北南と、仁壽殿の南廣廟との間に在る板敷の名、露代とも書き、單に臺とも云ふ、又仁壽殿の北南と、永春殿南廟との間に在り、關西南北は露臺仁壽の兩殿にて、東面四間、南第一間は即露臺殿の北南子にて階あり、條石を以て其壇を圍む、第二、第三、第四間に欄干あり(第四間は即仁壽殿の南南子の東面なり)西面は未詳なれど、東面の如し、中央及び東西に渡殿あり(大内裏圖考証、平安通志)

**ロツカケウチ** 六角氏 姓は藤原、壬生基起の末男基維を祖とす、關西の總子として堂上に列し、右近衛少將從五位上となる、元祿八年三月卒す、基維の時波多と號す、其男益通元祿十三年二月六角と改む、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(諸家知識撰記、系圖、華族譜)

○基維 益通 孝通 知通 光通 和通

**ロツカセ** 六歌仙 柿本人丸、山部赤人、僧正道昭、在原業平、文屋康秀、真擲法師、小野小町、大伴黑主の六歌人をいふ(和漢名數)六歌仙の稱いつ頃より始まりしか詳かならざれども、古今集の序に此六人の歌を批評したるより、これを併稱して歌仙とするに至りしものなるべし、また新六歌仙あり、藤原良經、藤原和尙、藤原俊成、同定家、同家隆、西行法師をいふ、後水尾天皇の勅撰なるよし、香果備忘録に見えたり、各條參看

**ロツキン** 六禁 散書(アライミ)を見よ、

**ロバン** 露盤 塔(マフ)の名所を見よ、

ロダイ—ロバン

ロシヤ—ワ

ワウ

**ロシヤ** 論所 江戸時代、村々にて境界を争ひ、其所屬の確定せざる土地をいふ、徳川百箇條に「論所之事、國境郡境にても雙方立會繪圖と御國繪圖と大相違無之に於ては不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>、檢査<sub>レ</sub>、許可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候入組不<sub>レ</sub>申義に據りて檢査差違問敷事とあり、

**ロニン** 論人 鎌倉室町の兩時代訴訟の被告人をいふ、(ツシヨウ、參看、沙汰未續書)

**わ** 倭 支那にて我國を嗚へたる稱呼、もとは委に作りてキと稱したり、後世吳音にてワと稱すること、なれり、後我邦にて改めて和の字を用ふ、前漢地理志に「東夷天性柔順、異<sub>レ</sub>於三方之外、故孔子悼道不行、設<sub>レ</sub>浮於海、欲<sub>レ</sub>居<sub>レ</sub>九夷、有<sub>レ</sub>以也矣、樂浪海中有<sub>レ</sub>倭人、分爲百餘國、以<sub>レ</sub>歲時來獻見」とあるを初見とす(山海經に南倭北徭、論所、周時天下太平、倭人貢<sub>レ</sub>鬯草とあれど、魯書として學者之をとらず)、これより後漢書、魏志、隋書等皆倭と記したり、倭と稱せし原因に就ては、弘仁式序に「日本古者謂<sub>レ</sub>之倭國、但倭表不<sub>レ</sub>詳、或云取<sub>レ</sub>我之音、漢人所<sub>レ</sub>名之字也、釋日本記に「同謂<sub>レ</sub>我國爲倭國、其義如何、答師說此國之人、普到<sub>レ</sub>彼國、唐人問云、汝國之名稱如何、自指<sub>レ</sub>東方答曰、和奴國耶云々、和奴猶言<sub>レ</sub>我也、自<sub>レ</sub>其後、謂<sub>レ</sub>之和奴國」と云へり、これより神皇正統記、日本書紀纂疏等皆此說に従へり、然れども此說信<sub>レ</sub>難きこと取我假言、國號考等に辨あり、松下見林の異稱日本傳に「見林以、漢朝人言語不通、

不<sub>レ</sub>曉<sub>レ</sub>我朝人<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>吾國耶之意、不能<sub>レ</sub>再問、說稱<sub>レ</sub>倭也、日本仲哀天皇崩、神功皇后攝政而征<sub>レ</sub>之朝漢書人能知<sub>レ</sub>之、故曰<sub>レ</sub>女爲<sub>レ</sub>主、蓋倭字從<sub>レ</sub>女從<sub>レ</sub>人、仍以<sub>レ</sub>女爲<sub>レ</sub>主之義而以<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>之禾爲<sub>レ</sub>音也、以<sub>レ</sub>一時事<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>國號、者非是と云へり、國號考に「倭國を唐書にてはオノコにて脱取島と云ふ事なり、國號考に「漢書に東夷天性柔順と書き出して有<sub>レ</sub>倭人と連れいへるを思へば、班固(漢書の著者)が意は、柔順なる故に倭人と云ふと心得たるが如く聞ゆめり、然れどもれも字につきてのおしはかりなるべし」と云ひ、星野博士日本國號考に「倭委二字通音にて、説文に倭順觀、從<sub>レ</sub>人委聲、毛詩に周道倭遠陸德明の釋文に倭本作<sub>レ</sub>委、於危反とありて、兩字の相通既に明瞭あり、去共順觀は順也と云ふと同じからず、乃ち周道倭遠、又は委蛇委蛇退食自公の類、皆二字を合して語を成して從順なる状態を形容することにて倭の字に從順の義あるにあらず」と云へり、吉田東伍氏は尙書、周書杜氏通典、日本國號考によりて考證し、漢人が海東の民人を汎稱せしものとせり、天平勝寶四年大倭の字を改めて、大和と定めしより、倭も和と改まりて、續紀高麗集始め倭と書くもの稱れとなれり、然れども俗には倭和兩字を通用して並び行はれたり、而して外國に對しては、日本とのみ書して倭と書くことなかりき(異稱日本傳、國號考、日本國號考、日韓古史斷、大日本地名辭書)

**ワウ** 王 二世以下なる皇胤の男女をいひ、男子を王、女を女王と稱す(皇朝通志)上古は、皇親の男子は、凡て其尊某命、又は某皇子と稱し、女子は某姬某姫、又は某皇女と稱し、いまだ王、女王の稱なし、蓋し、諸王の稱は、天武天皇二年の紀に、諸王正四位聖德王、又其十二年の紀に、諸王五位伊勢



王とあるを初見とし、女王の稱は、文武天皇三年の紀に、坂合部女王とあるを初見とす、令制によれば、五世王は、もと皇親の限にあらざりしを、慶雲三年に至り、親ら絶つに忍びずとて、特に皇親の列に入る、こととなり、然るに延暦十七年に至り、奸濫の徒宗室を汚す懼れありとて、再び古制に復して、皇親の以外と定め、其名籍計帳等諸王に關する一切の事は、總て正親司にて管理したり、諸王の待遇は、親王に比して大に差降ありと雖も、また諸臣と同じからず、其辭訟ある時は、特に座席を賜ひ、皇親以外といへども、永世不課戸として、特に課役を免除する如き、優遇他に異なるものあり、位階はもと文武天皇の時は、親王と等しかりしを、令制にて諸臣と同一となり、一位より五位に至り、隆子は初め五位下、若くは正六位上に叙せらるゝを例とす、官は大正、納言、神祇伯、或は大頭等に任ぜらるゝ、是れ諸臣の下に立たしめずして、多くは長官に任ぜらるゝ、例なり、其位記官職あるものは、位田食封を賜ひ、一般の王、女王には、共に春秋二季に、時服料及び季藤を賜ふ、後諸王漸く蕃衍するに及びては、時服を賜ふべき諸王の數を限定し、其死闘を待て、順次に之を補ふことに定められたり、中世以後、皇親漸く繁榮し、費用多端なるを以て、姓を賜うて臣籍に列すること起る、聖武天皇天平八年に、敏達天皇の玄孫葛城王に橘宿禰を賜ひしより以來、諸王賜姓のことに漸く多く、後には王號を稱する者大に減じ、獨り神祇伯を以て世職とせる白河家のみは永く王號を繼續せり、淳仁天皇以後、親王宣下のこと起るに及び、皇子皇女等、當然親王たるべきものにして、宣下なきが爲め、親王たるを得ざるあり、後白河天皇の皇子以仁王、後西院天皇の皇女貞宮の如き、及び

ワウバ

ワウテ

ワウゼ

ワウダ

後世比丘尼師所と稱するもの、如きは、共に親王宣下を得ずして、諸王たる者なり、而して孫王と雖も、宣下を蒙れば諸王たることを得るに至り、王の制度一變ず、女王婚嫁の例に至りては、攝關、將軍、諸侯、門跡等、極めて多く、攝關にては、有栖川宮職仁親王の女孝宮の近衛經熙に嫁したる、將軍にては伏見宮貞清親王の女順子が、德川家綱に嫁したる、諸侯にては同親王の女安宮が、德川光貞に嫁し、有栖川宮職仁親王の女富宮が、德川齊昭に嫁したる、門跡にては、有栖川宮幸仁親王の女淑宮が、東本願寺光性に嫁し、閑院宮直仁親王の女始宮が、西本願寺光啓に嫁したる如きはなり、又諸王にして大罪あれば、先づ王名を除く、鹽燒王の獄に下されたる、長野女王の配流せられたる時の如きはなり、但し多くは、姓を賜ひて庶人となし、然る後處罰せらるゝこととを例とす、明治に至り、天皇より六世以下の男子を王、女子を女王とし、天皇支系より入りて皇統を承けたる時は、皇兄弟姉妹の女王たる者に、特に親王内親王の號を宣賜す、婚嫁は、皇族又は勳旨により特に認許せられたる華族に限り、又養子を爲すことを得ずと規定せり、猶ほ皇親の條を參考すべし(古事類苑帝王部、皇室典範)

許にして節あり、首の周圍二寸五分、尾の周圍二寸五分、其厚一分三厘許、尾の端を距ること九寸許に當りて吹口あり、吹口を距ること三寸五分許、尾の端を距ること一寸二分許、其中間に七個の格闘孔あり、毎孔の間二分強、其尾にある者尤も小にして、次第に稍々大なり、名所は笛の條に擧げられたれば參看すべし(國語彙編黃帝の時作り始めしとも、漢代の時作り始めしともいふ、詳かならず、而して我國へ傳來したること何時代なりや明かならざれども、推古天皇の御宇、伎樂漢來せしが、伎樂に笛あるを見れば、既に當時傳はりたるもの、如し、大同四年二月、雅樂寮の雅樂師を定めし時、横笛師二人あり、然れど尾振濱主、承和遺唐の後之を擴めしが故に、濱主を此器の祖と爲せり、其弟子淨藏貴所、其弟子石城正枝、其弟子左近將監戸部好多、其弟子手延近、其弟子戸部正近と相繼ぎ、遂に戸部流を起す、正近が弟子大神是季、其輩に柏行高あり、柏氏の輩はに始まる、是季が弟子、基政、即ち大神姓を稱し、大神流を始む、是季の弟子清原貞良、清原流を起す、笛(フエ)參看(和名抄、樂家錄、音樂略解、樂道類集)

ワウゼウケン 王昭君 漢漢樂にて性調六曲中の一、古樂にて中曲也(國語彙編漢元帝の時、宮人王嬙、字は昭君といへる人あり、王命に依て行て匈奴に嫁す、時人其遠嫁を憐みて此歌を作る、舞は無し、此曲我國に傳來してより久しく絶え居りしが、醍醐天皇の時、式部卿貞實親王尺八の譜より横笛にうつして之を吹きしより、又、これあるを見るに至れり(龍鳴抄、禮樂志)

ワウダイハチンラク 皇帝破陳樂 唐樂也(國語彙編二十五曲中の一、又武德太平樂、安樂太平樂と稱す、常に皇帝と稱す、新

樂にて大曲なり○遊擊一帖拍子なし、序一帖拍子三十、破六帖、每帖拍子十六、舞者六人、答舞新島蘇(國語彙編唐玄宗皇帝國を平けて即位の時、作らしめし所のものなり、我國文武天皇の時、遣唐使粟田真人道賢、これ我國に傳へ、仁明天皇の時、藤原諸葛更に之を考定すと云へり、近世に至りて舞は絶えたり(禮樂志、歌舞音樂畧史)

ワウバクシユウ 黃檗宗 禪宗の一派、黃檗山萬福寺を本山とするが故に名づく○本宗は固より臨濟宗なりしも、明代に至り日用行事の法式、梵行、誦誦、梵唄等、唐宋の風を一變して、盡く明式明音を以てす、即ち開祖の黃檗清規、并に釋林課誦ありてより、今に至るまで凡そ二百年、舊章に率由して其規矩を改めず、これ本邦從前所傳の釋林と、其法式を異にする所以なり、而して其單傳直指の宗旨に至りては、古今臨濟宗と差異なし(國語彙編釋元隆琦(リユウキ)參看)を開祖とす、隆元は明人にして、法を臨濟下三十一世の孫徑山費隱に嗣ぎて、承應三年(清順治十一年)始めて我國に歸化し、盛んに禪道を唱ふ、萬治二年德川家綱山城守治に黃檗山萬福寺を創立し、師を推して開山始祖となす、此時に當り釋林大に衰微して、宗風振はざりしが、一度黃檗宗の開立ありしより、延いて臨濟曹洞の回勢を促すに至れり、隆元に法を承くるもの内外二十三人、皆一代の龍象たり、就中其法脈を本邦に傳ふるものを慧門、木庵、即非、慧林、痴滿、大眉、南溪、痴吼(以上支那人)龍溪、痴照、痴木の十一人とす、當時殊に木庵即非の兩師を稱して天下の二甘露門といへり、而して木庵は黃檗第二世の席を重して、盛んに宗風を開き、大に規矩を正せり、諸方の叢林取て標準と爲す、寛文五年隆元天皇勅して紫衣を賜ふ、黃檗山、これ

りして益々振ふ、時に青木崑山といふ者深く木庵に歸依し、江戸白金に紫雲山瑞聖寺を興し、法化を請へるが故に、木庵は江戸に下向せり、爾後黃檗山の禪風、關東に宣揚す、門下に鐵牛、慧梅、潮音あり、三傑と稱せらる、鐵牛は之より先き寛文九年に上野國館林に廣濟寺を開く、これ瑞聖寺開創の前年にして、關東に於ける黃檗禪の始めなり、而して黃檗山は木庵の後慧林僅に一年にして寂し、獨逸其後を繼ぎたりしが、當時木庵門下の諸徒皆關東に在りしがゆゑ、山風漸く衰頹したる而已ならず、獨逸世事を厭離し、唯念佛を事としたりしも、高泉法席を繼ぐに及び、隆元禪師の業また稍々興る、後世稱して宗門の中興と爲す、十四代龍統に至り、始めて邦人にして法席を繼ぎしが、二十一代大成に至るまでは、なほ日清兩國法孫の混住なりしと雖も、二十二代格宗以後は全く本邦の法孫のみ住持せり、明治九年宗名を立て、黃檗宗と稱す、流派なく、本山も萬福寺のみなり、マンブクジ、センシユウを參看佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

ワウバン 塊飯(椀飯) 饗應の爲めに催はたる食膳をいふ、また饗應の意にも用ふ、塊は食器、これに飯を盛るなり、故に名づく、なほ孟酒といふがごとし、後世塊飯と書するは誤なり(國語彙編) 權記長保三年八月十一日の條に、「今日供真采(中尊)殿上女房塊飯一器(明順朝臣)五年十一月十日の條に、「權中納言殿上出塊飯(また同日十日の條に、「余出塊飯、頭中將所課也」とあるを初見とす、而して此種の塊飯は、いづれも公卿等が、事ありて殿上に集會せる時、一人または數人に課し、衆人に饗應せしめたるものなりき、而して其饗を設くるは殿上のみならず、裏所、瀧口、武者所其他に

於てせる事あり、なほ源平盛衰記衣笠合戰事の條に「敵營するならば暇あるまじ、先靜なる時、よく兵糧つかうべしとて、酒肴塊飯昇居て是を勧む」とあり、勘仲記弘安九年三月二十七日の條に、「次退出(宿所出雲權守泰光館、寺家點定之、寺家送塊飯、上下補帆)とあれば、必ずしも儀式的のものにあらずりしを知るべし、鎌倉幕府にては、歲暮、または慶賀、遊覽等のことある時は、多く塊飯あり、特に歲首の塊飯は恒例となり、正月一日より數日に亘り、千葉三浦小山宇都宮等の宿將之を催設けて、將軍を營中に饗應せり、從つて其儀も華美となり、太刀鞍馬等の引出物を加ふ、室町幕府に至りても、足利尊氏の時より、鎌倉幕府に倣ひて、每歲首に行ひしが、足利義滿の時、更に其規式を制定し、正月一日は管領、二日は士族氏、三日は佐々木、京極、六角の三氏(隔年に交代す)七日は赤松氏、十五日は山名氏之を勸仕して、將軍を饗し、又右筆を以て塊飯奉行と爲して其事を司らしめしを以て、至重の儀式となりたりき、なほ鎌倉の管領も、幕府に倣ひ、家臣をして之を獻せしめしが、應仁亂後漸く衰へて、相共に廢絶せり、また此時代には、幕府管領家の外、諸大名も、儀式としてこれを行ひしものあり、大内氏のごときこれなり、江戸時代のはじめには、まれに塊飯の稱を以て人を饗したること、摩塚談に「我等二十歲比迄は、板橋某邊の百姓、相應に饗すは、毎年正月塊飯といふて、親族并に近邊の者を招請し饗應せし也、右の由舎にて近邊は一統に無之よし聞及ぶ、當時我等しれる所にては、兩町奉行所にて、正月四五日比に、組與力同心に塊飯と號し饗應あり、外には一切聞及はず」と見え、昔々物語に「昔は大身小身衆は申に及ばず、下々輕き者一人も召仕程の者は、町人



ワウロ

までも、正月境儀振舞とて、親類縁者子供迄、不<sub>レ</sub>洩呼集め、それ<sub>レ</sub>に酒食、分限相應に結集して、日出度と、ことぶき歌ひの<sub>レ</sub>じりて酒盛し快く遊ぶとあるにて知るべしと雖、其稱早く絶えたり、また京都地方にて節振舞といひ、元日より晦日まで、親戚朋友互に酒食を催して舞應することありしが、所謂境儀振舞の遺風なるべし(西宮記、江家次第、類聚雜要抄、厨事類苑、權記、香妻鏡、源平盛衰記、年中恒例記、年中定例記、大内家盛衰、摩羅談、昔々物語、併諸書事記、貞丈雜記、古事類苑禮式部)

女王

王に縁を給ふ儀式を云ふ、女王と云ふは、女王と云ふは、女を讀まざるを故實とする由、公事根源に見えたり(西宮記、江家次第、承明門内西塞に著す、本司の官人女王を率ゐて下下に候す、輕二字、安福殿の前に立てたり、次に官人ども前庭の座に着き、一同其座に着せし後、官人薄を取りて、一々其名を唱ふ、女王と云ふと答へて進み出で、縁を受け退出す、其縁法人別に緇二匹、緇六屯なり、而して其人負は、江次第に「賜<sub>レ</sub>時服、王定<sub>レ</sub>四百十九人、待<sub>レ</sub>其死國、依<sub>レ</sub>次第之、但改<sub>レ</sub>姓爲<sub>レ</sub>臣之、不<sub>レ</sub>補其國、隨<sub>レ</sub>減<sub>レ</sub>定額數、凡<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>女王、定<sub>レ</sub>二百六十二人、其隨<sub>レ</sub>調補<sub>レ</sub>代<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>姓不<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>國事並同上云々」と見えたり(江次第、西宮記、公事根源)

ワカウ

寇略せるを、彼國にて唱へたる稱呼、倭は支那朝鮮にて古來より我國を呼びし稱にて、倭寇は即ち我國人倭寇の義なり(倭寇に關しては、我國に史料なきを以て、其の始めを詳にする能はず、高麗史には「忠定王二年二月倭寇<sub>レ</sub>固城、竹林、巨濟、合浦千戶崔輝郡領瑠瑯等賊破之、斬<sub>レ</sub>三百餘級、倭寇之侵始

ワカウ

此とし、(忠定王二年は我親應元年なり、東國通鑑亦此の事を記して、倭寇の始めとしたり、帝國海軍史論には高麗史に「宣宗十年秋七月癸未、西海道觀察使、安西都護府轄下延平島、巡檢軍捕<sub>レ</sub>海船一艘、所載宋人十二、倭人十九、有<sub>レ</sub>弓箭刀劍甲裝、并水銀真珠硫磺法燭等物、必是兩國海賊、共欲<sub>レ</sub>侵<sub>レ</sub>邊疆者也云々」とあるを以て、直に對馬の民、高麗の延平島を侵すとして、我邊民の外國を侵掠せる始めとしせり(宣宗十年は我が寛治七年なり)單に此記事のみにては、倭略せし事見えざれども、玉葉には宋商と我商人と連合して宋の地に猖獗したること見え、吾妻鏡には元暦元年對馬守親光高麗に渡り、虎を捕へし功によりて、三ヶ國を賜はり、文治元年歸國するに當りて、貢船三艘を遣りし事見え、また著聞集、吾妻鏡によれば源賴朝が、高麗征伐ありし事見えたり、當時邊土の民、勇武悍悍の士多かりしを以て、延平島の記事は、先づ倭寇の先驅とも見るべきか、而して正確なる書に見えたる倭寇は、蓋し建久二年とす、玉葉建久二年(南宋紹熙二年、高麗明宗二十一年二月十五日)の條に「右大臣親雅持<sub>レ</sub>來<sub>レ</sub>太宰府解<sub>レ</sub>宋人楊榮陳七太等、於<sub>レ</sub>宋朝<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>復籍<sub>レ</sub>事也、留<sub>レ</sub>府解<sub>レ</sub>了<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>職事也、十九日宗親朝臣來<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>云、太宰府解<sub>レ</sub>宋人之處、可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>沙汰云々、余仰<sub>レ</sub>云先<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>問<sub>レ</sub>例於<sub>レ</sub>官<sub>レ</sub>者、此事宋朝商人楊榮陳七太等、於<sub>レ</sub>彼朝<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>復籍<sub>レ</sub>宋朝下<sub>レ</sub>宣<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>、自<sub>レ</sub>今以後和朝來<sub>レ</sub>客<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>傳<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>云々、此事大一事也、乃<sub>レ</sub>件楊榮等可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>處<sub>レ</sub>重科<sub>レ</sub>建<sub>レ</sub>宋朝之聞<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>、宰府遣<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>也、此事已<sub>レ</sub>大事也、早可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>誠<sub>レ</sub>彼<sub>レ</sub>兩朝<sub>レ</sub>也、而<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>楊榮<sub>レ</sub>者、於<sub>レ</sub>我朝<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>者也、乃<sub>レ</sub>科<sub>レ</sub>斷<sub>レ</sub>無疑<sub>レ</sub>、於<sub>レ</sub>陳七太<sub>レ</sub>者、於<sub>レ</sub>宋朝<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>者也、先例如此<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>者、自由<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>科<sub>レ</sub>斷<sub>レ</sub>云々」と見えたり、此の後伏誦を行ひしも其の結末詳ならず、從う

ワカウ

て宋朝にて復籍せし事情も明らかならずと雖ども、我國の商人と宋商と連合して、猖獗せし有様は、明時代倭寇の盛時に當りて、我が商人と支那奸商と連合して、支那沿岸を寇掠せしと、全く同一方法にして、倭寇の尤古きものと見るも、強ち不當にあらざるべし、許國公奏議によるに、南宋末嘉定年中、屢々日本船の支那沿岸を侵略せし事見え、高麗史高宗十年(我貞應二年)の條に「五月甲子倭寇<sub>レ</sub>金州」と見え、元史成<sub>レ</sub>定海<sub>レ</sub>、以防<sub>レ</sub>盜<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>倭寇<sub>レ</sub>とあれば、王朝時代の末より鎌倉時代の始にかけて、既に我民族が海外を侵略せしことを知るべし、高麗史東國通鑑が忠定王二年を以て起原とせば、倭寇が特に烈しくなりしを記せるものならん、支那方面に於ては、元史至<sub>レ</sub>正<sub>レ</sub>二十三年(我正平十八年)の條に「八月丁酉朔、倭人寇<sub>レ</sub>蓬州、宋將劉運擊<sub>レ</sub>敗<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>十八年以來、倭人寇<sub>レ</sub>海州、至<sub>レ</sub>是海隅遂安」とあるを以て、殆ど朝鮮と前後して、倭寇の盛に侵略せしを以て知るべし、倭寇の原因に關しては種々なる説ありと雖ども、要するに最初貿易を目的とし、もし意に滿たざる、とあらば、武力に訴へて暴掠し、意に協へる時は、貿易を試みて歸りたりしが、後には掠奪侵略を目的とするに至りしものなるべし(朝鮮への倭寇要貞元年(高麗の高宗十年)五月、邦人金州に寇せり)以後、屢々侵略を試みたるを以て、高宗は使を送りて之を禁せんことを請ひしとありしが、其勢力は益々熾んじて、忠定王以後は、殊に甚だしかりき、即ち正平五年(忠定王二年)には固城、竹林、巨濟等を、四年には順天府、合浦、固城、會原等を侵したりしが、朝鮮は大に之に苦しめ、正平七年(北朝文和元年、高麗恭愍王元年)之を禁せしことを

ワカウ

我國に請ひたれども、當時の將軍足利義詮は、南北兩立し、紛亂已まざるの故を以て辭し、尋で辛禰王のはじめの時、重れて之を請ひたれども、將軍足利義滿また之を却く、時に藤原經光といへる者順天にありしが、全羅道元帥金先致、之を誘殺せんとして成らず、是に於て其徒激怒し、入寇すること、婦女嬰孩を屠殺し、頗る慘を極む、而して其僥倖せる地方は、大抵西南境なりしが、後ら轉じて江陵、洪州、淮陽より、咸州、洪原、北青を屠り、高麗の喪亡する、其力興りて多きに居る、高麗亡び、朝鮮之に代るに及び、國王季成は、元中九年(北朝明徳三年、朝鮮大禰元年)使を送りて倭寇を禁せんことを求めたれば、義滿は鎮西の諸將に命じて、浮屠を遣さしめ、また侵略を禁するの令を布き、應永五年、同十六年また請ひて此事ありしも、必竟空文に過ぎずして、邦人の朝鮮を侵すもの益々甚しかりき、就中永正三年(朝鮮燕山君十二年)には、對馬の民數百人、釜山、養浦を侵し、熊川城を陥れ、弘治元年(朝鮮明宗十年)には、邦人七十餘艘を以て全羅道に入り、連梁を犯し、眞興、唐津の諸邑を陥れ、殺掠甚しかりき、豐臣秀吉の時及び、や、天皇統一せるを以て、倭寇の徒の勢力昔日のごとくならず、尋で漸く衰へたり(支那への倭寇)宋の時、我邊海の商人がきたる玉海建久二年の文によりて明らかなり、建久二年は南宋の光宗紹熙二年に當る、又許國公奏議にも、嘉定年中屢々支那沿岸を侵せし、と見えたり、元代には、元史によれば成宗大徳八年千戶所を置き、定海を成り寇を防がしめしことあり、蓋し元の世祖が我國を征せんとせしも、弘安文永の兩役共に成功せざりしより、弘安後未だ十年ならざるに、彼

ワカウ

國に赴きて通商貿易を試み、意に滿たざる、ことあらば、掠奪を行ふものあり、即ち徳治二年(元の大徳十一年)冬我西邊の民、元に航して慶元路に至り、吏民と争闘し、遂に其城を燒く、爾來鎌倉時代末より南北朝時代に傳じて、四國九州沿海の商人等は、元の衰微に乗じ、益々侵略を恣にせり、明の代に至りても、倭寇の徒の勢力は愈々強大となり、明の兵よく之を防ぐこと能はず、正平二十四年(明の洪武三年)使を日本に遣はして、征西將軍懷良親王に書を致して之が鎮壓を請ひたれども、親王は九州鎮定に忙しかりし而已ならず、其の書辭の不遜なるを以て卻けて用ひざりき、されば當時天下紛亂の時勢に乗じ、我士民は明の沿岸諸地方に入りて貿易を營み、志を得ざれば忽ち劫掠を繼にせり、故に建徳元年(北朝順安三年、明の洪武三年)には山東を寇し、轉じて固新を掠む、明大に畏れ、建徳元年再び使を太宰府に遣はし禁遏を請へり、親王仍て之を納れ、其使を禮遇し、倭寇鎮撫の策を講じたりしが、使者歸らざるに先だち、邦人また温州を掠め、海鹽、煎浦、福建の濱海諸郡を犯し、更に山東登萊等に寇したり、故に明は懷良親王に頼るも功なきを見て、同月僧祖闡、克勤を遣はし博多より京都に入り、書を足利義滿に致して禁寇の事を請ひたり、然れども當時猖獗を極めたる倭寇は、一朝にして過むる能はず、益々濱海に出没して寇掠を逞くせり、弘和三年(北朝永徳三年、明の洪武十六年)六月には、浙江の金華、平陽を犯し、明年正月には浙東諸郡に、元中四年(北朝嘉慶元年、明の洪武二十年)七月には、蕪州境上に至りて居民を殺掠し、爾來山東寧海に寇し、廣東海濱を犯し、穿山浦より上陸し、軍士男女七十餘人を殺虐して財貨を掠め、其の他雷州、浙江小尖亭、遠東、

ワカウ

金州、白沙海口、浙東海濱、樂樂川等に寇し、其地の守將等皆殺されたり、然るに當時義滿は、大に財海を海外に求め、貿易を奨励せんとするの意ありしかば、先づ明の歡心を買はんとし、應永三年(洪武廿九年)彼の大使とせる倭寇の鎮壓を計り、邊民の彼に航せしものを捕へて彼に送り、次で八年(建文三年)僧祖阿、商賈肥富を彼に遣はし、辭を專うして倭交を求めしを以て、明主大に喜びしが、會々同九年倭寇對馬の邊民等浙江、定海衛、穿山所等に寇し、沿岸を掠めしを以て、成祖、義滿に諭す處あり、義滿即ち其徒を追捕し、巨魁二十人を明に送る、然れども倭寇の勢は之が爲めに衰へず、應永十五年(永樂六年)山東、寧海衛を襲うて、曳山衛を寇し、其他諸寨を陥る、明年また廣東を、八年福建を犯し、十八年(永樂九年)には廣東昌化を陥れ、十九年には蓬州に寇し二十三年には崇明縣治城を陥れ、官民三百餘人を捕獲せり、明廷之に苦しみて、防禦の策を講じたれども、功なきを以て、屢々足利義滿に諭す所ありしも、常に要領を得ず、然るに永享の末年以後(明の正統以後)文龜年中(弘治年中)に至る迄數十年間は、や、鎮靜に屬し、僅に四五回の倭寇ありしに過ぎざりしが、漸もなくして幕府并諸大名等の遣明使節等にして、暴動猖獗を極むるものあり、即ち大水七年(嘉靖六年)六月大内義興の使者宗設、寧波に至りしに、數日の後、細川高國の使者瑞佐、宋素輪等亦至る、從來の例によれば、到着順に閩貨運席ありしが、宋素輪市舶太監に請ひし爲め、宗設に先じて閩貨運席に臨みたり、是に於て宗設大に怒りて瑞佐を攻めて其船を焚き、太監を殺し、瑞紹興城之を奪ひ、日本の名を以て倉庫を封じ、其の徒を率ゐて寧波に還り、過ぐる所掠奪を恣にし、指揮劉錦と戰



ワカウ

て之を殺したり、天文九年(嘉靖十九年)に及び...

ワカカ

略を行ひたるが如し、崇禎帝に西南は印度の諸國...

ワカカ

「足利時代における明への和寇、皇朝講究所編撰...

ワカカヘテ

若蝦手 襲の色目の名、表海...

ワカカウダンシヨ

和學講談所

和學講談所 和學講談所を講讀し及び之を調査編纂する處なり...

Table with columns for '日本紀', '和名抄', '拾芥', '元祿', '天明', '治平', '新編' and rows for '大', '遠', '三', '方', '同', '同', '同', '同', '同', '同'.

ワカサヒコノジンシヤ

若狭彦神社 國若狭國遠敷郡遠敷村遠敷の本國の一宮、現今...

ワカサンジン

和歌三神 (一)住吉社、天津島社(後奈良院宸記、宣風記)(二)住吉社、...

ワカケ

ワカサ

て其六町地をトして建築し、四月に至りて成...

ワカサ

凡拾貳里、南北凡四里、北陸道に屬す...

ワカサ



ワカシ

玉津島社、柿本人丸(和歌三神考、和漢三才圖會)(三)天満宮、山部赤人、柿本人丸(類聚名物考)(四)住吉の表筒男神、中筒男神、底筒男神(住吉神社)等の説あり。

ワカシユウタウ 若衆道 江戸時代、男色のことをいふ、單に衆道とも稱す、ナンシヨク、カクマシ參看。

ワカドコロ

和歌所 和歌を撰修し、またば撰集することを掌る、長官を別當とし、其の事務を地裁す、次を開閣と云ふ、また年預とも云ふ、其の事務を整理す、次を寄人と云ふ、和歌を撰集す、共に撰集の歌人を以てこれに補したり、思原、藤原元輔、紀時文、大中臣能宣、源順、坂上茂樹等して撰ばしめ、藤原伊予を以て和歌所別當に任じたり、是れ和歌所の名の見えし始めなり、而して以上は共に臨時のものにして、常置のものにあらず、後鳥羽天皇尤も和歌を好まされ給ひ、新道を奨励し、歌人を優遇し給ひ、事にふれ、折にふれて歌合和歌會を廣々行はれ、百首歌合千五百番歌合等ありしを以て、藤原實経、源通親等の大臣を始め、女房等に至るまで、和歌に傑出せるもの一時に輩出するに至る、御門天皇建仁元年七月に至りて、和歌所を置かる、和歌所は二條殿弘御所の北面にして、藤原基通、同良經、源通親、同通具、僧基通、藤原俊成、同有常、同定家、同家隆、同雅經、源具親、沙彌寂蓮、藤原清範、同隆信、鴨長明、藤原秀吉を寄人とし、源家長を開閣と爲す。

ワカド

す、尋で八月に初度御影歌合を行はせられ、後ら屢々歌合和歌會を行はる、十二月通光定家、家隆雅經、寂蓮等をして、上古以来の和歌を撰進せしむ、此の後承久頃までありしが、其の後のこと詳かならずと雖も、開太曆延文元年十一月十三日の條に「御御子左大納言入道年來有二一談、和歌所之體可、御覽、且爲、公所儀、不可有身恐、歟云々」と見え、拾芥抄新拾遺集の條に「貞治二年三月十五日和歌所、五條室町、自武家以三行忠三品、被、送、輪旨於撰者云々」と見え、惟高先生系譜、及び冷泉系圖によれば、和歌所の所領播磨細川庄、近江小野庄を御子左家に管領せしと云へば、承久頃以後鳥羽天皇隱岐に遷され給ひし後、院中の和歌所を御子左家に附し、俊成の第宅五條室町を以て、和歌所とせしものか、然れども和歌所の見えしは、延文の新年、貞治の新拾遺、永享の新古今を撰集せし時のみなるを見れば、常置のものにあらずして、和歌撰集の時々置きしものなるべし、明月記、家長日記、開太曆、藤原記、拾芥抄、ワカドシヨリ 若年寄 藤原朝臣江戶幕府の職名、將軍に直隸して、老中支配以外の諸役人を支配し、特に旗本を統轄す、其内一名を勝手掛となし、財務の事を管せしむ、尤も權勢あり、なほ月番を定めて、事務を行ふこと、老中のごとくなりき、また少老、執事、旗本支配、諸士の別當、旗本副執事ともいへり、老中に次で、重祿たり、帝鑑問答、菊之間詰等の諸代大名の内、多くは側室、奏者番、寺社奉行、大番頭を経て任補したり、人員は概ね三名乃至五名にして、位階は從五位下なり、役料なし、但し時によりて慶長五千石を給し、また隱居もしくは部屋住のもの、これに任する時は役料(慶長三年役料を假し、役金四千兩とす)を給せり、また若年寄格、若

ワカド

年寄也、四九若年寄、大御所付若年寄あり、而して西九若年寄は二人を定員とし、大御所附若年寄は定員なし、待遇並に水丸の若年寄におなじ、(シヨクセイ)の表に示したれば、其條を見るべし、(思原)室町時代の末葉に、諸大名等、老臣と相並びて萬事を奉行する者も、若年寄または若家老といへり、武田、里見等の諸家にて、これをおきたる事書に見えたり、江戸幕府また其稱を襲ひたるものにして、其源原に付き二説あり、一は、寛永十二年十月に、土井利隆と酒井忠朝とこれに補せられしより始まるとし、(藤原)徳川實紀)一は寛永十年三月に六人衆をおき、松平信綱、阿部忠秋、堀田正盛、三浦正次、太田資宗、阿部重次等を之に任じたりしが、信綱は其前年既に老中たり、忠秋、正盛もまた、同十年五月に老中となるが故に、利隆、忠朝、及び朽木種綱を以て其間を補ひ、正次、資宗、重次と共に六人衆たらしむ、然るに、同十五年十一月に至り、利隆、忠朝は并に其職を免ぜられ、重次、資宗も、亦他の職に轉せしかば、正次と種綱として旗本の事を掌る、此二人即ち若年寄のはじめなりといへり(泰平年表、校訂補任、是非連に決しがたし、姑く記して後考を俟つ、御日記を按ずるに、寛永十二年十一月土井利隆、酒井忠朝、三浦正次、太田資宗、阿部重次の五人直月して、萬石以下の輩にあづかりし事、及び其訴訟を掌らしめ、寛永十五年十一月、三浦正次、朽木種綱をして、旗本の輩を所屬とし、諸事を裁決せしめたることあり、并に若年寄の職なり、之によりて考ふれば、後説或は是ならんか、而して寛永十五年以後は三浦正次と朽木種綱の二人、専ら旗本を管したりしが、其後正次の職を免じ、御實紀に、寛永十六年壬生の城主となりし時免職せらるらんと

ワカマ

あり)慶安二年二月結納亦罷むるに及び、旗本に關する事は、暫く老中の掌る所となり、若年寄の所職一時中絶せり、尋で寛文二年二月久世廣之、土屋敷直の二人新たに若年寄となり、爾來連綿として之に補し、幕末に際しては、萬石以下の輩にして、此職に居るものあり、人員も慶應三年には十二人の多きに及びり、○若年寄格は、文久二年八月に稻葉正巳、若年寄並は、慶應三年三月に淺野氏祐、西九若年寄は、寛永三年に永井直敬、大久保教寛、大御所附若年寄は、延寶二年九月に加納久通、堀直喬が補せられしをばじめとす(見聞雜錄、里見義泰分限帳、松隆日記、柳營秘鑑、有司勤仕録、泰平年表、校訂補任、落輪譜、徳川實紀、武家名目抄、武鑑、嘉永明治年間録、徳川實紀、御役人代々記、開國紀原、古事類苑官位部)

ワカマツシヤウ

若松城 開國紀原、岩代國北會津郡若松町〇一に鶴城又は黒川城といふ、又會津城とも稱す、(開國紀原)至徳元年藤名直盛之を築き、子孫在城す、天正十七年藤名氏亡び、伊達氏に屬す、同十八年豊臣秀吉之を收めて、蒲生氏郷に與ふ、氏郷増築し、始めて若松城と稱す、後ち上杉景勝入城、慶長五年米澤に移り、蒲生氏再封す、寛永四年二月加藤嘉明之に代る、同二十年七月保科正之山形より移封、二十万石を領す、子孫相傳へて維新の際に至る、明治元年八月官軍二萬之を圍む、松平容保以下、老弱を併せて防戦し官軍を憐まし、糧食彈丸盡きて遂に降を請ふ、攻圍始と一ヶ月に亘る、封甘萬石を削らる、尋で酒井忠實此に治せしが、明治四年廢城、二十年舊藩主松平容大の所有に屬す、今尙ほ樓櫓を存す(會津史、會津要害録、明治政覽)

ワカミツ

若水 名正月立春の日、生氣の方の井より汲みたる水をいふ、後世は、元旦の早

ワカミ

朝に吸みたるを稱せり、公事根源に「荒玉の春立日に、これを奉れば、若水とは申すにや」とあり、古來より、若水を呑めば、一年中の邪氣を除くと云ひ傳へたり、(開國紀原)朝廷にては、古くは、立春以前より生氣の方の井を封じて人に汲ませず、立春の日主水司これを汲みて内裏に上り、朝餉として聞召されたりといふ、此事江家次第にも見えたり、江戸時代、武家にては、年男といふもの麻上下を着し、元旦に若水を汲むことを勤めたり、此時用ひる桶は、若水桶と稱し、幕の内にも新調し、鶴龜など目出度き繪を畫き、輪飾を附したり、此風今日に至りても、なほ一部分に行はる(公事根源、神書、日本歲事記、江戸歲事記)

ワカミドリ

若緑 襲の色目の名、表青、裏紫、春季之を着用す、カサネノイロメの挿初參看(重色目)

ワカミヤ

若宮 (一)本宮の祭神の子を、其境内に祭りたる社祠(二)本宮を勧請して祭りたる社祠をいふ、并に本宮に對する稱呼にして、後者は新宮の義なり、また老せぬ宮とも稱す、但令は石水八幡の若宮は仁德天皇、水若宮は宇治稚耶子を祭る、石清水の祭神は、應仁天皇にして、仁德天皇、宇治稚耶子は并に其皇子なり、また分社の意に用ひたるは、鶴岡八幡宮における若宮八幡の類これなり(神道名目類聚抄、類聚名物考)三代實錄貞觀十五年八月四日の條に、氣多若宮とあるを初見とす。

ワカミヤハチマングウ

若宮八幡宮 開國紀原、山城國京都下京區五條橋東五町目〇六條八幡或は左女牛八幡とも稱す、(開國紀原)應神天皇、神功皇后、仲哀天皇外一柱、(開國紀原)天喜元年十二月勅額により、源賴義をして六條左女牛に創建せしむ、卜部

ワカヤ

無親之を奉行す、故に左女牛八幡の別號あり、文治中源賴朝土佐國吾川郡、及び京都六條以南四洞院以東の地を寄す、慶長二年六月豊臣秀吉今の地に遷す、舊記に樓門、築地、廻廊、拜殿、東西の経所、神宮寺の建築、別當、小別當、公文、從儀師、堂達、十禮師、三綱神主、權神主、禰宜、神人、執事、兵士等の社職あり、今の本社は承應三年、後水尾天皇の勅に因りて造營すと云ふ(平安通志)

ワカヤマシヤウ

和歌山城 開國紀原、國和歌山由開國治開國天正十三年、豊臣秀吉紀伊を平定するや、之を弟羽柴秀長に封す、秀長また和歌山を以て、部將桑山重晴に與ふ、重晴即ち當城を築きて之に居る、慶長五年關原の亂起るや、重晴當城を守り、徳川家康に應ず、同六年重晴和泉國布施に移封の後、淺野幸長之に代り、四十萬石に封せられ、更に城廓を修築せり、二十餘年を経て、元和五年幸長安藝に移り、徳川賴宣入部、五十五萬石を領す、子孫相繼ぎて明治に至る(紀伊國風土記、武鑑、明治政覽)

ワキアケノコロモ

關腋 襖(アチ)を見よ。

ワキサカウチ

脇坂氏(掃部野野) 姓は初め物部、後に藤原、淺井秀政の三男生政の孫教政、九條殿の所領近江國葛坂庄下司となる、五世安明、佐々木義賢に仕へ、其子安治、永祿十二年明賢先考に屬し、天正十年豊臣秀吉に仕へ、采地百五十石を賜ふ、十一年賤ヶ嶽の戰に、七木槍の一人として名あり、功を以て五千石を賜ふ、十三年攝津の内一萬石を加賜し、從五位下中務少輔に任ず、同年八月和泉高取二萬石を、同年十月淡路須本三萬石を賜ふ、文祿元年朝鮮の役に軍功あり、三千石加賜、慶長五年關ヶ原役に徳川家康に従ひ本領を安堵す、十四年二萬石



ワキサ

加賜、伊豫大洲に移る、元和三年安元五千石加賜、信濃飯田に移封す、承應三年二千石を叔父六左衛門に分移す、寛文十二年安政、播磨龍野に移封、五萬三千石を領す、寶永六年安清、二千石を弟安利に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩閥譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

○安治 安元 安政 安照 安清 安興

ワキサシ

脇差(脇刺) 脇差刀の略稱、脇に差す故に名づく、又脇刀、脇物、懐脇刀、懐刀、懐劍、腰劍、守刀とも云ふ、即ち腰刀に同じ、貞丈雜記に「脇刺は、腰劍として懐中に隠して用心の爲にさす物なる故、脇さしの刀と云ふ、それを略して脇さしと計り云ふなり、古のわざざしは、長さ柄とに八九寸計にて鍔なく、柄まかす、今あひくちといふ物の事なり、柄のこじりを丸くするは、懐中する時、衣服にかゝらぬ爲にしたるなり、下緒を短くする事は、下緒のむすび玉を、帯の通りにおしほさみて、外へ取落さぬ爲なり、懐中にて脇へさし置くは、わざざしと云ふなり」とあり、慶仁以後戦乱相次ぎしを以て、懐に利あるを宗とし、脇差の寸尺を長くして、鍔を入れ柄をまさき、打刀と同じ拵にして、懐の外へ出して、打刀に差し副へ、大小と稱し、昔の脇差は小さ刀と稱するに至り、後にはこれにも又鍔を入るに至り、故に大脇差、小脇差、陣脇差事の名出づるに至る(貞丈雜記、武家名目抄)

ワキモンセキ

脇門跡 「ワキモンセキ」を見

ワキヤヨシスケ

脇屋義助 名關通稱

ワケ

大郎義隆新田義貞の弟、元弘中義貞に従うて北條高時を討ち、功を以て兵庫助となる、建武元年義貞と共に京都に入り、武者所となり、駿河守護を領したりしが、二年足利尊氏の叛し、義貞東征するに及び、別に尊長親王を奉じて、尊氏と竹下にて戦ひ、敗れて京都に還る(マタノシタノマタカヒ「参看」)延元元年(北朝建武三年)尊氏の京都を犯すや、諸將と共に之を敗り、西海に走らす、功を以て右衛門佐に拜し、昇殿を許さる、既にして尊氏の大舉して西上するに際し、義貞等は兵庫に防ぎて利あらず、十月義貞の北陸に赴くに及び、義助またこれに従ひ、袖山に據らんと欲せしに、城守瓜生保保、敵に附したるを以て、金崎城に入り義貞に會したりしが、二年(建武四年)足利高経等來り圍み、危急に迫れるがゆゑに、義貞と共に城を脱して袖山に歸る、三年(曆應元年)義貞の袖山城を再舉するや、平泉城の僧徒三の峯に據りて應じ、將領を請へるを以て、義貞即ち義助をして赴いて軍事を統べしむ、會々高経の部將細川某來襲せしと雖、撃つて之を卻け、更に進みて府城を取りしが、七月義貞薩島に戦死するや、義助退いて石丸城を保ち、四年(曆應二年)七月足利羽城に高経を攻めて之を陥る、此後後村上天皇即位するに及び、特に優詔を賜ひ、托して軍國の事を以てす、尋で尊氏兵を遣はして高経を救ふに際し、義助破れて美濃に趣きしが、再び土岐頼遠の敗る所となり、遂に吉野に逃る、翌日利部郡に任ず、興元元年(曆應三年)の春、伊豫國人兵を起し統帥を請へるを以て、義助命を拜して下向し、西國の軍事を督す、是に於て南海の官軍また振ふ、義助即ち入りて、府に居りしが、五月病んで卒す(大日本史)

ワケ

別 義隆姓の一種、其名義に就きて諸

ワケサ

説あり(一)吾君兄の借字なるべし(二)諸國を別ち賜ひて主たらしむる義なり(三)別れて始祖となるを言なるべし(和訓栞) (四)アイヌ語の官名ワケにて、頭又は主長の義なり(中田嘉武氏説) (四)別とアイヌ語のワケと同一語根なれども、アイヌ語より出でたるものにあらざりして、國語の敬稱語にて、頭首、根本、多大の義を含むものなり(白鳥博士「國語」)古事記景行天皇の條に「五十九王、并八十王之中、七十七王者、悉別國々之國造、亦和氣及船置、蘇主也」と見え、書紀同天皇の條にも「七十餘子、皆別國郡、各如其國、故當時謂諸國之別者、則其別王之苗裔焉」とあり、これ別の見えたる始めなり、又孝德紀大化二年改新の詔に「別、臣、造、伴造、國造、村首所、有部曲之民云々」とあるを見れば、上古は貴き姓たりしが如し、古事記中に、皇子にして別姓を負へるもの二十五氏あり、皆諸國の地名を以て名とせり、然るに後ちに減びて氏となりしこと、概日本紀天平神護元年三月の條に、藤原別真人處虫女、藤原別真人清原等見えたるにて知るべし(カバネ「参看」)古事記傳、姓序考、氏族考、傳調業、國家學會雜誌、可波根考、史學雜誌「國語に於ける敬稱語の原義に就て」

ワケサ

輪袈裟 「ワケサ」を見よ、

ワケノキヨマロ

和氣清盛 名關初め氏姓を繁梨別公、尋で藤原別真人、または輔治能真人と改め、後ち更に和氣朝臣を賜ふ(藤原石別命の後裔、父詳かならず、姉を法均尼といふ)藤原朝藤原野野の人、從六位上に叙し、右兵衛少尉となり、天平神護中、從五位下に進み、近衛將監に移る、神護景雲三年、大宰主神中臣智賀阿曾廣八攝宮の託宣を奏して曰く、道鏡をして皇位に即かしめば、天

ワケン

下太平ならんと、稱徳天皇、これに違ふ、既にして天皇清盛を祿下に召して曰く、朕昨夜夢みらく、八幡神使來りていふ、大神事を奏せしめんが爲めに、尼法均を請ふと、汝宜しく、姉に代り往いて神命を聽くべしと、蓋し法均は早くより天皇に事へ、委れるに腹心を以てせられしかば、清盛また姉の緣故により、天皇の信任を委くせるがゆゑに、此命ありなり、爰するに臨み道鏡、清盛を喚び、暮るに官爵を以てす、時に路豐水あり、清盛に謂て曰く、道鏡にして、もし天位に登らば、吾れ何の面目ありてこれに事へんやと、清盛は死を誓うて往き、神宮に詣りて教を請ふ、神託宣して曰く、我國開闢より以來、君臣の分定る、臣を以て君とすること、また之あらざるなり、天日嗣は必ず皇統を立てよ、無道の人、宜しく早く掃除すべしと、清盛歸り來りて奏する事神教のごとし、是に於て道鏡大に怒り、清盛の本官を解き、因幡員外介と爲す、未だ任所に赴かざるに際し、詔あり、姓名を別部瓊麿と改め大隅國に流す、參議藤原百川其忠烈を怒み、備後封二十戸を割いて之に與ふ、光仁天皇踐祚し、道鏡を下野に置する及び、寶龜元年清盛の姓名を復して召し遣し、二年また本位に復し、播磨員外介と爲す、天應元年從四位下に進み、延暦中攝津大夫となり、從四位上に叙し、民部大輔、中宮大夫を兼ね、尋で正四位下に進む、時に桓武天皇長岡の新都を營み、十歳にして成らず、費す處甚多し、清盛密に奏し、遊獵に托して、葛野の地を相し、都を遷さんとを請ふ、十五年從三位に陞る、幾もなくして骸骨を乞ふ、許さず、功田二十町を賜ひ、以て子孫に傳ふ、十八年薨す、年六十七、正三位を贈る、清盛通曉する所多く、最も故事に明かなり、民部省例二十卷を撰し、また中宮の教を本じ、和氏譜を撰し

ワケベ

ワサン

て之を上る、また嘗て田一百町を備前に墾し、永く賑給の資と爲す、郷民之に頼る、嘉永四年三月詔して、高尾山神樂寺なる清盛の廟に、護王大明神の神號を宣下し、正一位の神階を授けられしが、明治七年別格官階に列し、護王神社と改め、十九年十一月、山城國京都市上京區藤崎岡町に遷す、明治三十一年更に正一位を贈らる(大日本史、補世宗廟記、公卿補任) 工藤祐經の六世高景(一説親光)より出づ、高景足利尊氏に仕へ、正慶二年伊勢安濃郡長野地頭となる、曾孫光久、安濃郡分部に住し、分部氏と稱す、七世光嘉藤田信包に仕へ、文祿元年信包移封の時、豊臣秀吉、光嘉に伊勢上野一萬石を賜ふ、慶長五年關ヶ原役、徳川家康に屬し、功を以て一萬石加賜す、元和五年光信、近江大津に移封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる、後に華族の待遇を停止せられたり(藩閥譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

○光嘉 光信 嘉治 嘉高 信政 光忠 光光 光庸 光賢 光邦 光華 光良

ワサン

和讃 佛敎家が印度の伽陀、支那の頌に倣ひ、和語を以て文句を調へ、佛菩薩及び祖師の盛徳を讃嘆したる詩をいふ、和語の讃歌の義なり、平安朝時代の末葉、淨土敎の流行に従ひ、善導の往生禮讃等の傳唱せらるゝに方り、淨土敎を主唱する僧等が、漸く倣ひて作りたるものなり、横川の源信の來迎和讃、二十五菩薩和讃、山王和讃、天台大師和讃、覺超の阿彌陀如來和讃、及び藤原通憲の智證大師和讃と云ふものあり、是等の作者に就いて、確證なしと

ワシヤウ

和尙 「ワシヤウ」を見よ、

ワシラ

志緒 「ワシラ」を見よ、

雖も、古くより天台宗に傳はれるは事實なり、次に親鸞の淨土和讃、高僧和讃、正徳末和讃あり、淨土和讃の首に、往生禮讃を引けるを以て、其被れに倣ひて作りたることも知らる、次に知真(一蓮上人)の別願和讃、百利口語あり、然れども法會佛事に和讃を唱したるは、稍々後世の事にして、兼壽(蓮如)始めて往生禮讃の唱を變じ、親鸞の和讃を以て之に代へ、聲明の音節を附して唱したり(天台宗、眞宗寶典)

ワシラウチ

鷲尾氏 姓は藤原、四條隆季の孫隆衡の男隆親の三男隆長、京都東山鷲尾に居住す、依て氏とす、權中納言從二位に至り、永仁四年十二月薨す、羽林家の一、世々將官辨官を経て、大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(尊卑分限、諸家知譜、系譜、華族譜)

○隆長 隆嗣 隆順 隆右 隆教 隆豐 隆遠 隆頼 隆康 隆尙 隆量 隆光 隆尹 隆長 隆照 隆建 隆仲 隆純 隆敬 隆賢 隆榮

ワシヤウ

和尙 「ワシヤウ」を見よ、

ワシラ

志緒 「ワシラ」を見よ、

夏冬共に羅を用ふ、幅三寸五分、長さ一丈二尺あり、疊みて左の腰の前通りに垂るゝなり、二つに折り、わなの片を又三分一許に折り、引のばしたる袴のあしつきより、三四寸さがる處を見計らひ、半臂の上より、疊機に左の腰の前通りに當て、三分一に疊みたる其中程を、同じ緒にて結ぶなり、服制及び衣服の挿挿并に、ハンビ「参看」緯皮、裝束集



ワタガ

成、裝束甲冑圖解
ワタガミ 綿上 鏡の名所「ヨロヒ」を見よ、
ワタクラモン 和田倉門 江戸城内部門の

ワタシロノヲドシ

肩白威 威の一種、鏡
の袖の上二段を白く威したるを云ふ、例へば赤威肩
白と云ふ、總體を白染の糸にて威し、袖も赤威にし

ワタナベウチ

渡邊氏(和泉伯太) 姓は源
氏、源朝の男爵井源太久、攝津渡邊に遷住す、十八世
の孫渡邊道綱、三河碧海郡浦部に移住し、延建三年始

ワタナ

網の次子忠綱に分與す、元和九年忠綱早世せしを以
て、其地を弟吉綱に與ふ、慶安三年叙爵して丹後守と
稱す、寛文元年方綱、和泉の地一萬石を賜ひ、伯太に

ワタナベクワサン

渡邊華山 名諱名
は定靜、通稱は登、字は千安、又伯登といひ、華山、隨
安居士と號す、法名文忠院華山伯登居士、關西定通

ワタニ

奉行鳥居忠輝深く蘭學を好み、機を見て蘭學者一派
を羅織せんとするの意あり、會々山口屋金次郎とい
へる者、亦夙に蘭學を好みしが、同志と共に無人島に

ワタニホヒ

肩白威 威の袖の上を白く威し
たるを云ふ、袖の下の方を白く威しにして、上より二
段めを白く威しにして、又上の一一段を白く威しするな

ワタラヒノコホリ

度會郡 關西伊勢
國度會郡、古へ度會縣あり、大化五年分て、度會及び
多氣二郡を置き、各十郷を管す、關西書紀度會、又

ワタツ

治沿革編以後度會に改め、今之に従ふ(郡名異同一
覽、國郡沿革考)
ワタツミノクニ 綿津見國(海神國)
大古我國一部の國名、綿津見は海つ持にして、ツメ

ワツフ

一日藤原師實が、同師通に朱器奉盤、及び長者の印
等を譲りし條に、渡領四ヶ所を譲りしこと見えたる
は、渡領の見えたる初めとす、これより藤原長者とな

ワドウ

和銅 元明天皇御宇の年號、慶雲五
年正月十一日、曩に武藏國秩父郡より和銅を獻じた
るを以て元を改む、七年を経て元正天皇即位し靈龜

ワドウ

倭名類聚抄
二種あり、四國事物の和名を分類して聚め、和漢の
群書を採り、文字の出處を明かにしたるものなり、蓋



# 國史大辭典終

ワラハ

廿八門(流布本二十卷、四十部、二百六十八門に作る)  
名曰(和名類聚抄)と見えたり、二十卷本は伊勢本尤  
も古く、元和中那波道圓刊行し、寛文七年、慶安元  
年亦刊行したり、十卷本は尾張大須賀生院本を寛政  
十三年刊行せり、此他寫本數本あり、文中披書十  
卷本を基とし、以上諸本を校合せるもの、尤も完備  
す、明治十六年四月印刷局より刊行せり(源順  
和名類聚抄卷四册(附契沖)箋註後名類聚抄  
(附谷波書)等(箋註後名類聚抄))

**ワヨシヤウ** 和興狀 鎌倉時代訴訟の時、問  
答中一方承諾して和解せる時、雙方より奉行に出す  
文書を云ふ、奉行は其狀によりて下知狀を作り、之  
に授けて讀となす例なり、其證列を袖に書くと、裏に  
書くとの二様あり、一に之を和興認可狀とも云へり  
(沙汰未練書、武家名目抄)

ワラハ

**ワラハサウソク** 童裝束 童の着用する裝束  
東をいふ、細長(ホソナガ)と汗衫(カサミ)との二種  
あり、各其様につきて見るべし、

**ワラハナ** 童名 幼稚の時付する名、元服以  
前に用ふ、また小字、乳名、若名とも稱す、公家  
には、攝家は何君、清華以下は何丸など、稱す、龜君、  
松尾君、藤丸、鈴丸の如きこれなり、又何若丸、何千代  
丸とも稱し、略して何若、何千代ともいふ、武家及  
び其以下の庶人等は、堂上家のごとく、何若、何千  
代、何丸等の稱多く行はれたり、源義経が牛若丸、豐  
臣秀吉が日吉丸、徳川家康が竹千代といへるがごと  
きこれ也、又何松とも付けたり、福島正則が市松、  
徳川忠長の國松などいへるにて知るべし、霸王、  
春王、松王、蓮花王など、何王と稱することも、早く平  
安朝時代の末葉より行はれたり、王はもと皇族の稱

ワラハ

なるが、轉じて庶人の幼名に付すること、いされるな  
り、又室町時代の末より、江戸時代の初にかけて、幼  
名にオ字を加へ、女の名らしく呼ぶこと行はれたり、  
水戸光圀の幼名長丸なるをお長といひ、本多成重の  
幼名仙千代なるをお仙といへるが如きこれなり、名  
(ハ)參看(大鏡、曾我物語、今物語、源平盛衰記、太平  
記、平治物語、太閤記、四季草、貞丈雜記、玉勝間、元服  
法式、南留別志、放實拾要、類聚名物考、徳川實紀、主  
同繁記)

**ワラハヤミ** 瘧 病名、隔日に起る故にオコ  
リとも名づく、又冷戦寒熱とも書す、古言ワラハヤ  
ミ、熱病の寒熱、日を隔て時を定めて發る、其發る  
をフルフと云ふ、

**ワリモトソウタイ** 割元總代 大庄屋に  
同じ、單に割元とも稱す、ワホシヤウヤシ參看、

明治四十一年七月十一日 印刷  
大正四年五月五日 増訂發行  
明治四十四年八月十一日 増訂發行  
大正十四年八月十五日 大増訂發行

第四回



## 發賣所

編纂者 文學博士 八代 國治

同 早川 純三郎

同 井野 邊茂雄

發行兼印刷者 合資會社 吉川 弘文館  
東京市芝區愛宕町三丁目二番地  
代表者 林 縫之助

印刷所 東京市芝區愛宕町三丁目二番地 東洋印刷株式會社

發賣所

東京市日本橋區數寄屋町 六合 合館

名古屋市西區下長者町四丁目 合資會社 川瀬書店

大阪市東區北久太郎町四丁目 合資會社 柳原書店

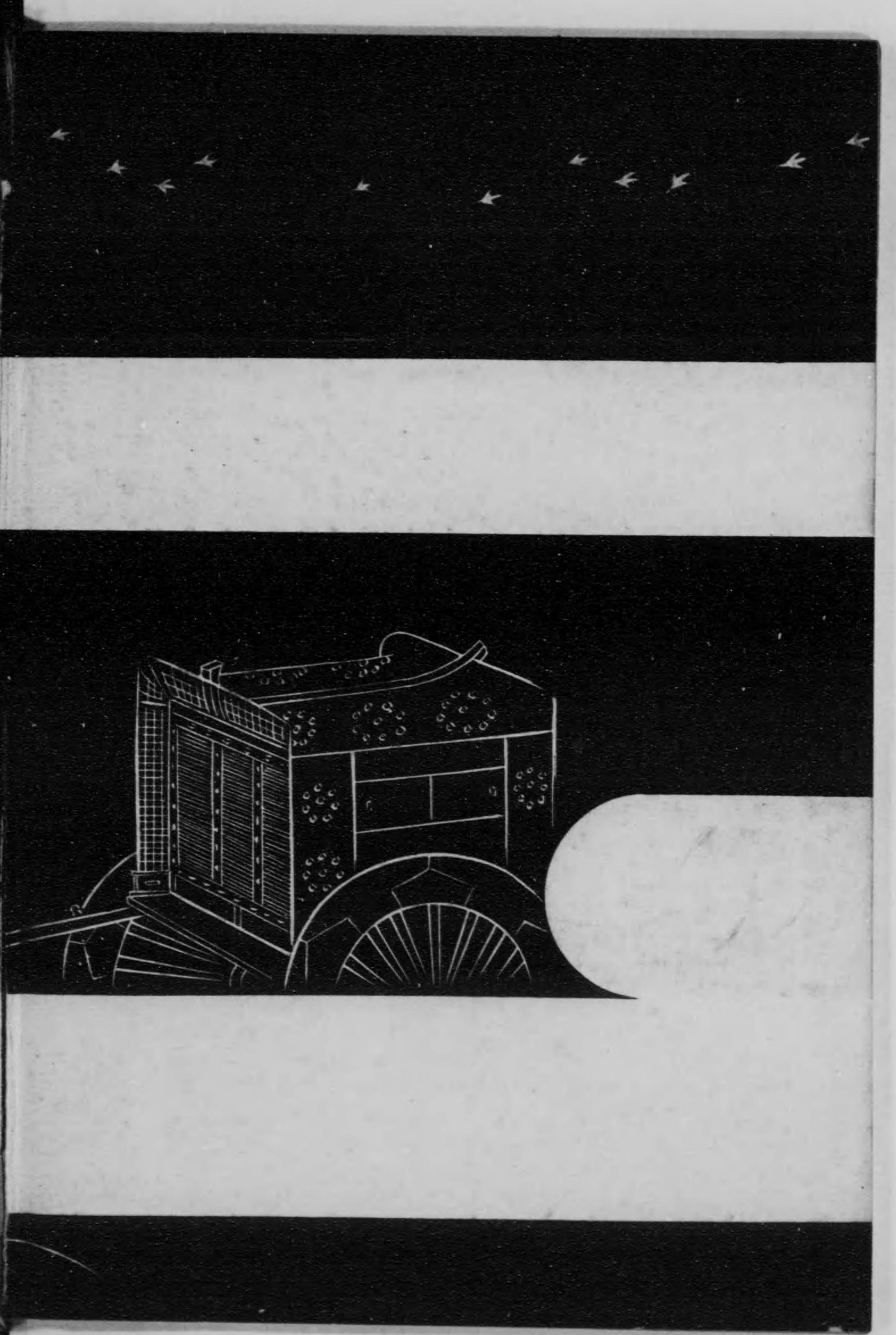
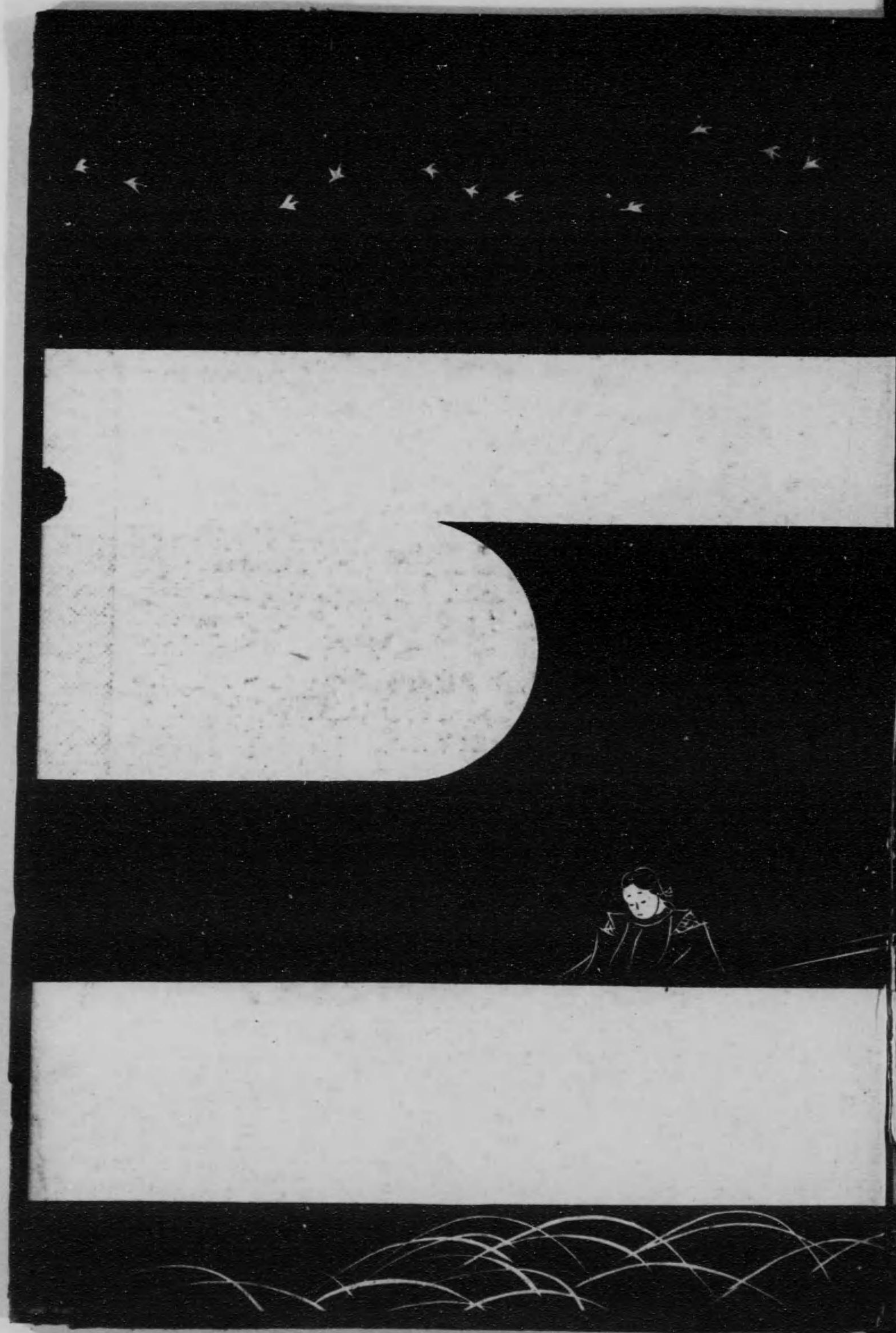
東京市牛込區早稻田鶴卷町三二 合資會社 國際美術社

東京市京橋區鈴木町 日用書房



製本所塩川兼三郎







終